

第III部 営業統計の近代化：営業センサスの実現

Nagaya, Masakatsu / 長屋, 政勝

(出版者 / Publisher)

JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE, HOSEI UNIVERSITY / 法政大学日本統計研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

BULLETIN OF JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE / 研究所報

(巻 / Volume)

46

(開始ページ / Start Page)

149

(終了ページ / End Page)

240

(発行年 / Year)

2015-07-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022694>

第Ⅲ部 営業統計の近代化

—営業センサスの実現—

「社会的な職業構成と生業構成に関するいかに多くのこれまで知られていなかった開示といかに価値ある開示が 1882 年ドイツ職業調査に負っているかが十分に示された。・・・完全性において、おそらくまた信頼性においても、いかなるヨーロッパ諸大国の職業調査といえども、ドイツの職業調査には較べようもない」(ヴュルテンベルク王国統計-地誌局長リューメリン、1882 年)

第7章 1872年ドイツ帝国営業調査の構想

はじめに

前章で明らかにされたように、関税同盟統計拡充委員会の最終報告（第18号）として「営業統計に関する報告」が提示された。1871年8月19日のことである。これは拡充委員会の終了日時でもある。これによって新たな様式にもとづく営業調査が翌72年5月に実施される途が開かれた。19世紀10年代のプロイセン王国の事例を先頭にして、ドイツのいくつかの領邦国家、さらには関税同盟において営業統計の作成が試みられてきた。しかし、それらのいずれもが近代的レベルでの統計調査といえるほどの表示内容と調査様式を備えることはできなかった。爾来、約60年の経験を積んでここに初めて本格的な経済統計調査として営業統計調査が構想されることになった。

当報告は1870年2月9日の拡充委員会第20回会議で営業調査に関する素案が提示された後、いくつかの検討を重ねる中で行きつ戻りつしながら、委員会審議の最終段階でようやく辿りついた結論である。そこには当時のドイツ社会統計が抱えていた難問とその克服をめぐる検討の跡が赤裸々に映し出されている。

報告文の素案作成ならびに最終仕上は、プロイセン王国代表委員で同国統計局長であり拡充委員会の営業統計部門の責任者を務めていたエンゲルの手によるものである。従い、「報告」には当時のドイツ経済統計に対するエンゲルの見解がこれまでの営業統計に対する批判を含めて強く表出している。しかし、この結論に達するまでには、他の多くの委員や専門家による約1年半に及ぶ精力的な検討が必要であった。ここから、社会統計と営業問題に関する最先端の識者がもつ叡智の結晶がこの「報告」ということになり、ドイツ社会統計の近代化をめぐる論点が集中して現われているとみなすことができる。本章の目的はこの「報告」に盛られている内容の検討を通じて、1872年営業調査の基本性格と歴史的位を明らかにすることにある。

I. 営業統計の課題

1. 営業調査の範囲—営業分類—

まず初めに確定されるべきことは、営業調査の包摂すべき範囲である。委員会は今回の調査用に新たな営業分類＝「営業経営の体系的概括」を提示している。これはこれまでの関税同盟営業表、従い、またプロイセン営業表の採用してきた大経営／小経営という2分割法を放棄し、経済活動（営業上の操作あるいは作業プロセス）別と製品別とを組み合わせた17グループ、77クラス、445細目分類を取っている。その内の12グループまでは物的製造・加工・精製部門（狭義の工業）、13・14グループに販売・商業、15グループに保険業、16グループに交易、最後の17グループに行商営業を設けている。

これまでの営業表の二分法が経済活動の実態にそぐわなくなっており、局所的需要に応える小経営とされていた手工業者の中にはすでに「企業家」（Unternehmer）とよばれるべき層が輩出してきており、他方で大規模販売を目的にした営業経営体＝工場には機械制工場のみならず、マニユファクチャーやとくに問屋制家内工業も含まれ、そこに関連する生産単位であれば、たとえ小規模な零細手工業であっても工場生産の枠内に組み入れられていた。この結果、分類項目と表示内容に統一性が欠如せざるをえなかった。このような混乱はエンゲルを初めとする少なからざる論者によって批判され、二分法に替えて営業経営の活動ならびに取扱う対象を基準にした産業分類を採用すべきことが再三に渡り指摘されてきたのである。1870年のエンゲルによる営業統計改革の提言がこのための下敷きになっている。エンゲルは拡充委員会の営業統計部門責任者として営業統計改革を掲げ、経営関係と経営形態、就業者構成・経営規模、そして経営設備（とくに、原動機と作業機の利用）、こうした営業経営の多面的側面を表示対象にした新たな関税同盟営業統計を企画する上での中心人物であり、これまでの営業統計に関しては、その「ほとんど全てが新たに構成されるべきであった」とし、すでにザクセン王国統計局時代から一貫して営業統計改革を主張し続けてきている。¹⁾

このためには、エンゲルは各国における人口調査時の身分と職業分類、営業調査時の営業分類や工

業分類の実例を調べ、またドイツでの営業展示会や世界工業展示会で提示された製品カタログ、各国の関税率目録、等々をこまめに検討している。また、以前の1857年ウィーンでの、また新しくは1869年ハーグでの国際統計会議において、各国産業分類の統一化が検討されてきた成果にも後押しされている。こうして、今回の営業分類は、「ますます進展する分業の下で概括することのほとんど不可能なほど多くの営業」を対象にして、「同類のものをまとめ、現実生活にきちんと密着しながら、かつまた別の側面で分類に対する科学的要求に可能な限り沿うようなもの」が作成されたとある。²⁾

営業統計の力点は「職種あるいは営業経営者個人にではなくて、それは職業場所ないしは経営場所、あるいは営業経営に置かれなくてはならない」。³⁾これを基本命題にして分類を施したということである。この意味は、営業調査は就業者個人に関する職業調査ではなく、あくまで営業経営（＝組織体）が調査の単位になるというものである。旧営業表が手工業での職業調査と工場での施設・設備調査という二元的な起源の下に、ひとつの統計表にその性格からしてもともと異質なものを混在させていた。この不透明さを払拭して、経営体ごとの人的物的ならびに経済的側面に関する営業経営調査として一元化するということである。

とはいえ、今回の営業分類が当初想定されていた農林漁業や畜産部門を除外し、また医療や保健といった公益分野、その他いくつかの排除分野をもつことによって、産業全体に対する全般的経営調査とはなっていない。また、体系的分類には取り入れられたとしても、鉄道・郵便・電信経営、採鉱・製錬・製塩業、さらに、保険業や行商営業に関しては所轄官庁や在地官庁からの特別報告の形で資料収集を行っており、これらは直接調査の対象外とされている。こうした点からみると、今回の営業調査においてもまだ全般的産業統計の段階にまでは達していない。例えば、採鉱・製錬・製塩分野は以前からドイツ各国では鉱山監督局の管理するところのものであり、毎年ないしは5年ごとに提出される業務報告には生産物量と額、経営種類と形態、使用原動機と作業機、就業者構成、賃金、等々に関する報知が含まれていた。これを利用することで、直接調査を経ないでも採鉱業関連分野の経営資料は集まることになっている。こうした業務資料を転用し、営業統計とは別種の統計として挿入しようとしている。⁴⁾

なお、今回の調査では営業の体系的分類の他に、前章でも触れたアルファベット順索引が用意されている。拡充委員会のその審議の末期に索引作成のための小委員会を設け、第80会議でそこからの案を承認している。これは同義語、また同じ営業種でありながらも国や地方ごとに異なったよび方があるため、調査時の混乱を避け数量の比較可能性を確保するため、1,543にも及ぶ営業種名をabc順に並べ、その各々が体系的分類のグループ/クラス/細目のどこに帰属するかを指定したものである。

2. 調査課題

1. こうしてまず、調査範囲が限定されたとして、次に営業経営を特徴づけるためには何を調べればよいか、従い、営業統計の目的は何かということが問題となろう。「報告」はこれに関し次のように説明する。⁵⁾

どの営業も生産を目的にしており、この生産には自然・労働・資本の3要素が必要なため、これら要素の質的量的属性を可能な限り正確に描写することによって営業調査の課題が達成されよう。しかし、その実行には大きな困難がつきまとう。これまでの営業統計の実例を調べてみても、そのほとんどが営業の性格づけに成功しているとはいえない。工業化の最先端国イギリスでも、人口センサス時に職業身分として営業経営者を取り上げるに終わっており、営業経営そのものを対象にした調査は行われていない。こうした調査は方向として、

- ① 人口調査にある個々の住民の身分・職種および労働・雇用関係の項目から営業関係の把握を目指した調査

ということになる。また、他にこれまで次のような方向もあった。

- ② 独立の営業経営者にその営業の性格・範囲を質問する本来の営業統計調査
- ③ 財貨の動きと消費に関し、その種類・度合・方向を調べ上げる商品・輸出入・消費統計調査

とはいえ、②の独立営業調査といっても十全なものにはまだ遠く、これらはいずれも内容的には貧

弱である。また、それらの調査結果が統合されて一国における産業活動の全体像を獲得するというところまでは進んでいない。⁶⁾

営業状態を知る上で、ある都市において特定の営業種に就業者が何人いるかという報知だけでは不十分であり、これに就業者の親方／職人・徒弟関係、使用原材料、使用機械、燃料とその価格、機械の稼働期間、組合や団体への参入、製品の販路、福祉制度の有無、等々、これら一連の経営内容に迫る事項が調べられて初めて営業調査といえることができる。また、こうした調査によって獲得された数量で裏づけられることになる事実には、これまでの営業統計では得られない飛躍的価値も出てくる。こうしたものが本来の望まれるべき営業統計というものであろう。

ここで「報告」は営業調査がもともと物的製造分野—その代表例が都市部での手工業—における就業者の職業調査に端を発していることを看取し、これが人口調査に附随した身分・職種調査であったこと、また、たとえ営業経営そのものを対象にした調査ではあっても調査項目が一面的なものに終わっていたこと、このことに批判的に言及しているのである。とくに、後者ではこれまでのプロイセンと関税同盟での営業表作成の実例を念頭に置いているのは明らかである。⁷⁾

しかし、営業表段階を越えるにしても、営業調査には本来的にいくつかの制約がついて廻る。それはまず上の生産の3要素の内の自然力と営業統計のかかわりの中に表われてくる。自然の力は一国の生産能力を規定する上で大きな影響を及ぼす。例えば、イギリスの海岸に沿って流れるメキシコ湾からの暖流は天然暖房の役割を果し、大掛りな蒸気機関設備（蒸気罐の設置と戸外での気管配置）を可能にし工業生産を支えている。他方、たとえ同緯度であってもドイツの地では厳重な囲いを要し、巨額の設備資金と維持費の出費を余儀なくさせる。自然環境はこうした違いをもたらす。とはいえ、この問題を営業調査で数量的に表示することには困難がある。後述されるように、営業統計では動力源という項目でわずかに風力と水力と経営とのかかわりが問われるのみであり、自然力の一端にしか触れていない。

かてて加えて、他の自然力、特定国家・特定地域での鉱物・植物・動物資源のあり方、さらに国家・地域の地理的配置や条件、これらも営業活動を左右する要因ということにはなる。しかし、それらについても営業調査が直接に関与することはない。また、国民や民族の人種的・人類学的相違、政治や社会の相違にもそれなりの配慮を払う必要もあろう。こうした現象の一連の因果的結合にも配慮するとはいえ、しかしあくまでそれらは営業統計そのものとは疎遠であり、直接的関係は出てこない。それらのごく一部分しか営業統計には浮かんでこない。もともと営業統計はこうした制約をもっている。

さらに注意すべき制約は、産業活動と国民生活とが必ずしも直結しないことである。営業統計の伝えるところでは経済的に栄えている場所ではあったとしても、別の資料からみれば住民は貧困に苦しんでいるところもある。それは例えば、以前から大掛りな産業活動を続けてきた地域が、企業家が引退し他地域に移ったため、その保有するこれまでの成果が当地では活かされず住民だけが貧しいままに取り残されるといったこともあるし、また産業は繁栄しているにもかかわらず、貧窮者層が多くそれに対する社会的扶養への負担が過重なため、衰弱してゆく市町村もみられる、こうしたことである。産業分野の統計＝営業統計は輝かしい経済繁栄を数量の中に映し出すこともある。しかし他方で、国の別分野の統計からは高い死亡率と低い出生率、窮乏化、また社会扶助のため多大の財政支出を余儀なくされる多数の市町村の存在、こうした異なる事実の伝えられることもある。このような営業統計の伝える数量と当該地での住民生活の実態とのずれにも注意を払う必要がある。本来的には営業統計はこうした生産がもたらす社会的な生活への作用にも注意を払い、単に生産の技術的また交換経済的側面の観察に終わってはならないものではある。しかし、こうした側面については目下のところ営業統計では捕捉不可能であり、それに関しては個別産業分野についての実態調査による詳細研究（＝モノグラフィ）に委ねるしかない。これも営業統計の限界である。

2. こうした制約の中で、全般的営業統計の課題とはただ、「すべての、あるいは大多数の営業に特徴的な描写対象（Schilderungsobjekte）を把握する」⁸⁾ こと、こうしたものに留まらざるをえない。このため、委員会がこの描写対象として取り上げ、全営業経営について調査すべき項目として選定するのは以下の4点に限られる。まず、次の2点がある。

- ① 経営形態
- ② 個別営業経営で活動している人力と機械力

これによって、当初いわれた生産要素の自然力と労働に関して、①の経営形態別と、②における人間と機械の地域別配置という側面から捉えることが可能とみる。それほど大きくはない空間領域、具体的にはその地誌的特徴のすでに明らかにされている領域＝県を単位にして、まずは自然力との関連から、そこに現存もしくは利用されている動力源を報告させることである。次いで、とくに労働について雇用主と被雇用者の関係という面から、それぞれの数量とその性・年齢別構成をできるだけ完全に数え上げることである。そして資本要素に関しては、現存する原動機・作業機・作業器具の数量を推論可能にさせる報告を集めることである。上の生産3要素に関して、営業統計によって描写できる対象範囲をこのようにして確定することが可能とみる。就中、拡充委員会が力点を置くのは経営形態での大小の区分であり、その理由として次のことが強調されている。⁹⁾

経営形態に関して、委員会はそこから選ばれた専門家の次のような見解に同意した。すなわち、いまでも営業の小経営と大経営がなんら特定の境界をもたないまま相互に移行しているが、小営業が、主として大営業に対抗しながら、いかなる経営形態の下で維持されているか、これが確かめられるべきである。さらに、委員会はいかなる規模といかなる営業において、ことに独立した工場における工業、あるいは本来の工場工業が家内工業に対峙しているかを調査することに価値を置かねばならないと考えた。

営業経営の大小区分の基準をその就業者数に置くことに加え、これを大営業としての独立工場施設と小営業としての家内工業という形態区分でみようとするわけである。後述するように、調査用紙にはこの点に最大の考慮を払った質問項目が設定されることになる。これに続けて、「報告」が報告収集を望ましいとしたものに、次のものがある。

- ③ 労働者のための制度 (Einrichtungen)
- ④ 国民の財 (Nationalvermögen) に労賃として流入する年総額

これによって、これまでの営業調査のもっていた狭隘さを一気に突破しようとする。労働者の労働条件や環境、また賃金についての報知獲得が営業調査で試みられたことはこれまでなかった。とはいえ、これらはあくまでも任意調査の範囲とされ、今回の調査では必須のものとはみなされていない。③は労働者に関する福祉制度と設備の有無を問うものであるが、これも一部の大規模企業に報告提示を求めることに甘んじている。④の労働者の賃金については、営業調査が経営統計とすれば、必須の質問項目ということになるが、当時の調査常識からみてすべての営業経営者から正確な回答を期待することの不可能な分野ということであり、後述するように、比較的大経営用の調査用紙には1項を当てて詳しい申告を求めているが、回答困難とみた者に不回答を可とすることで、これも任意回答項目とせざるをえなかった。

従い、今回の調査はあくまでも①の営業経営体の経営形態別分類と②のその人的物的構成の把握を主眼に置き、経営の内的契機(資本額、生産・販売額、支払賃金額、等々)にまでゆき届いた調査とはなりえていない。従い、狭い枠内での経営調査に留まったものといえよう。この限りでは、これまでの営業表の枠を部分的に引きずっているという批判も当てはまるが、しかしこの2側面での調査が徹底するだけでも(ことに①の経営形態について)、これまでになかった営業調査ということになる。¹⁰⁾

II. 調査用紙

1. 小経営と調査紙

次の問題は、以上の項目が調査の書式用紙の中でどのような質問事項となって具体化されることになるか、ということであろう。

まず、「経営形態」はどのように把握されようとしているか。前章で述べたように、1872年営業調査では経営を営業経営者(=業務所有者)を除いた就業者6人以上/5人以下をもって大小に二分し、それぞれ別様の調査書式をもって臨むことになった。すなわち、前者には表裏1枚の調査紙、後者には4ページからなる調査票を当てることになった。まず、調査紙の方から、この経営形態がどのよう

な設問で捉えられているかをみてみよう（章末の附録1「調査紙書式」を参照のこと）。

上述したように、委員会はいわゆる工場（独立施設での工業生産、あるいは本来の工場工業）と家内工業の対峙がどの産業分野でどの程度進んでいるかに調査の価値を置く。「報告」において、家内工業とは「一部分は大規模工場・購入業務の所在場所に住み、一部分は別の場所に住みながら、それら工場・購入業務のために作業している独立・非独立営業経営者が、大きな工場建物ではなく自宅で、しかしながら雇用主の指示と見本にのっとり、またかれらから与えられる原材料でもって働いているもの」¹¹⁾と定義されている。また近時、原材料のみならず、コストのかかる手工業道具（例、金属製靴下編機やミシン）の貸付けもみられ、これにより生産上昇と雇用主への依存度の増加といった傾向が現われてきており、こうした家内工場も調査に取り込む必要がある。これら家内工業の多くが就業者5人以下の小規模経営にあるとみなし、小経営を対象にした調査紙の中で次のような調査項目を設けている。すなわち、

5. あなたは 主として自前で働いていますか それとも主としてひとりあるいは複数の工場商人あるいは工場問屋のためですか かれらから提供されている原材料は またかれらの置いていった主要道具はありますか

となっており、小経営での独立営業経営（＝自前で働く者）の他に、ここに出てくる工場商人（Fabrikkaufleute）なり工場問屋（Fabrikverleger）によって支配されている小経営体＝問屋制家内工業の態様を掴もうとする。さらに、集計書式には、そのⅡに「経営関係」として、①商事会社と同業組合、②団体、③手工業者組合（インヌング）、④自治体、⑤国家、この5分類で営業の所有形態が類別されるようになっている（附録3「営業経営の詳細概括」のⅡを参照）。実施規定の2にあったように、調査ではその経営主体の区分に関係なくすべての営業経営体を網羅することになっていた。ただし、調査紙に所有関係を直接に問う項目はない。従い、これは調査時に調査員が識別して当該営業をそのどこかに帰属させることによっている。小経営の場合の経営関係としては②と③がありえるし、またそれらと関係のない個人経営が圧倒的に多いと思われるが、これと経営関係項目によって、当該経営を経営関係別・経営形態—独立（自前）営業／問屋制家内工業傘下の営業—別に分類することが可能となる。

次に、「人力と機械力」項目がくる。この内の前者「人力」は営業経営就業者として捉えられ、調査紙ではこれが、業務所有者（性別）／その他に分けられ、さらに後者は、

- 19 歳以上（性別 その内の既婚者数 合計）
- 15-18 歳（性別 合計）
- 14 歳以下（性別 合計）

に細分されている。この就業者数は県別に作成される集計表（附録3「営業経営の詳細概括」のⅥ）にある営業経営の規模別分類と結びつき、これらは13区分中の先の3区分（就業者1人／2人／3-5人）のいずれかに属することになる。

後者「機械力」の方はどのように調べられるのか。これは今回の調査ではこれまでにない大きな拡がりを持ち、調査紙においてもかなり詳しい調査項目が設定されている。手工業経営が想定されるのが小経営であり、まずは使用動力の種類（水力／蒸気力／その他）とその馬力を聞き出した後、毛紡績業、織物業からパン屋、印刷業に及ぶ当時の代表的手工業種を10グループに分け、それぞれで使用されている特徴的な作業機と道具を並べ、該当する機種とその数量を申告させることにしている。さらに、調査紙の裏面1ページを動力源と原動機の調査に取り、水力と蒸気力を動力源にした場合（除動力を賃借りしている場合）のそれぞれにおける機種種が細かに列記され、現存しているものをマークするようになっている。

この機械力の調査において最も関心がもたれていることは、蒸気機関の営業経営に及ぼす影響である。18世紀早々の蒸気機関の発明によって産業構造と規模が大きく変化してゆくが、ドイツにおいてそれが初めて導入されたのは1770年代のことである。このため蒸気機関が工業生産のための共有財産となるにはかなり遅れ、1820年代終わりから30年初めにかけてのことであり、ちょうどいまそれから約50年が経過している。蒸気力は技術力を高め工業生産を拡大させ、営業の自由化を助成し、商工業と通商での活動を拡張させ、「以前は荒廃し貧しかったところに生命と繁栄を押し広げた」。また、「蒸気機関と他の原動機が小経営をいかにして新たな生命で満たすものか」。¹²⁾ こうした蒸気機

関の伝播によってもたらされた積極面は歴然としている。しかし反面で、古い営業形態を大きく混乱させ、手工業経営のもつ長所を損なわせることにもなった。というのは、工場は熟練労働者育成にとっては決して適切な場所とはいえず、手工業が工場に転化してゆくことで小経営での年季奉公にみられる規律と秩序が消え、親方による若い世代への技術と人格における薫陶の場が失われ、内的精神的安定をもてない世代が育ってゆくからである。このような事態がどの程度に進んでいるのか。こうした蒸気力のもつ功罪両面への関心が営業経営者に対する動力源と原動機に関する一連の質問となつてゆく。

調査紙の最後には、先の③の関心、すなわち「労働者のための制度」について、

9. あなたの営業経営に就業している人は、病気時あるいは肉体的損傷時の扶養を目的にして、営業での共済金庫、あるいは坑夫共済金庫、工場金庫、あるいはその他同類の金庫に加入していますか。その男性の数量、その女性の数量

が問われ、就業者の加入している疾病や損傷時の共済基金、等々への加入状況を性別人数でもって調べようとしている。

2. 比較的大規模の経営と調査票

調査で最も力点の置かれた被調査体としてあるのが就業者 6 人以上の比較的大規模といわれる経営である。この場合には、上の関心はどのような設問となって現われてくるか。これを対象にした調査票は「Ⅰ. 経営形態と人員関係」、および「Ⅱ. 機械と器具」からなり、まず、Ⅰにおいて調査紙ともども今回の共通調査項目を、Ⅱでは比較的大経営に固有の物的設備面を詳しく調べようとしている。

まず「経営形態と人員関係」が調査票の第 1 ページにくる（附録 2「調査票書式」を参照のこと）。ここでは経営関係としては、先にみた①から⑤までのさまざまな所有形態別に営業体に分かれることが予想される。また、経営形態については、まず独立経営とその業務区域内での生産活動を問い独立営業体を把握する。次いで業務区域外にありながらその経営内に組み込んだ営業を抱えている場合には、傘下の小経営体を申告させることにしている。すなわち、

5. あなたは、あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品を主にあなたの業務区域（作業場、工場、仕事-工事場）の外で、独立したまた独立していない作業員によってかれらの住居内で作らせていますか
8. (質問 5 に該当する場合) あなたは調査時にあなたの業務区域（作業場、工場、仕事-工事場）の外で何人を雇っていますか

	あなたの業務場所のある自治体	別の自治体
独立営業経営者		
独立していない営業経営者		
その内の男		
その内の女		

とある。従い、これは先の調査紙での問屋制家内工業についての設問を別面から支えるものとなっている。ここでは、営業所有者がその業務場所外で他人による家内作業を支配している場合、そこに属する就業者数を独立営業者／非独立営業者別（性別）、居住地別に把握しようとしている。ただし、この非独立営業経営者という用語の含意は不明瞭であり、これが審議された第 57 会議でも「独立していない営業経営者」とはどのような意味をもつものかについての説明はない。後述するように、これは営業経営者の下で働いている就業者と理解するのが正当であろう。

また、業務就業者の調査も調査紙に較べやや複雑になり、個々人が、①業務所有者（性別）、②管理・監督・会計職員（性別）、③その他、この 3 職業地位別に分けられている。②において、先にみた 61 年関税同盟営業表にあった管理職員というあいまいな職位表示は、ここでは中間職員として監督職員や会計職員と同じく被雇用者層に位置づけられている。また③において、当初考えられていた「技術的修養を積んだ者」と「手労働者」という区分は取らないことになった。というのは、昨今では分業が広範囲に広まり、労働者でも直に個別作業分野において相応の技術的力量を身につけること

ができるようになり、本来の技術的修養者との境があいまいになってきたためである。③その他の細分は調査紙と同じである。さらに、これらの総計が調査時点と 1871 年平均のそれぞれについて、性別を伴って計上されることになる。

営業経営の規模別分類では、集計表において業務区域内 13 区分中の 6 人以上に当たる 10 区分と業務区域外 13 区分に分けて表示されることになっている（附録 3「営業経営の詳細概括」の VI）。

次に「機械力」の方は調査票ではどのように調べられるのか。これは調査票の 2-4 ページにまたがり、調査紙とは異なりかなり詳しい報知を求めることになる。すなわち、「機械と器具」という項目の下で、まず、「A. 動力源と原動機」、個々の営業に特殊的な「B. 作業機と器具」、これらが取り上げられることになっている。調査票 2 ページ目が A に当てられ、ここでは調査紙と同様に、利用動力源ならびに原動機とが問われている。

動力源への問いは、単純な畜力や風力に始まり、水力、そして蒸気力、さらに高度な技術的知識による熱機関とガスエンジンの 6 種に及んでいる。それぞれの動力源の下で、それと結びついた原動機械が記されている（例、水力では水車に始まり、水圧機やタービン、他水力機に及んでその数量と馬力、鋼索伝導水力利用の有無、賃借馬力の有無とその量が問われる）。とりわけ、「蒸気機関と蒸気罐」では、I. 農業用、II. 船舶用、この 2 項目においてさまざまな型の蒸気機関の数量と馬力が、また III. 蒸気罐への質問では種々の形式の蒸気罐使用が質問されている。これはまた、蒸気罐爆発の危険性をもった型が各地でどのように配置されているかを探りたいとする希望をも秘めている（この点については調査紙においても同様の関心となっている）。

さらに調査票では、3-4 ページを使い B に関する質問を行なう。ここでは工業生産を 12 グループに分け、それぞれの分野に特徴的な作業機と製造機の現存が詳細に調べられることになっている。¹³⁾最近 50 年間に進展した工業において、新たな作業機と製造機の大量な輩出があるが、これらをその質的量的遂行能力について具体的数量的に表示したものはない。かつては紡績材と織物材、金属商品を扱う少数の製造業に対して、手工業と区別して「マニュファクチャー工業」という名前をつけるだけで間に合った。しかし、いまや全般的に機械が手労働に取って替った。一産業の正しい表象を得るためには、人間の力のみならず、これら機械とそれを動かす原動力の状態をも知悉する必要がある。工業生産での機械化の進展は自然との闘いに有効な手段を提供する。しかし、同時に競争という人間同士の闘いをも激化させる。これらがどのような結果をもたらすのか、地域別分野別の原動機と作業機の比較概観からその判断が得られはしないか。これが今回の「機械と器具」部門での調査目的である。

委員会の検討中、このような前もって機械・装置を列挙した書式を用意するのではなく、当該営業に現存し利用されている物的設備の有無・種類・数量を営業経営者に自由に書かせる（＝いわゆる開放式書式）ことで処理しようとする意見もあった。しかしこれでは、機械制生産が多様に広まった現在、回答が多岐に渡りすぎ、集約困難となる恐れが多分にある。そこで工業生産グループ別に特定の書式を用意し、そこで利用されている特徴的な作業機・作業器具・装置を前もって網羅しておき、該当するものを表記させるという様式を取ったのである。¹⁴⁾

この調査は今後も比較的長期間に渡りくり返し実施される必要がある。このため、かなり詳しい調査を現状描写という観点から行なうが、これは将来実施されるであろう時間的比較（＝歴史記述）のための基礎資料の提供という観点をも含んでいる。ドイツの著名な技術専門家に委員会への参加を求め、かれらの点検と判断を仰いだのも、これら二重の観点を満たすために可能な限り詳細な工学的技術的問題を今回の営業調査で提示しなくてはならないとの考えからである。¹⁵⁾

ただ注意すべきは、今回の調査では作業機と器具の生産高や生産能率についての質問は一切ない。あまりにも詳細な調査になること、また経営内容の深部に触れること、この 2 つの配慮があったと考えられる。従い、あくまでも機械の現存（有無）のみに質問が限定されているが、これが経営形態や就業者の人的関係や賃金についての報知と関連づけられることにより、経済学的また工学的研究に貴重な「宝庫」を提供し、今後の調査にとっての基礎にもなろうとしている。少なくとも営業経営体・就業者・使用原動機、この 3 項目の総数についての営業調査は人口調査に附随させて、毎 5 年ごとに継続実施されるべきであり、その他の詳細事についてはより大きな時間間隔をもった調査で臨むべきである。「報告」は営業調査で取り上げる表示項目についてこのような意義づけを行なっている。

3. 問屋制家内工業

以前から営業調査では家内工業の広範な存在が問題とされてきていた。ザクセンやプロイセンの調査ではこうした家内工業の実態把握なしには一国全体の営業そのものが判明しないともいわれてきた。とくに、亜麻、羊毛や木綿の織物業では農村家内工業が重要な位置を占めてきた。これまでの営業表はこうした家内工業経営を取り上げながらも、それが仲介者によって前貸問屋資本に組織され、結果的に大規模取引に関与することになった場合には「工場」に組み入れられてきた。1846年と1861年の関税同盟営業表でも、問屋資本の傘下にある織物業での家内工業においてはその織機が工場機械、また就業者が工場労働者として計上されている。これでは、問屋システム下にある零細小営業の実態が工場という不明瞭な表現の蔭に隠されてしまう。工場といわれるものの内に複数ある経営形態の種類別分類を欠落させているためであり、手工業／工場という二分法のもつあいまいな区分図式から出てくる弊害といえる。¹⁶⁾

上述したように、今回は就業者5人以下の小経営では調査紙の設問5において、工場商人あるいは工場問屋とのかかわり、提供される原材料と道具の有無を聞き出し問屋制下の営業体を割出そうとしている。また、就業者6人以上の経営の場合には、これも既述のように、設問8において業主（所有者）の雇っている業務区域外の就業者を問い出し、問屋制下の小経営体を掴もうとしている。集計表ではこれが「経営形態」として次のように分類されている（附録3「営業経営の詳細概括」のⅢを参照）。

主として自前で働いている営業経営	
主として他人勘定のために働いている営業経営	材料と道具は自分もち 材料のみ工場商人もち 道具と材料は工場商人もち

また、集計表のV「営業経営就業者」には調査票項目そのものが次のように整理されている。

業務区域外部	業務場所の自治体内	独立営業経営者 非独立者（性別） 合計
	業務場所の自治体外	独立営業経営者 非独立者（性別） 合計
	業務区域外部の総計	

業務所在地のある自治体の内外で工場問屋（あるいは工場商人）に雇用されている独立営業経営者、すなわち家内手工業経営者、またその下で働く（非独立者としての）就業者を捕捉しようとする。先にみた調査票での非独立営業経営者という不正確な用語がここでは家内工業経営主に雇われている非独立者に改められている。家内工業での被雇用者（補助人・徒弟、家族労働者）のことである。

以上、これまでの営業表に対する反省の上に立って、先述した経営関係（所有者別分類）といま述べた経営形態（自前営業／他人勘定用）の分類を取り入れ、とくに後者において家内工業の現況把握に大きな力点を置いたものが72年調査用紙であるといえよう。

4. 副業

今回の調査では農業の兼業を小経営体に対する質問に設定している。すなわち、調査紙には、そこでのかなりの割合で農業が兼業されているかを調べ出そうとして、次の設問がある。

4. あなたはご自分の営業の他に別に農業を営んでいますか

小経営の場合には、もともと農家であったところで手工業が営まれ出す、あるいは特定の単一営業だけでは生活できず農業経営を兼ねざるをえない、こうした事情を考慮したものである。集計表にもこれがそのまま表示されるようになっている。

さらに進んで、調査は農業以外の副業の実態をも把握しようとする。委員会の検討では副業には次の3つの形があるとみなされている。①主営業と同時併行して営まれている副業一例、製粉業主がパン屋を兼業している、商人が保険代理業を営んでいるといった場合、②主営業の休暇中に営まれている副業一例、建築活動の休みになる冬期に多くの左官が屠畜業や織物業を営んでいるといった場合、③単に時々、また一時的に営まれている副業、この3つである。

この内、①の実際に主営業と併行して営まれている副業については、両者ともども申告されるべきとされ、調査紙また調査票の双方において、「最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の詳しい名称」を記入する項目の注意事項として、

あなたが2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げること；また主営業を先に記入すること

が付いている。集計表には営業経営数が主営業／副営業別に計上されることになっている（附録3「営業経営の詳細概括」のI）。また、③の一時的副業については、委員会議長ヘルツォークの見解を取り、今回の調査では除外規定の中に、

d) 単に時々、また一時的に営まれている営業上での副就業

を含めることで、文字通り一時的にしか営まれていない副業は調査範囲外とすることになった。

しかし、②の場合にありうることは、調査が特定の短期間に限定されるため、調査時期に主営業が停止中で副営業のみが営まれているという事態である。このような場合には被調査者はどのように回答すべきなのか。それに関する指示はない。こうした事例に対しては営業の年間停止時間を問うことによってそれに対処すべきとする提案が委員の中からあったが、これは採用されなかった。これによっても副営業についての確かな報知は望めないというのがその理由である。また、前後する主・副それぞれ双方の営業に質問することも提案されたが、経営交替に伴ない別の人的関係（雇用主と被雇用者）が現われてくるために、集約に混乱が生じ確かな就業者数を掴むことができないとされた。

ところが、主営業休止期間のこうした営業の多くは家内工業として営まれているという事実がある。そこで委員会はこうした副業は家内工業主の下に雇われている就業者数の把握で満足せざるをえないとする歯切れの悪い結論に甘んじている。しかし、調査用紙（この場合には小経営を対象にした調査紙）の中に、問屋制下の家内工場とは別にこうした副業としての家内工業に関する設問は見当たらない。結局、時間的に前後して営まれる主営業・副業関係は今回の調査からは把握不可能ということになる。

5. 賃金と福祉制度

1. 調査票ではさらに、その「経営形態と人員関係」において、調査項目のひとつを用いて当該営業において1871年に支払われた賃金が調べられている。それまでの営業表では、資本額、生産高（額）や販売量、支払賃金額、等々の経営内容に触れる項目が記載されたことはなかった。営業統計で賃金総額が計上されるのはこれが初めてである。とはいえ、今回は個別営業における就業者の賃金高に関する統計とはなっていない。就業者の労働時間についての項目がないためである。その意味では、本来の賃金統計とはなりえていない。従い、営業経営全体において当該年に支払われた賃金総額の報知を獲得することに留まっている。ここでの質問は次のようになっている。

9. あなたの1871年に支払った給与と賃金の総額はどれほどですか（例えば、食糧、住居、自由地、等々といった現物給付があればその貨幣価値を含みます）

管理・監督・会計職員へ	ターレル
あなたの営業区域内で就業している他の者へ	ターレル
あなたの営業区域外で就業している他の者へ	ターレル
	合計

拡充委員会も認めているように、この質問は就業者の受取賃金額の統計、つまり賃金統計そのものを目的にするわけではない。にもかかわらず、賃金総額を調べる意図はどこにあるのか。先述のよう

に国民の財、つまりは国民所得に占める賃金部分の大きさを掴みたい、また、それによって生産総量を知りたいという点にある。個別経営者はその使用人数や生産高(額)を申告することを一般的に厭う傾向にある。生産量の正確な数量を得ることは難しく、たとえ個別経営者から聞き出したとしても、複数の生産過程を経て製品が出てくる場合には生産額(価値)の多重計算が起りやすい。他方で賃金総額の方は仕事の総量(生産物総額)と密接に関連し、重複計算も避けうるという利点をもつ。賃金総額にほぼ比例する生産総額の報知獲得が今回の目的とされている。しかも、正確な解答不能な場合や回答することに疑問をもつ者に対して、無回答のままにしておくようにとの指示を与え、この質問が微妙なものであることに気を配っている。

本来の賃金統計では、労働者の就労時間、賃金支払形態(日給、週給、月給、出来高給)、また就業形態(年間を通して就労、特定期間のみ就労、景気状況に応じて変化)、等々についての報知と、また他方で、その労賃が生活手段購入に見合うかどうかをもみるために、その時々々の価格水準をも知る必要がある。賃金統計は価格統計と手をたずさえてゆかねばならない。当初、委員会の第20会議では「生産場所ごとの最も売れゆきのよい品物や商品の販売価格」も望ましい調査項目として挙げられていた。しかし、これは営業調査についての審議再開と同時に削除されている。営業調査と同時にそれを行なう困難さが予想されたからであろう。価格調査は今後の課題となる。こう考えると、この賃金部分の調査ははまだ欠陥の多いものといわざるをえなく、将来実施されるはずの本来の賃金統計の礎石となるべきものである。

2. 既述のように、営業の社会的側面の調査として、労働者のための制度とそれへの加入を問う項目が設けられていた。大経営の場合には、小経営と違って労働者のための制度を問う特別の調査票(「労働者の利益のために当てられている制度」)が、しかも主調査票とは質問用紙の色を別(青色)にした附録として添付されている。そこでは、以下の4大項目について詳しい報告を求めるものとなっている。¹⁷⁾

- A. 給与および賃金支払制度
 - 1. 労働者への賃金支払形式
 - 2. 管理的就業者と一般労働者との賃金格差補償制度の有無¹⁸⁾
 - 3. 営業純収益への就業者の参与の有無とその割合
 - 4. 就業者の営業資本参加の有無
- B. 工場貯蓄金庫
 - 1. 貯蓄金庫の有無
 - 2. 営業経営者の出資額あるいは貸出額
 - 3. 営業経営者の受ける利子と担保
 - 4. 営業経営者の金庫管理への関与
 - 5. 労働者に対する金庫加入義務の有無、その額
 - 6. 貯蓄奨励金の有無、その額
- C. 疾病および扶養金庫
 - 1. 個別営業での被雇用者のための金庫の有無
 - 2. 営業分野全体での被雇用者のための金庫の有無、その名称
 - 3. 労働者への金庫加入義務の有無、義務でない場合の任意加入者の割合
 - 4. 金庫の保障額(疾病・損傷・老齢・死亡それぞれ)と期間
 - 5. 金庫の他の目的
 - 6. 設立時
 - 7. 被雇用者の賃金に占める負担割合
 - 8. 雇用主の負担割合
 - 9. 転職者と金庫との関係
- D. 被雇用者の利益になるために設けられた福祉設備と福祉制度
 - a) 食糧 b) 住居と宿舍
 - c) 衣服と洗濯 d) 暖房
 - e) 保健 f) 宗教
 - g) 学習と教養 h) 芸術
 - i) 娯楽と保養 k) 児童保護と児童教育

とはいえ、この附録への記入と提出はあくまで任意であり、営業経営者の好意にもとづくとしている。従い、この部分はアンケート調査ということになる。委員会の意図は、これによって先進的な

福祉制度のドイツ国内での拡がりを知らしめ、遅れている分野にひとつの模範を示すことにあるとしている。また、工業化が社会的荒廃をもたらしているとする憂慮を取り除くためにも、それが人間性に見合った制度を作り出していることを立証する必要もある。これは統計調査というより、各国にみられる福祉制度についての文章報告というものであり、その集約にも別に書式があるわけではない。概括は各国に任せ、これに意見書を添付して1874年末までに帝国統計庁へ送付すべしとなっている。

III. 調査方法

1. 直接調査

今回の営業調査とこれまでの営業表作成との間に決定的違いをもたらすものは、前章でも述べたように、その調査方法にあるとあってよい。営業調査においてはこれまでには直接調査といえるものはなかった。基本的な資料は全国各地で地方官庁の収集する営業税記録に求められていた。しかし、これが多数の小営業体が営業調査から脱漏してゆくもどであり、また営業表そのものの表示形式と記載事項に大きな制約を課すことにもなっていた。営業統計の近代化を妨げていた最大要因がそこにあった。委員会は営業統計調査の成功の鍵は調査ならびに加工の方法にあるとみて、「いかなる様式で、望まれる報知が最も良好に、かつ確実に獲得されるか」¹⁹⁾という問題に真剣に取り組むことになった。その第1の鍵は営業調査で直接調査を実施することである。

すでに人口調査では、世帯個票を用意し世帯主に対する直接質問、すなわち世帯リストへの自己記入(Selbstaussfüllung)を調査方式とすることが決められていた。これに倣い、営業調査においても、この方式を採用することが当初からの方針とされている。人口調査では、すでに1870年2月に成文化されているその「一般規定」の第6項で、次のように規定されている。²⁰⁾

6. 調査は1軒ごとまたは1世帯ごとに、調査されるべき者を名前を挙げながら調査リストへ記入することを通じて実施される

事実、後の1871年12月1日の第1回ドイツ帝国人口調査はこの世帯個票を用いた直接調査によって実施されている。しかし、比較的単純な質問からなる人口調査に比べ、営業調査ではかなり専門的で複雑な知識が被調査者にも要求され、これがスムーズにゆくかが危惧されるところである。しかし、この点では委員会の考えは楽観的である。すなわち、営業経営者はその多くが自己の営業経営の内容を知悉し、質問にも正確に回答することのできる知性の持主であるとみた。

次の問題はこの直接調査方式をどの範囲まで拡げるか、という点である。原則論としては、すべての営業に同一の調査用紙を配布すべしという考えがあった。しかし、委員の中から、小経営に対する調査ではこれに代替する様式で臨むことを可とすべしという意見提示があり、これが全体の同意を得る。また、別の一部の委員からは、営業関係が当該当局に周知されているような比較的単純な営業経営の多い地域では、営業経営者への直接質問を介さず、地方当局自身がリストに記入することで処理してよいのではないかという見解も提出された。しかし、近代工業の中でのさまざまな営業関係の錯綜を前にして、当局が単純とみたものが果してそうなのか、そこには恣意的判断が起りうるとして、これは採用されなかった。ここから、今回の営業調査はあくまで直接調査を基本方式とすることが確認された。これにより、「以前の関税同盟諸国の営業統計に比べ著しい進歩が保証されたことは疑いえない。というのは、関税同盟営業統計では調査方法に関してはほとんど何も指示されず、またこの欠陥によってこの統計の価値が大きく損なわれていたからである」²¹⁾とされる。

調査項目の設定に際しては、不明瞭な回答を極力回避するべく、できるだけ簡単に質問が理解されるよう努めたという。本来ならば、一様の調査用紙をもってすべての営業経営者に当たり、これによって調査を統一化するという原則論が採用されるべきであろう。しかし、これは現実にはそぐわないとみなされる。というのは、調査は経営者にとってはかなりやっかいな重荷としてかぶさってき、簡単な調査用紙をもってしても回答獲得が不能になることもありうる。そこで、既述したように、規模小の経営にはさらに簡単な調査用紙(=調査紙)を採用することにし、またこの小経営には地方当局の判断で質問に対する経営者からの口頭回答を調査員がリストに記入(=他計方式)することも是とした。従って、直接調査といいながらそれは完全なものではなく、そこには3種の調査書式方式があり、最後のリストの場合は他計方式を取っている。

規模の大小をどう区別するか、この線引きをめぐるでは委員会内部に意見の違いが生じ、これをめぐって長いこと検討が続いた。そこには客観的基準というものはなく、結局は事業者規模によるかなり「恣意的な」区分が採用された。すなわち、経営主を除いた就業者6人以上の経営を「比較的大きな営業」としこれには調査票を当て、就業者5人以下のものを「局所的需要のために活動している」小営業経営とみなし、調査紙もしくは調査リストをもって臨むとする妥協案が採用された。ただし、調査リストの運用には最後まで少数委員の反対があった。これは、リスト運用では営業表段階の調査レベルを越えることができないとする考えから出てきたものであろう。

2. 調査委員会

委員会のもうひとつの方針は、今回の調査ではあくまでも営業経営者の自発性が尊重されねばならないという点にあった。法的規制のない場合には、いかなる経営者も自己の営業経営内容についての報知提供を強要されることはない。従い、これらの経営者の調査に対する理解と協力が不可欠であり、そのための方策に関し委員会としても万全の配慮を払わなくてはならなかった。これには二重のやり方がある。①被調査者としての営業経営者を対象にし、かれらの理解を得るために事前の説明を周知徹底させること。②調査する側へ営業経営者自身を取り込むこと。これはさらに、各地における調査委員会の設置とそこへの営業経営者の参加、ならびに調査員への営業関係者の採用、この2点に表われている。①は「規定」第9項で地方当局の責任として明記している。②の調査委員会の設置は、これも先行していた人口調査での経験に倣い、その「一般規定」の第5項に、

5. 調査は限定された管区（調査管区）内で地方当局の指導の下、できる限り特別の調査委員会を介して、また自由意志による調査員をできる限り広範囲に引き入れる下で実施されるものとする

とあるのをそのまま援用している。²²⁾すなわち、同じく「営業統計調査に関する規定」の第11項に、地方当局の指導の下に調査は実施されるが、「できうる限り特別の調査委員会を介して、また自由意志による調査員をできるだけ広範囲に引き入れる下で実施される」とあり、調査委員会には地方当局からの委員と多くの営業経営者自身が参加することになっている。そして、この委員会は一般行政とは独立した組織とされ、委員には名誉職という身分が与えられている。人口調査の場合にはこの委員会には当該地の行政官や有力市民、学識者などが参加していた。営業調査では、当該地の多くの開明的営業経営者が委員会を構成することになる。しかも、委員会が主に経営者自体から構成されている場合には、かれらが専門知識の持主であり当該地の営業関係に関しても事情通であることを頼りにして調査を実施することができ、これにより行政当局は調査作業の負担からも免れうる、こうした利点も出てくるとしている。

この調査委員会に課せられた最も困難な仕事のひとつが事前リスト作成であった。当該地での営業経営ないし営業経営者の住所目録作成である。これには地方官庁のすでに作成しているさまざまな記録（営業申告記録、営業税台帳、営業税記録、商業登録簿、等々）が利用されることになる。悉皆調査を目的とする以上、この事前リストの精粗によって調査の全体網羅性が左右される。このリストへの記載項目は以下のようにになっている。

ドイツ営業統計 事前-および管理リスト

記録区 調査区

建物の名称 街区・家屋番号

営業経営の名称 通し番号・名称・グループ

営業経営者ないしは当地代表者の名称、あるいは商号

調査実施書式 調査紙/リスト/調査票

調査員注記

これに続く仕事はこのリストにもとづいて調査区を確定し、そこに調査員を配置することである。「規定」第14項にあったように、調査紙なり調査票を用いて調査が行なわれる区域では1調査区に約200の、経営者からの口頭回答を調査員が替ってリストに記入する場合には約100の営業経営が含まれる。

められるべきとなっている。これを目安にして調査区を割振ってゆくことになる。

調査員に関していうと、人口調査時には地方行政官や中央省庁下級行政官、退役官吏や教師などが採用されていた。営業調査の場合には、上述したように、これらの他に自由意思による営業経営体の職員も採用されている。調査業務遂行に十分な能力をもった人物を調査員に選考して、それらに調査方式を習得させ調査区に張りつける仕事も調査委員会に任されているわけである。

調査委員会の任務に戻ると、次の課題は回収された個票の点検である。密封形式の回答が認められているのは人口調査にはない営業調査の特徴であり、この開封と個票点検は調査員ではなく地方当局と調査委員会の任務とされている。さらに、回収されてきたすべての個票を点検し、記入の欠落と誤りの探索と是正も仕事となっている。従い、事前リストとの照合による重複調査や脱漏の検討、さらに個票点検による正確性の確保、これを済ませた後、回収されたものすべてを調査業務に対する意見書を添付して所轄官庁に送付すること、こうした実査過程にまつわる実質的責任が調査委員会に課せられている。

以上のようにみえてくると、拡充委員会が各地の調査委員会に大きな期待をかけ、調査の成否がその活動にかかっているとみなしていたことが分かる。これまでのように、全国各地の一般行政の末端業務として、十全な準備も配慮も不足したままで実施されてきたのが営業表作成であった。その旧来のスタイルを克服し、調査の業務遂行に関しは可能な限り独立の調査委員会を設け、それを調査の指導・監督機関とし、そこに自発的な調査員の採用とを併せ、広く市民階級の活力を導入しようとするのが1872年営業調査構想であった。

おわりに

エンゲルは「営業統計に関する報告」の最後において、こうして作成される営業統計は、「必ずや行政と学問、そして営業経営者自身に対しても、最も効果的に役立つことになろう」²³⁾と述べている。これまでの営業表への反省を含めて、調査結果が単なる行政資料に終らないことへの自信を表明している。

このためにも、1872年営業調査ではその結果公表にも十全の配慮を払っている。社会の「公器」として統計を通用させるべく、集計様式から概括作成のルールを定めている。各国政府の責任で取りまとめられることになる概括にも特定書式が用意され、この仕事には修養を積んだ統計専門家が就くべきとしている。統計作業に通暁していなく他に多くの経常業務を抱えた部署ではその任に堪えがたく、そこに作業を任せることでは統計の価値が大きく損なわれることを危惧している。しかも、帝国の統計中央局において各国の県別分類を伴った公表を約束しており、「規定」の第25項には、「帝国中央局の公刊物は書籍商を通じて一般公衆の手に入るようにする」と明記されている。

これまでみてきたように、1872年営業調査は企画から実査、集計・公表に至るまで一貫した様式にのっとり実施されるように準備されている。営業統計という最も困難な経済統計の分野で、こうした近代的要件を備えた調査が行なわれることは画期的なことといえる。なるほど、当初の全般的産業統計という目論見は消え、狭義の営業概念を引きずった営業分類を採用せざるをえなかった。また、調査紙ととくに調査票の経営関連事項がより発展した資本主義段階に入りつつある当時の経済構造を把握する上で充分なものであったかといえば、疑問も残る。間屋制家内工業に関する質問のウエイトに較べ、明らかに資本-労働関連の質問が不足しており、また、資本の形態・規模を捉えるための調査項目も不十分といわざるをえない。他方、労働者の営業内での地位構成についての質問は一切ない。こうした欠点を少なからず有している。

とはいえ、歴史的展開はこれまでの遅れを一気に取り戻し、発展の頂点に達しようというものではなかろう。やはり、プロイセン営業表ならびに関税同盟営業表のもつ重圧をはねのけ、その桎梏を脱し、資料源と作成図式に対する反省の中から次期の営業統計を展望するしかない。この反省の内容と度合いが問題である。関税同盟拡充委員会の検討結果はこの点で抜本的なものといえる。ヨーロッパ各国での先行事例をも参照にしながら、独立の営業調査としてはヨーロッパ諸国の中で当時の最高水準にあるといつてよいものを構想することができた。

エンゲル自身にとっては、ザクセン統計局時代の55年営業調査の試行、次いで61年のプロイセン営業統計の改革案提示に続く3回目の営業調査との取り組みであった。ドイツ統一という時代背景に支えられ、72年構想には経済センサスとしての営業調査の要素がこれまでになく充満しているといえよう。上記の「報告」作成後に、エンゲルは情報収集のためのベルギー・フランス・イギリスへの

旅行を経験する。その中で、それぞれの国の営業統計作成の現状を見聞し、いずれにあってもその準備・調査組織・調査方法に大きな欠陥を抱えているとし、これに反して今回のドイツ営業調査の「規定」こそはその欠陥克服を可能にするものと自讃している。²⁴⁾

しかし、こうした入念な準備をもって臨んだ1872年営業調査であるが、それは予定されていた1872年5月1日には実施されなかった。その最大原因は1871年12月の人口調査結果の整理・集約に多大のエネルギーが要求され、翌年前半にとうてい営業調査をセンサス形式で実行する余裕がなかったことにある。²⁵⁾では、この1872年営業調査案は机上でのプラン作りに終わってしまったのか。そうではない。この拡充委員会での検討結果はその後もあるべきドイツ営業調査の枠組みを提供し、その上でその時々の実況的条件との絡み合いの下でセンサスとしての営業調査をいかに実現してゆくかが模索されるのである。²⁶⁾

注

- 1) 拡充委員会の営業調査の方向は、この第Ⅱ会期中に表わされた営業統計改革に関するエンゲルの論文、E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik, insbesondere der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, S. 141ff., によって規定されたといえる。これは営業統計にまつわる困難を解決してゆくための「支点」を提供したとされている。A. Meitzen, Die Statistik des Deutschen Reiches, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Rechtspflege des Deutschen Reichs*, Jg. 2, 1873, S. 284. さらにエンゲルはこの後も、ドイツ帝国営業調査の実現に向けて弛みない努力を続けてゆく。その精神は営業統計を行財政資料からの副産物としてではなく、独立した経済統計として近代的レベルに引き上げたいというところにあった。E. Engel, Die Reform der Gewerbestatistik, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 11, 1871, SS. 407-08, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reich, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 63.
- 2) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 340. とはいえ、これはあくまで相対的なものに留まる。旧来の営業表にあった大経営(工場)/小経営(手工業)の二分法に替えて、製造活動の特徴を基準にして営業体系分類を施したということである。しかし、そこには農林漁業・狩猟の粗生産、畜産、また教育・学術、文化・芸術、宗教、公務・軍務といった非営利的生業分野が初めから除外されており、十全な産業分類には達していない。この点に限れば、これまでの営業表からの束縛を脱し切れているとはいえない。これに関しては、後にエンゲル自身も認めざるをえないところでもある。E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 63.
- 3) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 340. これはこれまでの営業表にあった手工業での職業調査と工場経営での物的設備調査という二面性を払拭し、経営体を単位にした経営調査の方向に進むということである。
- 4) プロイセンでは1837年来、採鉱・製錬・製塩業に関しては5鉱山管区の各監督局から毎年業務報告が提出され、1854年からはその資料が、*Zeitschrift für das Berg-, Hütten- und Salienwesen in dem preussischen Staate*, として公刊されている。この採鉱業についての業務報告の作成様式は他の領邦国家においても同様である。また、上の保険業と行商営業についても、直接調査ではなく全国各地の行政当局(県庁)の保有する業務記録にもとづき、そこにある数量を用意された概括書式に転記することで資料収集を済ませることになっている。この部分も1872年営業調査がこれまでの営業統計から完全に脱却していないといわれるところである。
- 5) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, SS. 340-47.
- 6) ここで、①の例として念頭に置かれているのは、1846年のベルギー、また1849・61年のザクセンでの人口調査以降、ヨーロッパ各国での人口調査票に職業・生業に関する調査項目が盛られ、これによって人口の産業別分布の把握が試みられていることである。また、直接的には1851・61年のイギリスにおける人口センサスで「貴族や高官・専門職または職業」が問われ、一国の営業関係が就業面から間接的に描写されていることを指している。しかし、これはあくまで個人の属性としての身分と職業であり、営業体のもつ人的物的特徴を捉えようとする営業調査とは性格を異にするものである。②の例はドイツ関税同盟での営業表(1846・61年)、ベルギー(1846・66年)、イギリス(1861年のW. ファーによるプラン)、フランス(1860年)、等々の国での営業調査を想定している。また、③は関税同盟での「いわゆる商業報告」にみられるような商品流通面から窺える全国各地での営業関係のことである。
- 7) エンゲルはこれまでのプロイセンならびに関税同盟での営業表の先駆的意義を認めながらも、その作成方法と表示様式には一貫して批判的見解をもち続けてきた。E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, S. 157ff., Land und Leute des preussischen Staats und seiner Provinzen, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 3, 1863, S. 80, を参照のこと。本報告の基底にはこのエンゲルの批判的論調が横たわっている。

- 8) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 342.
- 9) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 343.
- 10) エンゲルの考える本来の営業調査とは、営業の「地理的、経済的、技術的、および社会的状態」を描写対象に据え、それを認識可能にす標識を設定すること、すなわち営業体の経営関係（所有関係）と経営形態別（工場、マニュファクチャー、問屋制家内工業、手工業）区分を前面に出し、その上で経営人員（就業者とその身分構成）と経営規模、経営設備（とくに、利用原動機・作業機）を識別可能にする項目を調査用紙に汲み上げてゆくものである。構想された1872年調査票には生産量や販売量、資本規模といった経営内容により立ち入った項目はないが、営業調査を経営調査として大きく前進させたとする考えがある。E. Engel, *Die Reform der Gewerbestatistik, a. a. O.*, SS. 391-92.
- 11) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 343.
- 12) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 344.
- 13) この12グループは営業分類にある工業分野の第Iクラスから第12クラスに対応している。ただし、クラスII（金属工業）とIII（機械・道具・装置、等々の製造業）、ならびにIV（化学工業）とV（光熱材、等々の製造業）には同じ書式が用意されており、計10グループにまとめられている。これらは最も簡単なものX（衣料およびクリーニング工場）から最も複雑なものVI（繊維業）に渡るが、それぞれの業種に特徴的な作業機・装置、道具・手段が実に詳細に列記されており、この中から当該営業体に現存するものをマークし、その数量を記入することになっている。
- 14) とはいえ、これがあまりにも煩雑であり、被調査者に過重な負担をかけるものであり、統計調査としてはゆきすぎの感が否めない。これを含めて、その後営業調査の実施に当たり、調査項目の「簡易化」が必須とされるものにもなる。
- 15) これは営業統計小委員会に文面ならびに口頭で参加した、フルセ（ドレスデン高等工業学校々長）、ハルティヒ（同校教授）、ならびにカルマルシュ（ハノーヴァー高等工業学校々長）といった工学と技術面での専門家の知識と経験に全面的に依拠したものであろう。しかしながら、統計調査、しかもセンサスとしての調査にあつて、この物的技術面の調査をどこまで広げるかの検討が必要であつたらう。一般的質問項目と較べ、この技術面での質問項目に過重なウェイトがかかっているのが明らかである。議事録をみる限り、拡充委員会でこの兼ね合いにつき審議した跡はみられない。
- 16) エンゲルは1860年にプロイセン統計局長に就任以来、ここに営業統計の最大欠陥があるとみなし、その撤廃を主張し続けることになる。E. Engel, *Die Methoden, a. a. O.*, S. 207, *Land und Leute, a. a. O.*, S. 80, を参照のこと。1872年調査の設計において初めて、旧プロイセン時代から営業表を制約してきたこの二分法方式が取り除かれたということになる。
- 17) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, SS. 386-88.
- 18) これは、System der Unteraccord のことであり、一方の仕事頭・親方・職工長と他方の普通の労働者の間に起こる出来高賃金差を、後者のために補償する制度のことである。
- 19) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 345.
- 20) Bericht in Betreff der Volkszählung, *Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 74, 桜井健吾「国勢調査に関するドイツ関税同盟統計改善委員会報告（1870年）」『南山経済研究』（南山大学）、第20巻第3号、2006年6月、361ページ。
- 21) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 345.
- 22) Bericht in Betreff der Volkszählung, *a. a. O.*, S. 74. 桜井健吾, 前掲資料, 361ページ。
- 23) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 347.
- 24) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 347.
- 25) 国内での実施は頓挫したものの、この1872年営業調査の構想は1872年8月のサント・ペテルブルクでの第8回国際統計会議に、その組織責任者ペー・セミョーノフ（中央統計委員会議長）の事前了解の下で国際的レベルでの営業統計問題の検討材料として提出されている。すなわち、同会議において、エンゲルが中心となる工業部会と採鉱・製錬部会での論題に取り上げられ、それを軸にして総会提出案が作成されることになる。総会では、可能ならばすべての国で工業の大規模営業に関する直接調査を10年おきに実施することを決議し、そのための2様の質問票書式（A. 個別経営の調査票、B. 労働者に関する制度へのアンケート形式の質問票、ただし、Bは営業経営者の自由意思に委ねられる）を承認している。Aの営業調査票の質問項目設定ではドイツ1872年営業調査が基礎に置かれている。もし、この様式で営業調査を実施できた国があれば、それはかつて人口センサスでベルギーが果たしたのと同じ役割を演ずることになり、ドイツにはその可能性が大きいと目されることになる。E. Engel, *Bericht, a. a. O.*, SS. 1. 60-63.
- 26) 上のエンゲルの自讃の言葉とは別に、当人の手によってまとめられた拡充委員会の「営業統計に関する報告」は「ドイツにおける近代的生業統計の本来的な出現を示すものであった。その最も重要な基礎命題は半世紀以上にも渡りドイツにおける生業統計調査の規範的な指針を構成した」（F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, S. 164.）としてドイツ営業統計史においても高く評価されている。

附録1 調査紙書式

調査紙 番号

配布先
家屋番号
市町村

街区あるいは居住地区
郡（管区）

以下の申告を行なってください

1. 業務所有者の姓名、もしくは詳しいよび名
2. 商号のある場合にはその名称。それは商業登記簿に登録されていますか
3. 最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の正確な名称
注意 あなたが2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げることに；また主営業を先に記入すること。その営業施設が、その各々に対してあなたが別々に申告できるほどかけ離れていれば、その各々に対して別々の調査紙が記入されること；この調査紙に書かれた回答がかかわる営業に下線を引くこと
あなたの業務用名刺、およびあなたの営業経営物件または商品の価格目録のある場合には、それを記入済み調査用紙に添付していただくようお願いします
4. あなたはご自分の営業の他に別に農業を営んでいますか
5. あなたは、主として自前で働いていますか、それとも主としてひとりあるいは複数の工場商人または工場問屋のためですか、かれらから提供される原材料は、またかれらの置いていった主要道具はありますか
6. 調査時にあなたの営業経営で就業している者は何人ですか
 - a) 業務所有者：性別
 - b) 他の人間： 19歳以上 男 その内の既婚者
19歳以上 女 その内の既婚者
15-18歳 性別
14歳以下 性別
7. あなたは自分の営業経営のために、水力、蒸気力、あるいは他の原動力を使用していますか。それは何ですか、それらの馬力は
注意 該当する場合、これに関連する裏ページの質問に答えて下さい。あなたが動力をただ賃借りで利用しているだけなら、この質問への回答は不要であり、ただ賃借りしている動力の力についてここで申告されるだけで結構です
8. あなたの営業が以下の内のひとつであれば、利用している作業機ないし工作械の数量を申告してください
毛糸紡績者：開織機 梳毛機 手紡績機 紡錘
織屋および織物職人：ジャカード紋紙付手織機 ジャカード紋紙なし手織機 ジャカード紋紙付力織機
ジャカード紋紙なし力織機
縁飾職人：手織機 押織機 ミュール織機 紐編機
靴下製造者：規定品用靴下編機 仕立品用靴下編機 イギリス式丸編機 頭部付丸編機 フランス式丸編機
手靴下編機 ミシン
仕立屋 靴屋 帽子製造者 馬具屋 皮革製造者 袋物製造者 手袋製造者：ミシンおよび刺縫機
指物師 車屋 車大工：平削盤 鑿 帶鋸 丸鋸 穿孔機
機械工 機械製造者 錠前師 蹄鉄工 工具鍛冶 輪鍛冶 武器鍛冶：機械ハンマー 旋盤 平削盤 フライス盤 穿孔機
粉屋：碾白 鋸杵
パン屋 菓子屋：捏機
印刷屋 石版印刷屋 銅版印刷屋：手刷印刷機 高速印刷機
9. あなたの営業経営に就業している人は、病気時あるいは身体損傷時の扶助のために、営業での共済金庫、あるいは坑夫共済金庫、工場金庫、あるいはその他の同類の基金に加入していますか、その男性数、女性数

上述の申告が正しいことを証明いたします 署名

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 369.

附録 2 調査票書式

調査票 番号

配布先	
家屋番号	街区あるいは居住地区
市町村	郡 (管区)

以下の申告を行なってください

I. 経営形態と人員関係

1. 営業経営 (業務) の所有者ないし代表者の姓名、もしくは詳しい呼び名
2. 営業経営の商号がある場合にはその名称。それは商業登記簿に登録されていますか
3. 最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の詳しい名称
 注意 あなたがこの場所で2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げること。主営業を先に記入すること。その営業設備が、その各々に対してあなたが別々に申告できるほどかけ離れていれば、業務所有者を除いて6人以上の就業している各営業に対しては独立の調査票が、またそこに5人以下の就業している場合には独立の調査紙がそれぞれに渡されます。この調査用紙で示された報告のかかわる営業に下線を引くこと
 あなたの業務用名刺、また営業経営物件あるいは商品の価格目録がある場合には、それを記入済み調査用紙に添付していただくようお願いします
4. あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品が主にあなたの業務区域 (作業場、工場、仕事-工事場) の中で製造されていますか
5. あなたは、あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品を主にあなたの業務区域 (作業場、工場、仕事-工事場) の外で、独立したまた独立していない作業員によってかれらの住居内で作らせていますか
6. 調査時にあなたの作業場、工場、工事-仕事場、貯蔵所-倉庫、事務所、店舗、販売所の内部で、また旅先で就業している者は何人ですか
 a) 業務所有者: 性別
 b) 管理・監督・会計職員: 性別
 c) その他; 19歳以上 男 その内の既婚者
 19歳以上 女 その内の既婚者
 15-18歳 性別
 14歳以下 性別
7. 質問6の中のaとbで記入済みの者を除いて、あなたの営業経営では1871年に平均して何人が就業しましたか 性別
8. (質問5に該当する場合) あなたは調査時にあなたの業務区域 (作業場、工場区域、工事-仕事場) の外で何人を雇っていますか
 あなたの業務場所のある自治体 別の自治体
 独立営業経営者
 独立していない営業経営者
 その内の男
 その内の女
9. あなたが1871年に支払った給与と賃金の総額はどれほどですか (例えば、食糧、住居、自由地、等々といった現物給付があればその貨幣価値を含みます)
 管理・監督・会計職員 ターレル
 あなたの業務区域内で就業している他の者へ ターレル
 あなたの業務区域外で就業している他の者へ ターレル
 合計
- 注意 質問9に正確に答えることができないか、疑念をおもちの方は、不正確な申告を行なうよりは、回答を保留していただいて結構です
10. あなたの自分の営業経営用のために、水力、蒸気力、あるいはある別の原動力を利用していますか。それは何ですか
 注意 該当する場合、これに関係する (ここから続く) 裏ページの質問に答えねばなりません。あなたが動力をただ賃借りで利用しているだけなら、この質問への回答は不要であり、ただ賃借りしている動力の強度についてここで申告されるだけで結構です: その馬力数はいくらですか

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 372.

附録3 営業経営の詳細概括

体系的配列での営業経営（体系的分類順）	1
経営規模 5人以下／6人以上／計	2
I. 営業（業務）経営数	
主営業	3
副営業	4
営業経営 所有者1人	5
所有者2人以上	6
II. 経営関係	
営業経営 商事会社および同業組合	7
団体（除、手工業者組合）	8
手工業者組合	9
自治体	19
国家	11
III. 経営形態	
主として自前で働いている営業経営	12
主として他人勘定のために働いている営業経営 材料と道具は自分もち	13
材料のみ工場商人もち	14
道具と材料は工場商人もち	15
IV. 農業と結びついた営業数	16
V. 営業経営就業者	
業務区域内部 業務所有者 男 女 合計	17-19
管理・監督・会計職員 男 女 合計	20-22
その他 19歳以上男 内既婚者	23-24
19歳以上女 内既婚者	25-26
19歳以上合計	27
15-18歳 男 女 合計	28-30
14歳以下 男 女 合計	31-33
その他の総計 調査時 男 女 合計	34-36
1871年平均 男 女 合計	37-39
業務区域外部 業務場所の自治体内 独立営業経営者	40
非独立者 男 女	41-42
合計	43
業務場所の自治体外 独立営業経営者	44
非独立者 男 女	45-46
合計	47
業務区域外での総計	48
調査時の総計	49
VI. 個別営業経営の規模	
実働業務所有者を含んだ業務区域内就業人員別の営業経営数（1, 2, 3-5, 6-10, 11-20, 21-50, 51-100, 101-250, 251-500, 501-1000, 1001-2500, 2501-5000, 5001以上）	50-62
経営場所外就業者数別の営業経営数（1, 2, 3-5, 6-10, 11-20, 21-30, 31-50, 51-100, 101-250, 251-500, 501-1000, 1001-2500, 2501-5000）	63-75
VII. 給与と賃金	
申告の及ぶ範囲 営業経営 数・全体への割合（%）	76-77
業務区域内の就業者	
管理・監督・会計職員 数・全体への割合（%）	78-79
その他 数・全体への割合（%）	80-81
合計 数・全体への割合（%）	82-83
業務区域外の就業者 数・全体への割合（%）	84-85
業務区域内外の就業者 数・全体への割合（%）	86-87
俸給と賃金 業務区域内の就業者	
管理・監督・会計職員 ターレル	88
その他 ターレル	89
合計 ターレル	90
業務区域外の就業者 ターレル	91
就業者全体 ターレル	92

出所) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 1, 1873, S. 392-93.

第8章 1875年ドイツ帝国営業調査の実施

はじめに

ドイツにおいて、営業統計調査が直接調査の形をとって実施されるのは1875年12月1日である。この年は1871年の第1回目につぐ第2回目の人口センサスの実施年である。これに連結した形で懸案の営業調査が初めて実現している。

とはいえ、75年実施は当初の構想からは3年の遅れである。上述してきたように、もともと関税同盟統計拡充委員会での審議の最終段階(1871年8月)において、営業調査の実施規定や調査書式、営業分類、集計・公表書式の一切が取り決められており、それが人口調査の毎翌年に独立の調査として実施される、このことがすでにその規定に盛り込まれていた。従い、72年5月に最初の営業調査が実現するはずであった。この時点まで営業センサスを独自に実施した国はなく、もしこれが実現していれば、これまでの統計後進国ドイツが一気にその遅れを取り戻す契機になったであろう。しかし、71年の第1回人口センサスの集計・整理作業が予想以上の負担となり、72年に営業調査をセンサス形式で実施することはどうも無理なことが分かり、1年延期となる。ところが、翌73年に入っても営業調査実施の動きは出てこない。営業調査は構想だけが先行し、実施の具体的な条件がそれに見合わなかったということである。対象と範囲を限定したアンケート調査や個別的な独立調査報告(=モノグラフィ)ではなく、全ドイツにまたがる経済センサスとして営業調査を実施する上での困難はまだ大きかった。従い、1861年の関税同盟営業表以来、広域ドイツにまたがる営業統計は不在のままということになる。

74年に入って、こうした状態をドイツ統計にとって由々しき事態とする声が出てくる。そうした動きを背景に、まず連邦参議院において、帝国宰相が営業調査実施に向けてのイニシアティブを取るべしとの決議が採択される。これを受けて、帝国宰相府によってそのための検討委員会が設置され、営業調査を実現させる上での具体的方策の審議が開始する。75年に営業調査を実施するに際し、それを阻む障壁とみなされたものには、ひとつに人口調査と営業調査の同時遂行が禁止されていたこと、次に72年調査案が実に細かな項目を盛り込んだ調査書式を作成したことにある。後者に関しては、とくに営業経営の物的構成面に関してあまりにも深入りしすぎた調査項目を設定し、これは全般的統計調査の枠を越えたものといわざるをえなく、被調査側の回答と調査側の集約・整理、このいずれに関しても過重負担を強いることは明白であり、その実行可能性に対し疑念がもたれたからである。予定されていた72年調査が中止され、73年以降も延期が続いた原因はそこにある。従い、調査項目を大幅に簡略しながらも、しかしセンサス形式を保ったまま、人口調査と併行させて営業調査をどのようにして実現するか、これが問題となる。

本章ではこの75年営業調査の実施を目的にした検討委員会での審議を追跡し、その中でエンゲルが果たした役割に注目しつつ、取り上げられた論題と論点を整理し、その統計方法論上の特質と難点、さらにはドイツにおける最初の営業センサスとしての歴史的役割を明らかにすることを試みる。

I. 営業統計改訂委員会

1. 改定委員会発足

1. 予定されていた72年営業調査は1年延期となった。ところが、73年になってもその実施への動きは封印されたままである。74年8月5日から11日にかけて、翌年12月に予定されている第2回目の人口センサスをめぐる帝国統計庁(長官ベッカーとマイツェン)と各国統計中央部署幹部(13ヶ国からそれぞれ1名。プロイセン代表としてエンゲルが出席)との会議がベルリンにおいて計6回開催され、75年人口調査の方式に関し審議が行なわれることになった。その中で職業統計や営業統計についても議論が波及し、72年営業調査構想の凍結状態は問題であるとされ、これを打破すべく営業調査を75年人口調査に連結させて実現したいという意向がエンゲルやマイツェンの主張に現われてきている。さらに、拡充委員会構成員のひとりでもあったメックレンブルク=シュヴェリン代表ディッペが、「営業統計の作成、同じく関税同盟統計委員会によって提示されたこれに関する規定の

改定が望まれることを明言すべきである」¹⁾との提言を行ない、それが承認されている。そして、審議終了後にまとめられた会議提案の冒頭に、翌75年に営業統計を作成する点での枷となる後述する人口調査規定・第4項の廃棄が提起されている。75年2月13日の連邦参議院の第10回会議でこれを取り上げられ、同院の第Ⅲ委員会（関税・税制度）と第Ⅳ委員会（商業・流通業）の名でもって、「ドイツ関税同盟における人口調査に関する1870年に定められた全般的規定の第4項を廃棄する必要がある」と決議され、「営業統計に関する関税同盟統計拡充委員会の提案の改定を、しかもそれを大幅に簡略するという意味で、審議結果を連邦参議院の決議のために提出する条件の下で一委員会に委託されたい」²⁾とする要請が帝国宰相ビスマルクに提出されている。

71年8月にまとめられた72年営業調査プラン（＝72年構想）を簡略化して実施に移すという趣旨であるが、その前にひとつの関門があった。それは、先の関税同盟拡充委員会で取り決められた「ドイツ関税同盟における人口調査に関する全般的規定」の第4項では、調査側の全勢力を人口調査ひとつに傾注し遂行を保全するために、他の調査との結合が禁止されていた。すなわち、人口調査の被調査者に関する身分や生計源の申告からは農業や営業にかかわる情報が得られないとし、しかもそれらの調査は人口調査に較べてそれほど煩雑ではないとする理由でもって、それら農業や営業についての別途調査を人口調査に連結して実施することを禁ずるというものであった。³⁾これは調査員の負担が過重になり、注意力散漫のために信頼できる人口調査結果が確保できなくなる、こうした事態を避けようとする意図から出てきたものである。従い、規定によれば人口調査と全般的営業調査との同時遂行は不可能となる（ただ、その例外としては住居関係の調査があるのみとされる）。しかし、前年の帝国統計庁と各国統計中央部署幹部との会議では、この規定が各国の統計調査にとって大きな障碍となっていることがいくつかの事例でもって示され、採択された会議提案の初めでその撤廃が進言されたわけである。そこで連邦参議院の上の委員会はその提案を受け、まずこの規定の破棄を決議し、その上で改定のための委員会設置を要請することになった。

連邦参議院の要請を受けて、帝国宰相府は4月に入り、72年構想の改定を目的にした「ドイツ帝国における営業統計作成に関する提案改訂のための委員会」（以下、これを改訂委員会とよぶ）を招集する。帝国宰相府から派遣された帝国枢密上級政務参事官メラーを議長にして、延べ13名の代表（当初は帝国行政から4名、その内の2名は帝国統計庁、プロイセンから3名、バイエルンから2名、バーデン、そしてハンブルクからそれぞれ1名の計11名。途中からザクセンとヴェルテンベルクの代表それぞれ1名が加わる）がベルリンに集まり、同月26日から5月7日にかけての計8回の会議の下で、先の関税同盟統計拡充委員会の連邦参議院への報告（第18号）にあった営業調査の作成様式の改定を審議することになる。⁴⁾改定委員会構成員の顔触れをみると、帝国行政側からの参加が多いこと、またエンゲルやベッカー、またマイヤー、ネスマンの4名は5年前の関税同盟統計拡充委員会メンバーであり、マイツェンは営業統計小委員会に専門家のひとりとして参加し、かつかれらは前年の帝国統計庁と各国統計中央部署幹部との会議参加者であったことが分かる（ちなみに、マイツェンはプロイセン王国統計局の統計学ゼミナールの講師、ベッカーはかつての受講生でもあった）。

2. この会議の眼目は72年構想をどこまで簡略化できるか、そしてそれをもって第2回人口調査と連結させて1875年12月1日に営業調査を実施することが可能かどうかを探ることにあった。

第1回会議で、まず初めに、最大の問題である営業調査の人口調査との連結可能性が問題となる。多くの委員の考えはそれを可能とするものであり、これは72年構想にあった物的構成（＝機械）面での調査を簡略化すること、人口調査用紙の一部分を営業調査用に振り向けること、また人口調査と同じ組織を使って営業調査を併行させること、以上によるとされる。そして、1861年関税同盟営業表の作成以降、営業統計が欠落したままの状態は（ドイツの統計にとっての）「窮境」（Kalamität）であるとするマイヤーの意見が構成員の間で賛同を得ている。そこには、簡略化を推し進め、何とかして営業調査を実現させたいとする強い願望がみえる。

人口センサスとの併行ということで、例えば、単独経営者、また補助人のごく少数な、あるいは使用機械なしの経営といった小規模の営業には人口調査リストや管理リストを有効利用して、そこへの記入で処理できるのではないかという意見が早々に出されている。特定規模以上の営業経営に対してのみ独自の営業調査書式をもって臨むという様式である。これによって圧倒的多数の営業が本来の営業調査の枠から人口調査に回され、準備や実査、集計・加工・公表の労力の大幅な軽減が可能になる。しかし、これに反対し、全営業経営者に対する独自の調査用紙を用意するのが本来の営業統計とする原則論も出される。これは後々まで尾を引く難問となる。

会議中に、エンゲルは営業調査に関する素案を提示する用意ができており、同意があればそれを印

刷に回し委員会に提供したいと発言している。これが承認され、また同時に帝国統計庁のベッカーとマイツェンから別様のプランも用意されているとあり、それと同じように会議に配布されることになる。

第2回会議でエンゲル案と統計庁案が提示される。さらに、プロイセン王国からの委員で以前の関税同盟拡充委員会の小委員会へ専門家として参加した16名のメンバーのひとりでもあったシュテューヴェによる、被雇用者5人以下の小経営を営業調査から除外し人口調査書式で処理する、また所轄官庁からの別途に資料を活用することで調査対象（業種）を削減する、これを通じて簡略化を一層推し進めることができるとするプラン提示が加わる。審議の結果、以上の3案の内、今後の審議の基礎としてはエンゲル案が採用され、統計庁案はその修正（Amendment）として活用され、またシュテューヴェ案はそのつどの関連個所で参照されるべきものとされる。これは簡略化という面ではエンゲル案がより合理的なこと、またこれまでのドイツ営業統計に関するエンゲルの造詣の深さに敬意が払われたこと、以上によると考えられる。そもそも関税同盟統計拡充委員会での72年構想作成を主導したのがエンゲルその人であった。エンゲルは、①営業統計調査に関する規定（全15項）、②営業経営の体系的概括（20グループ/79クラス）、③独立営業経営者に対する調査書式、この3つの素案を提示している。以下の審議では、この①の調査規定の全15項目について逐次検討し、修正案の検討を含めながら、ひとつひとつを賛否採決によって確定し成文化してゆくことになる。

2. 主要論題

これらの審議の内容を論題ごとにまとめて整理すると以下のようなになる。それらは、委員マイツェンの責任の下に収録された議事録、ならびに後にエンゲルがまとめた「改定委員会報告」⁵⁾から浮び上ってくるものである。（なお、営業調査用紙の設計も重要論題であるが、これについては項を改めて説明する）。

1) 調査対象範囲と営業分類。エンゲル案では少数の特殊営業だけを除いた「全般的」営業調査が構想されていた。すなわち、農業、林業、畜産業をも含んだ営業経営が対象枠に含まれている。しかし、これに対しては、それらが他の営業とは異質な要素を抱えており、連邦参議院でも別様な調査が予定されていることとして異論が出る。これが採択され、対象範囲としては園芸業、漁業、採鉱・製錬・製塩業、工業（含、建設業）、商業・運輸業、宿泊業・飲食業に狭められる。また、エンゲル案では当初から、軍管理下にある工業、郵便・電信・鉄道経営、保険業、医者・弁護士・芸術関連職員、更正施設・刑務所での収容者による作業、また自家消費用経営といった公益関連や非営利分野の業種・職種は除外されている。さらに、エンゲル案にあった行商営業も、発布された鑑札の記録によってはその正確な捕捉が難しいとされ、調査対象から外されることになる。

営業経営の所有関係に関しては、私人/法人（国家、自治体、団体、株式会社、手工業者組合、協同組合、等々）による所有すべてを含み、それら一切が取り上げられるものとする。

営業統計用の営業分類は先の72年構想で作成済みである。その後、ヨーロッパ全体に共通する営業分類が問題となり、サンクト・ペテルブルグの第8回国際統計会議（1872年8月）でもそれが重要論題とされ、さらに75年のウィーンでの世界博覧会での審議対象にもなっている。しかし、この時点でいまだ国際的に統一された分類体系は確立してはいない。こうした中で、72年調査構想にあった営業経営分類をベースにウィーンでの審議結果を踏まえ、さらに簡略化を目指しながら、エンゲルの提案した「営業経営の体系的概括」の審議に取りかかる。しかし、ことは技術的専門知識の要求される所であり、委員会にはその力量不足ということで、さらなる詳細規定は下部の小委員会に委ねられるとされ、エンゲル・マイヤー・ネスマンの3人が委員に指名されている。こうして最終的に、営業19グループ/94クラス/200細目（この内の60は細目なしのクラス数であり、その数量がそのまま細目数につけ加えられている）の分類が採択される。72年構想に比べ、グループでは2、クラスでは17の増加となるが、しかし、細目数の大幅な減少（72年分類では421）によって調査や集計・公表の簡略化が計られる。従い、対象枠を狭めた営業調査が想定されている。19グループは以下の通りである（括弧内はクラス/細目数）。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 人工園芸と商業園芸 (1) | 2. 漁業 (1) |
| 3. 採鉱・製錬・製塩業 (4/10) | 4. 土石産業 (6/7) |
| 5. 金属加工 (3/18) | 6. 機械・道具・器具・装置 (8/5) |

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 7. 化学工業 (8/3) | 8. 光熱工業 (4/9) |
| 9. 繊維工業 (8/25) | 10. 製紙業と皮革業 (5/8) |
| 11. 木材・木片業 (10/3) | 12. 食糧・嗜好品工業 (4/19) |
| 13. 衣料とクリーニング業 (4/9) | 14. 建設業 (12) |
| 15. 複写業 (4) | 16. 営業目的用工芸 (1) |
| 17. 商業 (7/21) | 18. 交易業 (2/3) |
| 19. 飲食業・宿泊業 (2) | |

72年構想との対比では、増加グループとして1、2、3、19（これは72年構想では18の交易業の1クラスであったものがグループとして独立）があり、削除されたのは保険業と行商である。差し引き2グループの増加となる。

2) 独立営業概念。エンゲルのいう独立営業経営とは、場所的な集中・分散に関わりなく同一所有者に属する異種営業それぞれ、場所的に分断されている同一所有者の同種営業それぞれ、複数所有者の下にある営業、これらを指し、そのそれぞれに独立の調査用紙が配布されるとする。従い、同じ所有者が同一営業場所内で異なった種類の業務を行なっていれば、そのそれぞれの業務区画が、また同人が異なった場所で同じ種類の業務を遂行していても、そのそれぞれの場所が営業経営とみなされることになる。これは、これまでのドイツ営業統計に特徴的な場所的単位としての営業体を捕捉するという観点に導かれたものといえよう。

エンゲルの考えでは、同一経営者が複数業種を営んでいる、あるいは複数営業場所を所有している場合、帳簿管理のありようが独立性の判断基準となり、会計処理が別々なものをそれぞれ独立経営にみなしえんとする。しかし、委員の中には簿記が決定的基準にはなりえないとする意見もあり、この点に関するあいまいさは残される。⁶⁾

さらに、この独立経営概念の説明だけでは調査側にも被調査側にも多くの混乱が残るとされ、より細かな規定が必要とする意見が出る。それは例えば、顧客の家で賃作業に従事している層や他人勘定のために自宅で営業している層（家内工業）を独立営業者として明記すべきである、現場の調査員に独立経営の判断を任せ、そのために調査員指令などに詳しい規定を盛り込むべきである、といったものである。しかし、それらの意見は採択されず、結局エンゲルの規定のままとされる。ただし、顧客の家で賃作業に従事している層や他人勘定のために自宅で営業している層も営業経営者に含まれることは、規定ではなく調査用紙そのものに明記されることになる。

3) 営業の大小区分。エンゲル案では経営規模に関して予め大小区分を設け、小経営を本来の営業調査の枠外に廻すという考えを取らない。もともとから産業を大小に分けることを不合理としてきたのがエンゲルであり、72年構想にあった就業者数5/6人区分でもって別様の調査書式を当てるとする方式を、合理的根拠のない「妥協の産物」であったとみていた。従い、エンゲル案では、「すべての営業経営者にとって同一でできるだけ簡単な調査紙が利用されるべきである」⁷⁾という方針から出発している。

しかし、これでは簡略化が阻まれるとし、前もって小経営を区分し、それには簡易な調査をもって当たるといった意見が会議の半ばに再浮上する。これを熱心に主張するのはマイヤーである。マイヤーは補助人5人以下のものを小経営とし、それに対しては管理リストを用い、その種類・数量・補助人数を把握するだけで十分とみなす。これに対しては、前と同様に、小経営の意義は否定されえない、5/6人区分は経営の大小区分には必ずしも繋がらない、管理リスト運用が煩雑になり調査員の負担増となる、重複や脱漏の原因となる、等々の批判的意見が出され、結局この修正提案は否決されている。

これで、その問題は解決されたかのようにみえる。ところが、会議の終盤になって、再び大小区分問題が取り上げられる。これは調査書式の内容を審議する中から、そこに盛られた質問項目に対応するのは営業経営の一部にすぎず、零細な経営にとっては無関係な項目が多すぎる、こうしたことが明らかになってきたからである。例えば、ヴェルテンベルクでは20万人の営業経営者の内の17.5万人は業主ひとりか、もしくはごく少数の補助人しか抱えていなく、しかも機械なしの経営の持主である、またオルデンブルクでは1.7万人の営業経営者の内の1.1万人が単独経営者かわずかな補助人をもった機械使用なしの層である、こうした事例が引き合いに出されている。そのような零細経営に対し、それに無関係な調査項目を盛り込んだ調査用紙を配布すること自体が無駄であるとする見解が根強く残り、再三に渡り浮上してくる。これを一貫して主張するのがマイヤーであるが、かれによれば補助人あるいは使用機械なしの単独業主は全体の約2/3にも及び、これを人口調査に回すことで営業調査の負担を大きく節減できるとする。終盤の第7回会議に至って、エンゲルもこうした現実的意見に

耳を傾けざるをえない。結局、補助人2人以下で単純な機械利用だけの経営を小経営とみなし、それに対しては後に述べるような人口調査用紙の裏面を使った簡単な質問で処理する、こうした提案を行ない、それがマイヤーとベッカーの強い賛同を受け全体の承認を得る。すなわち、補助人2人以下のものを小経営、補助人3人以上のものをそれに比較して大経営とし、それぞれに別様の調査書式を用意する、こうした形で経営の大小区分問題は決着する。⁸⁾

4) 調査組織。12月1日の人口センサスとの連結を前提にして考えると、調査のための組織系統は帝国統計庁を軸（あるいはセンター）にして、領邦国家それぞれにおける現地の市町村当局が、さらに調査委員会が設置されたところではそれが実施責任部署となり、また人口調査の調査区と調査員がそのまま利用される。（人口センサスの調査員には当地の事情に明るい退役官吏や学校教師、等々が選定される）。そして、「調査は可能な限り営業経営者への直接質問を通じて行なわれる」との規定が採択され、そのための調査指令作成と配布が各国政府に任されている。エンゲル案では直接質問が不可能な場合をも想定して、調査用紙と調査リストの併用が認められ、調査員が被調査者から聴き取ったものをリストに記入する方式もありうるとされていた。しかし、これは削除される。あくまでも直接調査をもって臨むという方針である。

5) 構成単位と調査単位。営業調査では集団の構成要素（＝単位）はあくまでも個々の営業経営体であるが、人口センサスと連結するために、調査単位は世帯となる。ここにひとつの難問が絡み、調査結果の信頼性を損ないかねない要因が隠されることになる。すなわち、後述される世帯用の人口調査リストが配布された場合、その記入責任をもつのは世帯主であり、かつ本人が営業経営者であれば営業経営の捕捉はスムーズに行なわれうる。だが、世帯主ではない世帯構成員の中に営業経営者がいる場合、果して漏れなく正確にそれが調査単位として把握され、本人に営業調査用紙が手渡される保証はあるのか、という問題である。調査が経営場所で行なわれ、調査員がその所在場所に向うとしたのが72年構想であったが、75年調査では世帯内の営業経営者をまず掴み、そこから営業経営についての回答を引き出すという迂回を経ることになる。人口調査と同時遂行ということのために、調査は経営場所＝業務区画ではなく、営業経営者（あるいは業務指導者）の居住地で行なわれることになり、その際に人口調査用紙の中から正確に営業経営者を割り出せるかどうか、これが問題となる。だが、委員会構成員でこの点での不安や危惧を表明した者は少数である。

6) 集計・整理。総括表作成案もエンゲルによって提示されている。それは、以下の3様であるが、72年構想にあった7表に較べると大幅な縮小である。統計表の数量そのものの削減に加え、細目数が大幅に減らされたことによって、集計と表作成の労力が節減されるとされる。

①すべての個別営業経営の暫定概括

一 国全体の営業分類（グループ／クラス／細目）に沿った経営数と性別就業者数・合計

②確定概括・I

一 国とその比較的大きな行政区別の営業分類に沿った小経営での

主／副別経営数

性別地位別就業者数・合計

使用機械数（3機種）

同じく比較的大経営での

主／副別経営

経営主体別経営数

就業者数 性別地位別就業者数（調査時、被雇用者については年齢区分と徒弟数の計上あり）

性別年間平均被雇用者数

就業者規模別経営数（就業者数10以下／11-50／51-200／201-1000／1001以上の5区分）

③確定概括・II

一 国とその比較的大きな行政区別の営業分類に沿った比較的大経営での

回転機（畜力／風力／水力／蒸気力／ガス力／熱気で動く機械の種類と数量）

作業機・装置（7業種別の特徴的使用機械・道具・装置の種類と数量）

留意点は、確定概括・Iの経営主体別経営数では「私人／経済組合／自治協同体／国家」の4つが区分されていること、また比較的大経営での性別就業者数では、後述される調査用紙にある、「1. 業務指導者、2. 商人としての、および技術的修養を積んだ監督職員と会計職員、3. その他」の3分類が取られ、その内の「3. その他」では性別のみならず、年齢4区分と年間平均数がつけ加えられていることである。また、規模別分類では上のように（業務指導者を含んだ）就業者数別の5区分が提

示されている。

以上、みてきたように、人口センサスと連結する、あるいは上乗せさせることで、ともかくも実現に漕ぎつけようとするのが 75 年営業センサスの趣旨である。上で挙げられた問題を解決しながら、エンゲル案の 15 項の規定を 14 項に整理し、⁹⁾5 月 7 日に改定委員会の審議が終了する。作成された規定・調査書式・総括表・営業分類は議長メラーを通じて帝国宰相府へ伝えられる。それを受けて、5 月 20 日づけの帝国宰相名（代理、デルブリュック）で、29 日に連邦参議院へ文書伝達の形で、その妥当性についてすみやかに決議されたいとの要望と一緒に営業調査の実施プランが渡される。連邦参議院の関連委員会がそれを審議し、6 月 10 日、提出された改定委員会案が原則的に承認される。原則的というのは、いくつかの修正を含んでいるからである。後述するように、そこには 75 年調査の有効性を大きく左右することになる修正点も含まれている。

連邦参議院での承認を受けたことによって、12 月実施に向けて営業調査準備が始動する。帝国統計庁の名で、調査規定、調査書式（小経営用・比較的大経営用）、いままで暫定概括と確定概括のための総括表、体系的営業分類、以上 6 つが各国政府へ送付される。

プランには、関税同盟統計拡充委員会による 72 年営業調査構想を、たとえ簡易化された形であるとはいえ、それを人口調査の場を借りて直接調査として実施したい、こうした志向が込められている。既述のように、構成員 13 名中の 4 名はかつての拡充委員会のメンバーであり、かれらには 72 年構想は果されなかった課題として残っていたからである。中でもエンゲルは 72 年構想の立案者としてその意義を熟知していた。簡易化に対する自身の疑問は少なからずあったと思われるが、それを抑えて 75 年調査の実施に向けて最大の配慮を払ったものといえよう。原案提示を初めとして改定委員会における文字通りの中心人物をして活躍することになる。さらに、改訂委員会の 5 月 7 日の最終会議で、審議結果を「改定委員会々々報告」としてまとめ、それを連邦参議院に提出する編集委員会の責任者としてエンゲルが指名される。そして、6 月 30 日、メラー・エンゲル・ベッカー・マイツェンの連名による報告提出の趣旨説明が帝国宰相府長官デルブリュックへ提出され、エンゲルの手による改定委員会報告がその附録として添付されることになる。¹⁰⁾

II. 調査用紙

1. 2 様の営業調査用紙

1. 改定委員会の第 4 回会議の後半から第 7 回会議にかけて、エンゲル案に沿って、調査用紙をいかに設計するかが中心問題となる。改めて、設計された調査用紙そのものから 75 年営業調査の特徴を探ってみる必要がある。

既述したように、審議の結果、想定された全質問項目をすべての営業経営に一律に適用することが不合理とされ、当初の方針に替って、小経営に関する営業調査は人口調査用紙を利用することになった。75 年人口調査用紙では世帯における現住者・不在者の目録としての調査リスト（Zählungsliste、いわゆる世帯リスト）、ならびにすべての現住する個人用の調査紙（Zählkarte、個々人ごとの単票といえるもの）の 2 つが用意され、そのどちらかが利用されるものと規定されている。そのいずれにも姓名・世帯内地位・性・出生年・家族関係（独身・既婚・離別）・宗教・主職業と主生業（分野と勤務関係）・副業・国籍・住所・現役軍人の所属先、この 11 項目が質問されている。この職業・生業欄で独立営業経営者と答えた者に対しては、改めて人口調査用紙の裏面に「2 つの特別質問」として、次のような設問がある。すなわち、今回の営業調査で対象となる独立営業者の営む業種が列挙された後で、以下のような項目が質問されている。¹¹⁾

1. あなたはその種の営業経営に際して 3 人以上の補助人、徒弟、等々を雇っていますか
2. あなたがその種の営業経営で 2 人以下の補助人、徒弟、等々でもって、あるいはただ 1 人で営んでいるだけの場合には、次のことを申告してください
補助人数（性別）
徒弟数（性別）
各種織機数
各種編機数あるいは靴下製造機数
足踏式ミシン数

注意. この質問は、当該営業が農業の傍らで営まれている場合にも、回答されるものとする

この2が小営業経営に関する、主営業／副営業区分を伴ったその就業者関係と使用機械への調査項目である。小経営に関しては経営の種類と数量・補助人数で十分とした改定委員会でのマイヤーの主張に、使用機械の種類・数量に関する最低限度の表示を加えたものといえる。明らかに、繊維業（織物業）分野での零細手工業を想定した設問であるが、営業経営調査としてはそれ以上のものはありえないほどの簡略化といえる。各国における営業の現状からみて、この織物業ではいまだに零細な手工業が広範に残存しているとの判断から導かれた設問と考えられる。こうして、小営業経営に関しては人口調査用紙の裏面を使った簡易調査で処理されることになる。

2. 上の質問1で是と答えた者には別途、「1875年12月1日の営業統計調査 補助人3人以上の独立営業経営者に対する調査紙 (Fragekarte)」が配布される。そこには営業経営者の姓名・商号・住所の後に、次の8つの質問項目が設定されている。¹²⁾

1. あなたはどのような営業を営んでいますか
2. 経営場所はどこですか 市町村 街 家屋番号
3. あなたはこの営業経営の単独所有者、賃借経営者、あるいは業務指導者ですか
あるいは営業経営は複数事業仲間、あるいは合資会社、あるいは株式会社合資会社、株式会社、労働組合、協同組合、手工業者組合（インマング）、あるいは他団体、あるいは自治体、あるいは国家の所有ですか
4. あなたは上で挙げられた営業の他にさらに副営業を営んでいますか それは何ですか
5. 調査時にあなたの作業場・工場空間・建築場と仕事場・穀倉・倉庫・帳場・店舗・売場内で、あなたの船舶で、また出張店員として、何人が営業内で就業していますか
 - a) 所有者、賃借人、業務指導者（性別）
 - b) 商人としての、また技術的な修養を積んだ監督職員と会計職員（aを除く）（性別）
 - c) その他
 1. 17歳以上（性別）
（その内の既婚者 性別）
 2. 15-16歳（性別）
 3. 13-14歳（性別）
 4. 12歳以下（性別）
 - 合計（性別）
 - その内の徒弟（性別）
6. あなたは5のcに属する者を1875年平均で何人雇っていますか（性別）
7. あなたはあなたの営業経営で次のものを利用していますか
 - a) 畜力巻上機数
 - b) 風力: ドイツ式風車数、オランダ式風車数
 - c) 水力: その馬力、連結したタービンの数、その馬力
 - d) 蒸気: 罐数
蒸気機関数とその内訳; 常設蒸気機関数、その馬力、移動蒸気機関を含んだ運送可能機関数、その馬力
 - e) ガス力機械数 その馬力
 - f) 熱気機械数 その馬力
8. あなたがあなたの営業の経営のために、上の数字7で挙げられた動力で動き、以下の主要グループで示された作業機を利用している場合、該当するところでその数量、質問が該当することの明らかな場合には、同じように人力で動かされる作業機、また装置の数量を申告してください

I. 採鉱業と土石産業 (17 機種)	II. 食糧品産業 (8 機種)
III. 木材産業 (8 機種)	IV. 繊維産業 (34 機種)
V. 金属産業と機械産業 (22 機種)	VI. 製紙業と印刷業 (13 機種)
VII. ミシン (2 機種)	

以上の質問が表裏1枚の調査紙に収められ、とくに7項と8項が収縮されたことで、簡潔な質問用紙となっている（ただし、各国の営業状態に応じて、上の調査紙に増加項目を容れることは否定されなく、それは当該政府に委ねられている）。72年営業調査票では、とくにこの8項が大きなスペースを占めることで4ページの調査票となっていた。確かに、7・8項での簡略化は合理的とみなされうる。しかしながら、それ以外の標識設定は営業調査として理にかなったものか。これについては評価の分かれるところである。

2. 72年営業調査票との対比

1. 72年構想にあった営業調査票との比較でその特徴を探ると、まず経営形態での家内工業の有無を問う質問が削除されている点が問題になる。72年構想では、前章でみたように小経営用の調査紙で家内工業の間屋への従属、比較的大経営用の調査票には工場間屋による家内工業の支配が問われ、この両面から家内工業の存在、その数量・規模（人数）・貸与生産手段と原材料の有無をあぶり出そうとしている。この質問が削除されたということは、家内工業の工業生産に占める比重が無視できるほど軽いものになったということなのか。そうでは決してない。というのは、審議中、ベッカーが家内工業就業者数を把握すべく、営業経営者に対して、「あなたはあなたの業務空間の外で何人を雇っていますか」という質問を設定すべきと提案しており（しかし、これは採択されなかった）、また次の82年営業センサスではこの設問が復活しているからである。これは、専ら調査項目の縮小という目的に合わせたものである。しかし、改定委員会の審議中にマイツェンが簡略化について、本来的に質問すべき項目を削ってまでの省略が果して妥当なものかどうか、疑問の残るところもあるとする発言を行なっているが、その疑問はこの件に関しても当てはまる。72年調査構想との対比で、あれほど強調された家内工業への質問がここでは消えていることは不可解である。また、その点についてのエンゲル自身の説明はない。

次に、支払賃金額や労働者福祉面に関する設問はない。当初のエンゲル案では、「1875年に支払済み、また支払予定の俸給と賃金の総額」を問う項目が設定されていた。しかし、これはエンゲル自らによって取り下げられている。その根拠は、ドイツにおける所得税改革によって被調査者からの申告に較べてより信頼できる回答が税台帳から獲得可能になるためである、こう後に説明されている。この他にも、労働者福祉面に関する質問がまったく姿を消している。審議当初には「労働者社会統計」への配慮が必要とする意見もあったが、これは考慮外とされる。また、災害・傷害保険との関連で60歳以上の層を析出する、また労働者の内の家屋所有者の割合を掴む、こうした設問も提案されたが、いずれも採択されていない。

調査項目5は就業者の地位別構成と、とくに被雇用者・労働者の年齢・性別構成に向けられている。72年構想にもあった業主／専門職員／被雇用者・労働者という3分類が取られている。ただ、調査紙にあるbとcの境界を明確にするためのより詳しい規定が要るのではないかとする意見も出されている。また、cのカテゴリーの年齢区分は72年構想ともエンゲル案のものとも違ったものが採択されている。これは議長からの提案によって、営業条例に規定された就業可能年齢に対応させた結果である。

最大の特徴は営業の物的構成面への質問、すなわち7と8にみられる質問量の大幅な減少にある。すなわち、72年構想にあった動力機への質問項目数では216から15に、さらに作業機への質問では、挙げられた機種総計が945から、「簡略化のぎりぎりの線」¹³⁾とされる7類・計106機種に削られている。72年構想では、エンゲル自身も認めるように、モノグラフィーの領分に入り込みすぎ、「あまりにも大きな注意が技術的部分に払われた」、すなわち個別業種での特徴的作業機・道具・装置の枚挙に過度の注意が払われ、全般的営業統計としては明らかに境界線を越え、全体のバランスも欠くことになった。また、それを可能とみる「錯覚」¹⁴⁾もあった。エンゲルも会議当初から、簡易化は機械に関する質問の整理を通じて可能になるとみなしていた。この面での72年構想でのゆきすぎは否定できなく、75年調査では全般的調査として標準的な形を取ったものが志向されている。こうしたことを通じ、集計と整理の作業分量は全体として1/15に減ったとされる。

2. いま少し、この点について検討してみよう。先にみてきたように、72年構想では小経営用の調査紙では、水力／蒸気力／その他の動力源の使用とその馬力が問われ、続いて使用作業機・道具機械の数量申告が要請されている。使用動力源に該当するものがあれば、さらに調査紙裏面にある水力と蒸気力によって動かされる原動機に関する詳細質問に答えることになっている。作業機・道具機械では紡績業、織物業からパン屋、印刷屋に至る10業種において、それぞれに特徴的な機械・道具種があらかじめ列記され、該当するものがあれば、その数量を記入することになっている。その機種総数は36である（業種ごとの重複を含む）。比較的大経営用の調査票では、上と同じ動力源への質問に続いて、紙面を改めて詳細な質問への回答が求められている。それには「II. 機械と器具」という設問枠の下で、さらにこれが「A. 動力源と原動機」と「B. 作業機と器具」に分けられ、Aにおいては、畜力／風力／水力／蒸気機関と蒸気罐／蒸気罐用燃料／熱機関／ガスエンジン／圧縮機の8項に渡り、その使用数量と多くの場合にその馬力が質問されている。とくに、蒸気機関と蒸気罐では、I.

農業用機関、Ⅱ．船舶用機関、Ⅲ．蒸気罐に分け、それぞれについて使用されている原動機種・装置がほぼ網羅され、その種名と部品名が列挙された実に詳細な調査となっている。

同じく、Bにおいても営業分類 12 グループに対応させて、土石産業、金属工業から建設業、印刷業に至る 12 業務分野ごとに特徴的な使用作業機・器具・装置・道具が挙げられ、その使用が問われている。その種類たるや膨大であり、例えば、取り上げられた機種の最も多い営業Ⅵグループ・繊維業では、その A. 紡績業に延べ 107 種、B. 織物業に延べ 39 種、C. 靴下商品製造に 24 種、D. レース製造と刺繍物で 6 種、E. 漂白・染色・捺染・光沢仕上で 64 種、総計 240 の機種、最も少ないⅩグループ・衣料と清浄産業でも 30 機種が並べられている。関税同盟統計拡充委員会はこのために営業統計小委員会を設け、ドレスデンやハノーヴァーの高等工業学校から専門家を招集し、その審議を踏まえて調査票を作成している。しかしながら、この物的側面への入れ込みは営業センサスという全般的統計調査とは必ずしも調和しない。確かに、営業調査は経営体の人的構成のみならず、その物的構成の把握をも目的とする。そこに営業統計の特徴もある。しかし、72 年構想にある「Ⅱ．機械と器具」の調査項目は全般的統計調査の域を越え、工業生産に関するモノグラフィーという領分に深入りすぎていると批判されよう。明らかに、被調査者たる営業経営者にとっては過重な質問であり、当人にしてみても細かな機種や品名を識別し正確な申告を行なうことが可能か、これは甚々疑問とされる場所である。また、それをどのように集計・整理し公表するのか、調査側の作業にも大きな困難の予想されたところでもある。これが、先にみたように、原動機で約 1/14、作業機で約 1/8 と大幅に縮小・整理されたことは、調査紙自体の簡略化を含んで、統計調査としては本来の水準に戻ったと考えるべきものであろう。

従前から、プロイセン統計局長としてのエンゲルは蒸気機関の利用に強い関心を向けていた。統計局はその発足以来、蒸気機関設置を生産力増進の証しとみなし、その伝播・拡張の数量把握に大きな努力を払ってきた。エンゲル案にある調査紙の蒸気を動力源とした場合の質問項目では、もちろん 72 年構想に較べると大きく整理簡略されたものであったが、それでも 15 項に及ぶ設問があった。すでにみたように、これが 5 項に減っている。それは、簡略化という目的に加え、今回の調査から農業部門が除外されることで、その分野の利用蒸気機関が脱落することにより、営業調査時に全般的蒸気機関統計を志向することがそもそも無理と判断されたからである。しかし、帝国レベルでの蒸気罐・機関に関する統計作成は必須のものであるので、これを営業調査とは別途の調査として実行すべく、その検討のための特別委員会を招集するよう連邦参議院に提案したい、こうした議長提案が承認されている。¹⁵⁾

以上、物的構成面での調査項目の抜本的省略を通じて、分量的にみて簡略化という目的は達成されているのは確かである。また、人的構成面での設問数とのつり合いからみて、調査の全体的バランスも改善されている。調査紙での質問を概括する限りでは、実査や集計・整理における大きな困難はみえてこない。

Ⅲ．1875 年営業調査の諸問題

1. 人口センサスとの連動

実施された最初の営業調査結果の概括は、「1875 年 12 月 1 日のドイツ営業調査の帰結」として『ドイツ帝国統計』第 34 第 1・2 分冊ならびに第 35 巻第 1・2 分冊の計 4 冊（1879 年）の中で公刊される。とくにプロイセンとオルデンブルクが詳しい加工と公刊を実施している。またそれより先に、プロイセン統計局はその機関誌『統計局雑誌』で、エンゲル自らの手による「1861 年調査の帰結と比較された 1875 年 12 月 1 日の営業調査の帰結」¹⁶⁾を公表している。

統一ドイツにおいて最初に実施された営業センサス、こうした意義を 75 年営業調査に認めることにやぶさかではない。しかし、それは方法論的観点、とくに統計調査論からみて問題がなく、期待された成果を十全に伝えるものとなりえたか。こうした角度からの評価とは別である。後に、75 年調査はドイツ営業統計史における失敗例に属するものと評価されることになるが、それは以下のような問題点を抱えていたからである。

先に述べたように、70 年 2 月に採択された人口調査に関する規定では人口調査に農業調査や営業調査といった包括的調査を結びつけることが禁止されていた。その規定の撤廃が連邦参議院によって承認され、75 年人口調査に営業調査を連結することが可能となった。そこには、人口センサスに上

乗せさせる、つまり調査区、調査委員会と調査員は人口調査と同一のものを利用することで、72年から延期されたままの営業センサスをともかくも実現させようとする意図が強く働いている。これによって人的労力と経費の節減が実現する（同一調査員によって人口調査と営業調査の双方が賄われる。また経費の点では、例えばプロイセンでは独立営業調査には書類作成・梱包・発送分だけで2.9万マルクの出費であったが、結合の場合には人口調査を含めて4.4万マルクと見積もられる）。確かに、営業調査を人口センサスに上乘せさせることに利点のあることは否定できないし、それによって実現の展望がより大きくなるようにもみえる。しかし反面、それらを帳消しにする次のような難点を避けることができなくなる。

1) 世帯主と営業経営者。人口調査での世帯リストの回答責任は世帯主にある。営業調査の回答責任者は経営主である。既述したように、人口調査の調査用紙が先導することで、世帯構成員に世帯主以外の営業経営者がいる場合、それが正確に捕捉されず、結果的に見落としが起りうる。改定委員会でも、例えば、オルデンブルクの1861年調査では世帯主以外の営業経営者は全体の20-25%を占めたと報告されている。かつての手工業経営が支配的であった時代には、世帯主はそのまま手工業親方として営業経営者のカテゴリーに直結していた。しかし、経営が多様化し世帯と営業の分離が進む中で、人口調査用紙を配布する際に、同時に世帯主以外の営業経営者を正確に割り出し、別途に営業調査紙を渡せるかが問題となる。

2) 営業経営者と経営場所。調査単位は世帯内の営業経営者個人である。しかし、営業統計の構成単位は個々の経営場所（業務区画）である。本来の営業調査であれば、事前リストで業務場所を捕捉し、そこに調査員が出向き調査用紙を配布するという手順が取られなければならない。72年構想もそうした方式を想定している。しかし、人口センサスと連結するために、営業調査においても世帯が調査単位とされることで経営者と営業区画の所在地の乖離が生じうる。

そうした場合、ひとりの経営者が業務場所を複数場所にもっており、しかもそれが他国家に属しているような事例では、営業経営のその国家への帰属処理が正確になされるかという問題が出てくる。これは調査当局の事後処理問題であり、自国の営業経営者が他国家領域で営んでいる経営に対しては、その事例が調査側の国家から当該国家の統計中央部署へ伝達されるというルールが定められている。しかし、果してこれが規則通りに正確かつ合理的に遂行されるか、脱漏の可能性はないのか。問題とされることである。

また、一個同一の業務場所がそれぞれ所在地の異なる複数経営者の共同所有ということもある。そうした場合には、複数の調査用紙に同一経営が重ねて記載されることはないか。調査紙にはその点に関して、複数の経営者（所有者・賃借経営者・業務指導者）によって営まれている業務の場合には、経営者自身が、「同じ営業経営に関してはただ1枚の調査紙だけが回答される、この点についてお互いに意思疎通されたい」¹⁷⁾とする注記を添えている。しかし、問題の処理を調査当局が行うのではなく被調査者自身に任せることで、これが徹底するかどうか。そこに重複記載の可能性はないか。

3) 調査時期。関税同盟の最初の人口調査が1834年12月1日に実施され、それ以降毎3年ごとの12月（後に3日に固定される）に調査時が設定されている。人口調査にとって12月は合理的な調査時期である。相対的にみて出稼ぎや季節労働がより少なく、他出していた住民も自宅所在地に帰省し、人口の静態度が最も高い時期だからである。しかし、営業調査にとってはこの時期は不適合である。営業活動という面では弛緩期に入り、営業の常態が統計に映し出されないからである。¹⁸⁾確かに、今回の営業調査から農業部門が除外されたことによって、緊張と弛緩の差が大きい農業経営でのこの問題はなくなっている。しかし、他産業にとっても12月は依然として不活性期であり、活きた営業像は獲得不可能とされる。この点を考慮して、同じく農業部門を除いていた72年構想の営業調査でも5月1日がその調査日として設定されていたのである。人口調査との連結は12月調査期を与件としなくてはならなかったためか、改定委員会でこれが問題にされたことはない。

2. 調査対象範囲

既述のように、調査の対象範囲からいくつもの部門や分野が除外されている。エンゲル案にもすでに公益部門や非営利的業種の除去があり、また審議経過から素案にあった農業・林業・畜産、行商も外されている。全般的営業調査とするエンゲル案から「全般的」を削除せざるをえなかった。従って、75年営業調査から除外されるものは、以下のようになる。

1. 農業、林業、畜産
2. 陸海軍管理の営業的性格をもった作業
3. 鉄道・郵便・電信経営
4. 保険業
5. 保養施設、医者・助産婦・医療補助職員の営業、埋葬業
6. 音楽営業、劇場営業、展示場
7. 行商
8. 更正施設・刑務所内収容者の作業
9. 営業経営者の自家需要生産物のための経営

他方、カバーされる部門・分野・業種は先に示した通りである。ところで、エンゲル案に当初想定されていた農林業や畜産は、一体どのような様式で調査されようとしていたのか。全般的営業調査とは異質な要素をもった農業経営を他営業と同類なものとみなし、同一の調査用紙でもって臨もうとしていたとは考えられない。しかし、農林業用に独自の調査用紙が別に提示されているわけでもない。この点のエンゲルの考えは不鮮明である。75年調査にさらに農業調査を加えることは、さらなる困難をよび起したであろうことは想像に難くない。従い、それを除外したことは結果的にみて是とせざるをえない。しかし、問題は未解決まくり延べされただけである。以前から、関税同盟や連邦参議院、農業団体、等々で全ドイツにまたがる農業調査の必要性が再三に渡り主張されてきている。しかし、地域ごとの農業経営の異質性、地主や農業経営者による公的調査介入への抵抗はそれを阻んできた。全般的営業調査の下で、全土にまたがる農業経営調査が実施されたとすれば、それは画期的事例ともいえたであろう。75年段階では、問題を先送りせざるをえなかった。これはセンサスとしての1882年農業経営調査まで待たねばならない。そこでは、一般的営業調査と併行しながら、別途に農業経営調査用紙が用意されている。75年の改定委員会はその問題を避けて通ったことになる。

公益性の高い業種や非営利業種・職種が営業調査から外されるとある。それらは郵便や電信、軍管理下業務、また医療関連業種・職業、収容所内作業といったものであるが、それらを他のいくつかの業種と同じ枠で括って、営業種から除外する根拠は明らかでない。これは72年調査にも当てはまることでもあるが、公益／私益と営利／非営利の境界づけは必ずしも明確とはいえない。また、営業それ自体の概念規定ともども、営業調査に終始つきまとう難問ともいえるものである。

3. 経営の大小区分

エンゲル案には経営の大小区分はなかった。しかし、審議の結果、補助人なし（つまり、ひとり親方や単独営業者）か、それが2人以下のものを小営業、補助人3人以上のものを比較的大経営とし、別個の調査書式を当てることになった。大小区分の基準をめぐっては先の関税同盟統計拡充委員会の審議でもさまざまな見解があったが、所有者を除いた就業者5/6人でもって大小区分し、それぞれに別様の調査項目を設定することになった。改定委員会でも、小経営と比較的大経営の境界をどこで引くか、これは最後まで纏れた難問であった。会議終盤で、「最良の境界をめぐっての争いが新たに始まった」¹⁹⁾とされるが、補助人2人以下をもって小経営とし、それには手工業経営の実際に見合った簡便な質問を用意することで決着した。人口調査用紙の裏面利用というのはいかにも姑息な様式ではあるが、調査項目に限ってみればまずは妥当とすべきであろう。これは、実際にそのような小規模な零細手工業経営が広範に存続していた当時の状況に対応していたということである。ただ、後にゾンバルトが批判しているように、そうした層を「独立営業経営者」と規定することへの疑問は残る。²⁰⁾ 法的身分的区分ではなく、経済的実態からすれば労働者層との違いはないとするのがゾンバルトの見解である。

ところが、この問題はそれで解決されたわけではない。改定委員会の規定・書式を帝国宰相から受け取り、その審議に当たった連邦参議院の専門委員会（関税・租税制度のための第Ⅲ委員会、商業と交易のための第Ⅳ委員会）の決議によって、調査実施規定に大きな変更が加えられることになった。すなわち、75年6月10日の連邦参議院・第18会議の席上、「国家顧問フォン・シュピッツェンベルク男爵が第Ⅲ会議、および第Ⅳ会議の名で、営業統計調査に関する規定の発令についての印刷物・第41号の下にある提案に関して口頭で次のような報告を行なった」。それは『「ドイツ帝国における営業統計調査に関する規定」に添付された提案に、……次のような変更をつけて同意することが決議された」というものであり、その変更とは規定と設計に記されてある経営の大小区分の基準「2

人」をすべて「5人」に変えることにあるとする。つまり、小経営の範囲規定をそれまでの補助人2人以下から5人以下へと引き上げることである。²¹⁾参議院議事録にはその理由は明示されていないが、営業調査の比重を落とすことで、専ら調査全体の負担軽減と人口調査実施の保全を計ったことによるのは間違いない。この結果、圧倒的多数の経営体が人口調査用紙の裏面にある調査項目＝簡易調査で処理され、本来の営業調査の対象からは外されることになった。ここから新たに出てくる問題として、小経営の枠を補助人5人以下に広めたことにより、もともと想定されていた織物業での零細経営以外の多くの営業がそこに含まれることになる。そうしたものを加えた中・小営業経営全体の調査において、先にみた小経営用の調査項目、すなわち主に織物手工業を想定した質問項目（補助人と徒弟の性別数量、織機・編機・ミシン使用数）だけで当たるのは、それら営業経営全体の実態を把握する上ではあまりにも不十分ということになる。従い、営業経営の特徴的属性が調査紙から漏れてしまう。この点に関しては、調査実施後、内務相と商業・営業・公的労働相の指令を受けて、プロイセンの各県庁から取り寄せられた鑑定報告においても、多くの営業関係は今回の小経営用の質問枠には収まり切らないと批判されている。²²⁾同じような小経営用の72年営業調査紙と較べてみても、75年調査紙の狭隘さと平板さは歴然としている。小経営を補助人5人以下とするなら、改定委員会での議論も違ったものになったはずであり、それに対する質問項目の設定も別の形で行なわれたであろうと推測される。

4. 調査項目

既述したように、72年構想にあった物的構成面での調査のゆきすぎを是正し、調査項目を大幅に縮小したことは合理的な処理といえる。しかしながら、合理化とはいえない簡略化と平板化を見逃すことはできない。簡略化と人口センサスとの連結という二重の契機から、調査項目が圧迫され、本来の営業調査の形からの後退を余儀なくされたといわざるをえない。経営の大小区分問題と関連しながら、調査項目にも矮小化が出てきている。

まず、小経営用の調査項目については、すでに述べたように、それによって営業実態の把握が可能かは疑問の出るところである。補助人5人以内の経営における就業構成また特徴的物的手段の配置を捉える上で、設問はあまりにも貧弱であるからである。72年調査の小経営用調査紙では、営業種、農業の兼業、自前かそれとも家内工業として商人問屋へ従属しているか、業務所有者（性別）／その他（性・年齢別、19歳以上の性別既婚者）、使用動力源（水力／蒸気力／その他）、使用作業機・道具（10業種・36機種）、福祉金庫への加入者（性別）、これらへの質問が設定されていた。調査紙の裏面には、動力源と結びついた原動機のさらに詳しい申告が課せられていた。たとえ補助人5人以下の小経営といえども、これだけ入念な設問が用意されていた。それとの比較でみて、75年調査の小経営用調査紙にある簡略化のゆきすぎは否定できない。

比較的大経営用の営業調査紙のものに関しても、同じことがいえよう。営業の社会的側面への問いは萎縮している。それはまず、既述したように、家内工業への質問が削除されていることである。75年当時のドイツ経済にあって、問屋制家内工業は、とくにプロイセンやザクセンでの木綿・亜麻織物業においていまだ大きな比重を占め、家内工業という形態の手工業生産の規模や全体に占めるその割合を把握することの意義は大きく、ザクセン出身のエンゲルもそのことを従前から主張していたはずである。しかし、改定委員会の審議では、「家内工業は帝国のあらゆる部分に同じような形で広まっている経営形態ではない」²³⁾という理由で、それを簡易化の対象とし、それについての質問を調査紙から排除したとされる。

さらに問題なのは、進行しつつある経営の多角化や複合化には一切配慮がないことである。既述のように、この点ではこれまでの営業統計に特徴的な観点が踏襲されているといわざるをえない。すなわち、プロイセン営業表と関税同盟営業表では営業経営を同質単一の物的作業場としてある点的存在とみなし、その場所的配置と総数を捉えること、つまり営業単位の外延的拡張（全体的広がり）を抑えることが目的とされており、これが40年代以降の一貫した考え方であった（例、ある経営者による繊維工場、織物・染色・捺染業務が併存して営まれている場合でも、それぞれの作業場が独立の営業単位として計上される）。²⁴⁾経営主体別分類には私人と協同組合・手工業者組合・合資会社・株式会社・団体・自治体・国家の主体（所有者）区分があるにもかかわらず、資本制企業の発展に伴う営業経営の縦（系列）と横（結合）の関係が進展してゆく事態への配慮がない。上述の72年調査票では当該営業が家内工業を傘下に収めているか否か、是の場合、その就業者を地域区分と地位（独

立者／性別の非独立者) 区分でもって表示しようとしていた。これが縦横関係に触れる唯一の標識といえるものであったが、75 年調査紙からはこの設問すら姿を消している。ましてや資本制経営でさらに展開する企業系列や多角経営への関心はない。

加えて支払賃金の内訳と総額に関する質問も削られている。また、72 年構想では労働者福祉関係の調査に大きな注意が払われ、調査票には別途に「労働者の利益のために当てられている制度」と題されたアンケート用紙（青色調査票）が添付され、そこには給与支払制度／貯蓄金庫／疾病・扶養金庫／福祉制度・施設の 4 点に関する詳しい質問が盛られていた。回答は任意とされたが、これを通じ当時のドイツでの労働者福祉の実態を把握しようとする意気込みがみえた。

経営の内部情報ともいえる生産額や販売額、支払賃金額、それらが果して 19 世紀 70 年代のドイツにおいて全般的営業調査の調査項目として成立可能なものであったかどうか。確かに、これについては議論されるべき点が残っている。つまり、経営の人的物的構成に限った狭義の経営調査、経営内容にも踏み込んだ本格的な経営調査、個別営業分野でのモノグラフィー的調査、特定の営業問題に集中したアンケート調査、そして一般的営業調査、これらそれぞれに固有の領分はどこにあり、それらの境界づけと関連づけはどうかという問題である。もちろん、これらに関する方法的検討を踏まえて 75 年調査用紙が設計されたわけでは決してない。それが不問にされたまま、ひとえに調査項目数を絞るといふ誘因から出てきた結果である。

IV. 1875 年調査の補完と批判

1. プロイセン統計局の対応

1. 上でも述べたように、75 年人口調査ならびに営業調査の書式は帝国統計のものを基準にしながらも、調査項目の削減は許されないが、各国の事情を加味した変更と拡張は認められている。プロイセンでは、人口調査用紙にあった個々人の就業関係の調査をより明確なものにするべく、その裏面にあった営業関係に関する「2つの特別質問」に替えて、全 6 項目の質問から構成された「生業活動 (Erwerbthätigkeit) に関する質問」を取り入れている。²⁵⁾人口調査用紙では、全 11 項の設問のその質問 7 で、「主要職業、主要生業、あるいは生計分野。その名称。労働あるいは勤務関係」を、続く質問 8 で「収入と結びついた副就業」を問うている。この 2 つの質問をさらに明敏化するために、まずすべての個々人に対して、次の 4 点を質問している。

9. 営んでいる主職業、生業、あるいは生計分野
10. その際の属性
 - a. 自立している：所有者、共同所有者（共同経営者）、賃借経営者あるいは業務指導者（監督者、管理者、等々）、あるいは自宅で他人勘定のためにか、または顧客の家で賃金のために働いている
 - b. 不在の所有者、等々のためのその代理人
 - c. 管理人、支配人、帳簿掛、計算掛、技師、職工長、監視人、鉦夫長、等々として配置されている
 - d. 補助人、店員、職人、鉦夫、徒弟、工場労働者、日雇労働者、等々
11. 収入と結びついた副就業の有無、その種類
12. その属性（10 の a から d までの地位）

就業分野とそこでの地位（属性）の質問欄を峻別し、後者の地位分類に 4 区分を明示した設問となっている。また、副就業があればそこでの地位も明らかにしようとしている。これは職業調査の補完である。

さらに続けて、本人が自立した営業経営者、あるいはその代理人、および農業の傍らさらに別の営業を営んでいる農業経営者であれば、営業調査として次の 2 点を質問している。

13. 主職業、あるいは副就業を 6 人以上の補助人、徒弟、等々でもって営んでいるか
あるいは、畜力・水力・風力・蒸気力・ガス力を利用しているか
（この双方の質問のどちらか一方、また双方に是と回答した場合には、別途に大経営用営業調査用紙が渡される）
14. 双方の質問で非の場合には次の申告を行なう
 - a) 営業経営の場所（調査場所と異なる場合） 市町村 街・地区 家屋番号

- b) 主職業／副就業別、また性別の補助人・徒弟、等々の数量とその内の徒弟数
主職業／副就業別での織機・編機（3類）の数量とその内の一時稼働数、足踏式ミシンの数量

従い、これが帝国統計の「2つの特別質問」に相当する設問となる。帝国統計の設問をより厳密に規定し直す試みであり、これはプロイセンの他にも、ブラウンシュワイグ・ワルデック・シャウンベルク＝リップペの3国家と帝国直轄領エルザス＝ロートリンゲンで採用された様式となる。

2. 営業調査そのものに関しても、その実施に際して、多くの個別国家は帝国レベルの調査紙を補充した調査用紙を用意している。プロイセン統計局の場合にも、帝国の営業調査紙では小経営や家内工業の実情把握が不可能になるとし、その欠損修復のために、次の2つの手立てを取っている。すなわち、別に補助人5人以下の製造営業に対する調査紙を用意し、これを営業調査紙に挟んでいる。さらに問題とされた家内工業経営の捕捉に関しても、事後の12月末に別途にアンケート調査の形で全国各地の商業会議所（商人団体）や営業協会に調査を依頼している。

既述のように、連邦参議院の補助人5人以下とする小経営規定によって、大量の経営がそうでないにもかかわらず小経営に押し込まれることになった。こうして、ほとんどの製造工場（Mühle）が小経営に回され、帝国の調査からは有効な製造工場統計を獲得することが不可能となった。また、時計製造、金・銀加工業、また多くの商業営業（銀行業務、書籍商、植民地商品取引、反物商、等々）に関しても同様のことが当てはまる。たとえ、それらでは5人の補助人で営まれているにせよ、これらを小経営とみなすことはできなく、それに対して小経営用の調査紙でもって臨むことは、商工業生産の実態を見過ごした調査に終わってしまう。さらに、このような経営が複数経営者の共同所有であれば、そうした関係も小経営用の調査紙からは浮かび上がってこない。要するに、連邦参議院が調査の簡易化のために行なった境界変更は、事柄に対する正しい把握と表示を頓挫せる要因となってしまった。ここから、プロイセン統計局は工業部門において、5人以下の補助人をもった製粉、製材、製紙、搾油、ガラス製造、等々を業務とする製造工場に対して特別の調査紙＝「製造者用調査紙」（Fragekarte für Müller）を作成・配布している。これが33,164分回収されている。この調査紙での質問は以下の8点に及んでいる。

1. 調査場所（市町村） 調査区番号 郡
2. 工場名（それがあある場合）
3. 使用原動力（水力・風力・蒸気力）とその馬力、蒸気機関は湯水期の補助としての利用可
4. 所有者・賃借経営者・業務指導者の名前
5. 職人あるいは補助人、徒弟の人数
6. 使用されている特徴的機械・装置（13種）の数量
7. 他営業経営への動力譲渡の有無
8. パン製造場附設の有無、他営業経営の有無

帝国統計の調査紙に比べ、動力と機械・装置への質問がより詳細なものになっている。とくに、後者では織機・編機・ミシンの3種から、脱穀機・碾白・鋸・採用突棒・砥石、等々の各種製造業務に特徴的な13機種へと大幅に増加されている。さらに、採鉱業（3,110）、鉄道作業場（485）、私的営業経営者のために賃金を払って行なわれている刑務所収容者の作業（55）、これらに関してもそれぞれの管理当局へ独自に調査用紙を作成・配布し、回収している（括弧内の数字は回収数）。

3. 加えて、家内工業の種類と規模を調査するための商業会議所と営業協会に対するアンケート調査を実施し、1,400分を回収している。今回の営業調査では家内経営への質問は最初から設定されていなかった。というのは、使用された営業調査紙の設問（質問9）は企業家の作業空間内部で直接に就業している被雇用者の数量に向けられるだけであり、その外で就業している者（その多くは家内工業就業者）は不問にされていたからである。しかし、その問題を避けることができないとみる統計局は、プロイセン国内における家内工業の実情把握を独自のアンケート調査によって補おうとする。このために75年12月末に全国の商業会議所（商人団体）へ「祖国工業のより良き認識のために大きく貢献する」ために、その協力を訴えた依頼文をプロイセン統計局長エンゲルの名で発送し、次のような項目からなるアンケート「家内工業-企業の調査」への回答を求めている。

1. 各市町村の家内工業分野において最も卓越した企業家の商号
2. その仕事が主に行なわれている市町村

3. 家内工業分野就業者 その地位別・就業形態別（主業／副業、通年／臨時）人数
4. 臨時雇人の家内工業停止期の収入源
5. 監獄と刑務所の収容者の就業の有無
6. 被雇用者の就労はひとりの家内工業企業家のためか、あるいは同時に複数企業家のためか
7. 企業家と被雇用者とのやり取りは直接か、あるいは仲介人を通じてか
8. 企業家による被雇用者への家内工業生産物のための原材料の提供の有無
9. 企業家による被雇用者への機械・道具の提供の有無
10. 家内工業産物は主に輸出用か
11. 家内工業分野の趨勢（高揚／後退）と範囲（全体／個別品目）、その原因
12. 家内工業の工場経営への移行、あるいはその逆の有無、その原因

エンゲルと統計局の関心は家内工業の種類と規模、そしてその動向である。ここでいう家内工業とは、「ある取引店（Handlungshaus）が、自立したあるいは自立していない、またその自分の居住家屋で働いている営業経営者によって、商品あるいは商品部品を、特定の指示あるいは見本にのっとり出来高払いのために製造させ、通常は商品あるいは商品部品のための原材料をも提供するような営業企業ないしは経営形態」²⁶⁾のことである。問屋制下の家内工業であり、これが工業生産の重要な担い手であるとし、それがプロイセンのどの地方でどのような種類と範囲で広がっており、その動向はいかなるものか、これについての資料が営業経営把握に欠かせないとみるわけである。これは、61年プロイセン営業調査の試案ですでに設定されていた質問であり、また72年構想でも重要視されていた項目でもある。

回答は商業会議所、ないしはそれぞれの関連協会によって、その管区内で一定規模で経営されている家内工業分野の実際的關係にそくして記入され、翌76年2月末あるいは3月初めに統計局に回収されるとされた。また、商業会議所を経ることなく、直接に個々の家内工業企業家に対してアンケート用紙を配布する方が効果的と指摘された場合には、会議所のリストに従って基本的には同じ質問を収めた別種アンケート用紙がかれら企業家の下に送られている。

この依頼に対して、約1,400の記入済み調査書式が王国統計局へ送られてきた。その内の1/3は重複調査であった。有効なものは約80の郡と都市にまたがり、衣料、繊維、金属加工、木材・木片加工、タバコ製造、紙・皮革工業などの計984企業会社に関する報知を含んでいた。しかし、予想されていたことではあるが、商業会議所や関連協会に送られたアンケートのかなりは無回答のままであった。最も営業の盛んで家内工業が密集している地方からの回答が期待されたのであるが、当該地の関係機関の多くからは、家内工業関係を解明することはあまりにも範囲の広すぎる作業であり、適切な人力が不在の下では、それを引き受けることはできないとする答えが返ってきた。このような事情の下で、プロイセン国家の家内工業の全般的探求は断念せざるをえなかった。プロイセンの家内工業の一端は掴みえたかもしれないが、こうしたアンケート調査によってはその全容解明は不可能となる。²⁷⁾

同じように家内工業を調査問題として取り上げた国家にザクセンとバーデンがある。そこではいずれも、営業調査用紙そのものの中に工場空間外で雇われている（働いている）者の数を問う質問を設けている。すなわち、ザクセンでは調査用紙の質問欄のひとつに「家内工業企業家に対して」を設け、①その企業家のために工場空間外で自宅において働いている者の数量（調査日／年平均）、②それらの者の居住地の営業経営所在地（市町村）内／外別の数量区分（調査日／年平均）、この2つを回答させている。またバーデンでも、同じく調査用紙の中で、家内工業企業家に当人が雇っている自宅就労の労働者数を性別と調査日／年平均別に質問している。プロイセンはアンケート用紙を用い、家内工業就業者数のみならず、それを越えてさらに詳しい情報を収集しようとした。エンゲル自身はもともとアンケート方式の有用性に対して大きな期待をもっていた。しかし、任意回答という形を取るアンケートに協力した商業関連団体と企業家は決して多いとはいえなかった。エンゲルと統計局の思惑は外れる結果となった。

2. 75年営業調査への批判

1. プロイセンでの75年営業調査の整理終了を受けて、エンゲルは先述したように77年の『統計局雑誌』にその調査結果を公表し、その中で75年調査の難点を自ら指摘している。また、同年の『プロイセン統計』（題39号）においてもいくつかの反省点が示されている。それらでは、調査の最大の

弱点は経営規模が被雇用者数だけに依拠して恣意的に大小区分され、しかもそれに関する改定委員会提案が連邦参議院によって簡略化の目的で一方向的に変更された点にあるとしている。連邦参議院のこの変更は修正のできないものとして、それを甘受せざるをえなかった。²⁸⁾このために、多くの比較的大経営が小経営に閉じ込められ、そのことによってドイツにおける製造工場の態様、さらには工業生産のあり方を探求するためのデータが喪失されることになる。「要するに、連邦参議院がそれを通じて調査簡略化の達成を望み、かつ可能と考えた境界変移は、逆であり、データ整理に際して、しばしば事物的に正しい事柄の把握と表示を難破させる恐れのある岩礁となった」²⁹⁾とする。

さらに翌78年2月9日、エンゲルはベルリン国民経済協会で「1875年末のドイツ帝国とプロイセン国家における工業アンケートと営業調査」³⁰⁾と題する講演を行ない、その中で75年営業調査の意義を陳述しながらも、否定できないいくつかの「著しい欠陥」として次の5点を指摘している。

1. 営業の独立性と独立経営の定義が不正確である
2. 家内工業人口の大きさに関する経営者への質問が落ちている
3. 規模と企業形態別の経営区分が不十分である
4. 作業機に関する表示が不完全である
5. 雇用主から被雇用者へ支払われた年間の俸給と賃金への質問が落ちている

多大な人的経済的エネルギーがこの営業調査に払われたにせよ、それら欠陥は否定できなく、これは調査を制約する連邦参議院規定に原因があるとし、その規定作成に自らも委員として、しかも部門責任者として携わった改定委員会の責任が大であるとする。こうした自己批判を表明している。ただし、プロイセンでは中央集計・加工が行なわれたことで、問題のひとつであった重複調査は除去できたともする。上の1、2、5については本論でもすでに言及済みである。3についてはより細かな就業規模別と経営形態別の分類が必要であったということであろうか。4については、小経営については妥当するが、しかし、大経営用調査紙にある物的装備面への質問は全般的営業調査としては妥当なものと考えられ、自己批判は不要と思われる。

このように、75年営業調査に対するエンゲル自身の受け止め方は一筋ではなく、公に批判点を開陳するなど、いささか屈折している。先の引用文では連邦参議院の変更に対する憤懣ともいえるものが感受される。しかし、自らが参画した72年構想を実行に移し、懸案であった営業調査を自らの企画した直接調査様式でもって達成しえた75年営業調査に対し、それを、「集中化された加工を経験した最初にして最大のプロイセンの営業調査である」³¹⁾とし、統計局長としてそれを正当化する言明を残している。その裏には、プロイセン統計局の手によって帝国レベルの調査を可能な限り補充しえたとする自負もあったろう。また、この75年調査結果を61年営業表と比較しながら、プロイセンと連邦諸国家における営業の進展を概括した著作『1875年と1861年のドイツ工業』³²⁾(1880年)を公刊している。

2. 結果的にみれば、75年営業調査は実現はしたものの、人口調査に圧迫され本来の営業調査としては萎縮したものに終始せざるをえなかった。ともかくも、人口センサス実施の余勢を駆って営業調査の実績を積むこと、これが優先させられたという感じが否めない。従い、後にこの75年調査には厳しい批判が浴びせかけられる。その代表例は、『ドイツ統計の現状』において、それまでのドイツ営業統計史を総括したモルゲンロートによる評価である。³³⁾そこでは、75年調査に対しては「包括的な計画と較べて、著しく後退したものであった」と否定的な判断が下されている。包括的計画とは72年構想のことである。その批判の要点は以下の通りである。まず、関税同盟統計と同じく人口調査と結びつけられることによって、営業調査にとっては不適切な12月が調査時期とされる。また、この結びつきから問題設定での欠陥、調査の重複や脱落の可能性が生じ、さらに小経営調査に関してはごく限られた質問による不十分な調査に終わっている。小経営規定を補助人5人以下とする「境界はあまりにも高く引かれすぎ」、多くの営業がその不十分な調査に回されている。加えて、多くの排除部門・業種が含まれている。こうしたことから、75年営業調査は「関税同盟の調査に対しては進歩が非常に大きいとしても、人口調査から切り離されたより新たな調査とは較べられるべくもない」と論断され、人口センサスとの結合がその失敗の最大の原因であると指摘されている。

問題設定の不十分さという点に関しては、次のように考えられよう。72年構想での小経営用調査紙も同じく就業者5人以下を対象にしているが、その設問ははるかに充実し、それだけみても他調査とは違った営業調査の独自性を窺わせるのに十分であった。比較的大経営用の調査票に至っては、統計調査としての実施可能性を疑わせるほどの細事に及ぶ設問もみられた。こうした先例との比較で、75年調査紙の内容が貧弱な点を批判している。重複調査と調査漏れについては、一般的に社会調査

にはとくに脱漏はつきものであるが、これを事前の管理リストの正確な作成でもっていかに防ぐか、これが統計の正確性を規定する要因となる。しかし、75年調査の管理リストは人口調査用のものではあっても営業調査用のものでないために、営業経営場所とその経営者の的確な捕捉が不十分となり、そこに重複や脱落の原因が潜むということである。

さらに、既述のように、小・零細経営が圧倒的比重を占めていた当時の状況にあつて（75年調査の結果によれば、プロイセンにおいて、1,667,104の営業の内、補助人5人以下の小経営は1,623,591で全体の97.4%、補助人6人以上の比較的大経営は43,513で2.6%となる）、ほとんどの営業経営が本来の営業調査の枠から外され簡易調査の対象となり、先述したようにプロイセンでは製造工場に対する特別調査で補充したとはいえ、全ドイツ規模の営業経営に関する包括的な実態把握が初めから不可能であるという欠陥をもつことであつた。加えて、対象範囲を狭めることによって、産業統計としても、営業統計としても不徹底なものにならざるをえなかつた。こうしたことから、人口調査とは切り離されたその後の82年と95年の独立営業調査と較べて大きな欠陥をもつ。これらがその批判点である。

3. モルゲンロートの評価がすべてではないが、しかし、他にも、以前の営業調査同様に、「なおかなり不完全な全般的営業調査」³⁴⁾と評されてもいるように、ドイツ営業統計史での75年調査に対する評価は決して高くない。確かに、帝国統計史上では、「ドイツ帝国における最初の包括的な営業調査」、またプロイセン統計史でも「最初の大規模な経営統計調査」、また「これまで実施された一切の経営統計調査の最大のもの」として語られてはいる。³⁵⁾しかしながら、82年以降の営業調査に較べ、75年調査を本来の営業調査として位置づけることにはためらいがみられる。

75年調査の経験から出てきた教訓は、人口センサスと連結させて営業調査を行なえば、後者は矮小化された調査に終らざるをえないということであつた。それぞれの目的を十全に遂行する上で、この異質な2つのセンサスを重ねることには無理が生じ、必ず人口調査が優先させられる。このことによって営業調査は萎縮せざるをえない。営業調査はそれ自体が独立の調査として実施されなければならない。従い、1875年営業調査は72年調査構想からみてもその後退は否定できなく、調査時期、経営体の網羅の完全性、調査項目の内容、こうした点から総合的に判断して営業センサスとして成功したとはいひ難い。

人口センサスに連結させることでセンサスとしての営業調査を比較的容易に実施できる。しかし逆に、人口センサスとの結びつきは営業調査の簡易化（＝平板化）を不可欠の条件とする。結局、このジレンマから抜け出すことができなかつたといえるであろう。これまでのドイツ営業統計への取り組みにみられたエンゲルの執念が実り、当人が実質的設計者となつた75年調査が上のような事情から中途半端な営業調査に終わった。これは皮肉な結果ではある。

おわりに

75年調査にゆき着くまで、エンゲルは営業調査に関してこれまで3度の実施を試み、そのいずれにおいても不成功に終つている。すなわち、1855年ザクセン営業調査では、調査票は配布されはしたものの営業経営者と農業経営者からのその回答に大きな不備が出てきたため、整理・公表まで完遂できず頓挫している。次に、61年プロイセン営業調査案は現場当事者の反対に会い、ブラン倒れに終つた。そして、関税同盟統計拡充委員会での審議を経てドイツ統一後の72年に予定されていた営業センサスでは、それが実施不可能と判断され延期された。

こうした苦い経験を挟み、ようやく実現に漕ぎつけたのが75年営業調査であつた。しかし、これはエンゲル自身にとっては不本意な調査であつたといわざるをえない。プロイセンではいくつかの補完のための調査が挿入されてはいるが、ドイツ全土にまたがる営業センサスとしては不満の残るものであつたろう。エンゲルがかつて主導したザクセンでの1855年調査で、人口調査と生産・消費調査（＝営業調査）を併行させた経験をもとにしたわけではないであろうが、範囲も規模もまったく異なる統一ドイツでの営業調査を人口センサスと連結させた点に、75年営業調査を萎縮させた原因がある。関税同盟人口調査とは別様の様式で、また5月という時期に予定されたのが72年営業調査であつた。しかし、これが延期され再び12月人口調査と結びつけられたことは、いまだ関税同盟統計に束縛されているかのようでもあり、そこに安易な妥協と一種のあせりすらを看取することもできよう。かつ、改定委員会提案にあつた経営の大小区分が連邦参議院によって一方的に変更されたことは、75年調査に大きな禍根を残すことになつた。これはエンゲルの承服しかねるところでもあつた。

そうした否定的側面を別にして、75年営業調査の歴史的な位置づけを試みると以下になるろう。それは営業統計の前近代から近代レベルへの展開において、その橋渡しの役割を演じている。すなわち、61年関税同盟営業表から82年職業=営業調査にゆき着くまでの過程にあって、75年調査は後者が出てくるための踏台となっている。欠陥をもちながらも、人口統計や商業統計からは窺えない経済主体=営業経営の分布と人的物的構造、つまり生産力と生産関係の現況を伝えようとしたのが75年営業統計であった。かかる資料としては営業統計しかなく、それが一国の社会経済統計に必須のものであることが再確認される。営業調査は社会経済の根幹に迫る他にない調査であり、それだけに調査項目の設定と配置には慎重な検討が要求され、またそれに対する被調査者側の反応にも大きな困難が予想されるものであった。計画倒れに終わった72年営業調査の様式を継承し、過度の簡略化を容れながらも、ともかくも直接センサス形式で営業調査が実現しえたことは、社会統計作成におけるひとつの難関が突破されたということである。統計が人口や流通というレベルから下向していった、社会経済の基底に及んだということである。エンゲルの言葉を借りていえば、営業統計を通じて一国経済における工業の分布、労働配分（社会的分業）の進展度合、機械と器具の遂行・生産能力という3つの重要事実が開示されることになる。³⁶⁾人口調査組織を利用したとはいえ、独自の調査書式を準備し、ドイツ全体にまたがる営業経営の現状把握が1875年に実践されたという事実が成立する。後は、その開かれた途をどのように拡張整備するかということになる。

75年調査の後、営業調査の作成は再び中断する。ドイツにおける本来の営業センサスはそれから7年後の1882年に実現する。しかしながら、これにエンゲル自身がかかわることはなかった。これはちょうど、諸般の事情から当人が統計局からの引退を考えていた時期とも重なる。

注

- 1) Protokolle über die Verhandlungen der Vorstände Deutscher statistischer Centralstellen in Betreff der Volkszählungen im Deutschen Reich, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 14, Theil 1, 1875, S. I. 7.
- 2) Auszug aus dem Protokoll der zehnten Sitzung des Bundesraths, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 2.
- 3) Bericht in Betreff der Volkszählungen, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, Nr. 1, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 69, 桜井健吾訳「国勢調査に関するドイツ関税同盟統計改善委員会報告（1870年）」『南山経済研究』（南山大学），第20巻第3号，2006年3月，350ページ。
- 4) 以下、改定委員会での審議については、Protokolle der Kommission für die Revision der Vorschläge über die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 2-15, による。

なお、委員会の構成員は以下の通りである。ただし、ヴュルテンベルク代表は第4会議、ザクセン代表は第5会議からの途中参加である。

帝国行政；メラー（議長）、ニーベルディング、ベッカー、マイツェン
 プロイセン；エンゲル、シュティエヴェ、ゾルガー
 バイエレン；マイヤー、フィッシャー
 バーデン；シュテッサー
 ハンブルク；ネスマン
 ヴュルテンベルク；カマー
 ザクセン；ベッチャー

- 5) E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 50-72.
- 6) エンゲルは同一所有者による複数営業、所在地を別々にする営業それぞれに対し、そこで会計簿記が独自に執られているかどうか、これが独立性の基準になると考えている。しかし、例えば、ベルリンの業務場所のみに簿記があって、営業施設は全土に拡がっているような株式会社存在が指摘され、簿記が独立性を判断する上で決定的基準にはならないという意見も出る。Protokolle der Kommission, *a. a. O.*, S. I. 11. 独立営業経営の規定に関しては、改訂委員会の審議からは明確な結論が出てきていない。
- 7) E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 66.
- 8) 営業の大小区分の基準は、「比較的小さな経営の数量とそのカテゴリーの独立営業経営者の数量が非常によく合致すること、そこで同時に前者の数量を後者のそれとみなしうることを、これ以外のものでは絶対ありえないであろう」とし、「営業経営の大小の境界は補助人2人以下の下でかなり正確に把握される」（E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, SS. I. 70-71.）というのがその結論であり、現実に対応した判断ではある。ただし、補助人3人以上の営業経営を、「比較的」としながらも「大営業経営」（der grössere Gewerbebetrieb）という用語を用いることが果して妥当かははなはだ疑問であるが、議事録やエンゲル報告にある表現のままにする。
- 9) エンゲルの提示した規定の全15項は、委員会において上で説明された審議といくつかの修正を受け、大筋に

において採択されることになる。Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 36-38. しかし、後述するように、経営の大小区分に関する連邦参議院の変更を受けることになる。最終的に帝国指令として出された規定の全文は、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会、2014年、415-16ページ、に訳出されているので参照のこと。

- 10) 改訂委員会報告は委員会名ではなく、この4人の名で提出されている。審議の中で多くの意見が交錯し、エンゲルの手による報告草案が妥当なものかどうかに関して委員全体の諒解を得たものでないためとされている。帝国宰相府を通じて、営業調査に関与する官庁に営業調査規定の「基本と傾向」を知悉してもらうことがその趣旨であるとされる。Bericht der von der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik beauftragten Redaktions-Kommission, St. d. D. R., Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 49-50.
- 11) Protokolle der Kommission, a. a. O., S. I. 38.
- 12) Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 39-40. この調査項目には、エンゲルの考える、所与の事情の下でのできるだけ完全な営業調査の描写対象 (Schilderungsobjekte) とされる以下の6点が盛りされているといえよう。E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission, a. a. O., S. I. 66.
 - ① 大小区分を伴った営業経営数
 - ② 営業経営の物件と特性、単独経営か複合経営か、多数経営から成立しているかについての報告
 - ③ 所有関係、雇用主あるいは企業家が単数個人か複数個人か、法人経営かについての報告
 - ④ 経営形態と従業員関係、商業上および技術的修養を積んだ者とそうでない者とを区分した被雇用者数についての報告、後者に関してはさらに性・年齢・家族状態別 (既婚者かどうか) の区分、労働関係 (被雇用者あるいは徒弟) の区分をつけ、被雇用者が経営所有者あるいは企業家の施設内部で (工場労働者として)、またはその外部で (家内工業労働者として) 就業しているかの表示をつけ加える
 - ⑤ 営業経営内で利用されている回転機あるいは発動機の数量・種類・力量、それが賃借かどうかの区分をつける
 - ⑥ 通常現存する、また年間を通じて存在する各営業分野に特徴的な作業機・道具・器具・装置・炉、等々の数量と種類これは、これまでのプロイセンと関税同盟での営業表作成の批判的総括から出てきたものであり、1855年ザクセン王国営業調査の試行以降に一貫して主張してきた営業調査の主要項目である。
- 13) 7業種で総計106機種というのは、全般的営業調査としてはまだゆきすぎとも考えられるが、エンゲルにとってはこれが最低の範囲ということになる。E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 69. 営業統計がいかに当時の物的生産手段の構成とその数量に関心をもっていたかの表われであろう。
- 14) E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 65.
- 15) 議事録には参考資料としてプロイセン王国における蒸気罐・機関統計の作成書式が添付されている。Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 78-81. 委員会はこうした調査を別の機会にドイツ帝国全体に拡大すべきとし、今回の営業調査ではこの点の大幅な簡略化を計っている。既述のように、これが物的側面の調査での縮小の大きな要因となっている。
- 16) Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, St. d. D. R., Bd. 34, Theil 1, 2, 1879, Bd. 35, Theil 1, 2, 1879. 結果の大略をまとめたものとして、A. Thomaschewski, Die Gewerbezahlung in Deutschen Reiche am 1. Dezember 1875, Berlin, 1879, がある。これ以前に、プロイセン王国での結果が、E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875, verglichen mit denen der Aufnahme vom Jahre 1861, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Büreaus., Jg. 17, 1877, S. 239ff., として公表されている。さらに、E. Engel, Die Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 und ihre Resultate, Berlin, 1878, が独立に公刊されている。調査の確定結果は『プロイセン統計』に2回に分けて公表されている。Die definitive Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875 im preussischen Staaten, Theil I, II, Preussische Statistik, Ht. 40, 1878, Ht. 41, 1880.
- 17) この注記は質問項目3に添えられているものである。Protokolle der Kommission, a. a. O., S. I. 39. しかしながら、被調査者自身に対し、重複調査を避けるべく「意思疎通」を図られたいとするのは調査側の安易な願望にすぎず、これは調査当局の業務責任に属すると考えられる。このことは、重複調査の大きな原因となる。従い、後に「営業経営と所有者住居が場所的に分かれている場合、あるいは複数所有者のいる際に、どの程度に調査用紙が複数回記入されるか、これについての一切のコントロールが欠けている」(A. Hesse, Gewerbestatistik, Jena, 1909, S. 11.) とする批判が出てくる。
- 18) 「夏には営業活動がその全体的規模でより具合よく把握されることは疑いない。夏は手工業と工業が全面的に稼動し、冬では営業活動はさほどの拡がりをもたず、いくつかの営業では経営が部分的に停止する。それらは把握困難となり、とくに休止中の小経営が調査から容易に見落とされる」(A. Hesse, a. a. O., S. 11.)
- 19) E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 67. 先にも述べたように、この境界づけによって、小営業経営者にはこれまで手工業者とされてきた営業経営人口のほとんどすべてが包摂されるとされる。この点での合意がえられ、営業経営の大小区分に関する懸案事項は解決する。
- 20) W. Sombart, Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert, Berlin, 1903, S. 332ff. 当初からド

イツ営業統計で採用されてきた「独立営業経営者」というカテゴリーに対し、それは資本主義経済機構の歯車のひとつにすぎず、統計によっては、いまなお真に独立した経営者なのか資本主義的企業の支配下にあるのか、そのことは不明なままであるとして、その概念設定に反対するのがゾンバルトである。

- 21) Auszug aus dem Protokoll der 18. Sitzung des Bundesraths, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 49.
- 22) プロイセン統計局もこれと同様に、とくに 3-5 人の補助人を抱えた営業経営に対し、小経営用調査紙でもって臨んだことによって結果利用での著しい困難が生じたとみている。Zur Ausführung der Volks- und Gewerbezahlung vom 1. December 1875, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 17, 1877, S. 152.
- 23) E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 68. しかし、プロイセンではこの家内工業の存在を看過することはできず、後述するように独自調査を 75 年末に別途にアンケート用紙を用いて実施している。
- 24) 定式化された調査規定の第 2 項にある、「どの独立営業経営も次のようにして調べられるものとする。すなわち、空間的にまとまっているか別々であるかに関わりなく、同一の所有者の異なった営業経営に関して、また空間的に相互に離れて独立している同一所有者の同種の営業経営に関しては、それぞれが独立に一度だけ調べられる」(Protokolle der Kommission, *a. a. O.*, S. I. 37.) はこの観点を受け継いだものであり、本書の第 I 部で説明したように、プロイセン王国や関税同盟における営業表作成で採用されてきた考えである。
- 25) 以下、プロイセンでの修正および拡張の試みに関しては次のものを参照のこと。E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242ff., Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875 im Deutschen Reiche, *a. a. O.*, S. (129) ff. 後者ではプロイセン以外の国々における修正事例も紹介されている。
- 26) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 243.
- 27) この調査に対する回答は非常にまちまちで、期待された報知獲得には失敗したことを統計局も認めざるをえなかった。Bemerkungen des königlichen statistischen Bureau's zu den Gutachten der königlichen Regierungen, *Pr. St.*, Ht. 39, 1877, S. 109.
- 28) 「多くの側から批判されている単なる補助人数による大営業と小営業の区分は確かに問題がなくはないように思えるが、しかしドイツ帝国での手法の一様性を考慮して、いささかの修正も行なわれえなかった。われわれとしては少なくとも 3-5 人の補助人を有した経営に対しても特別の調査用紙が配布されたという希望に応じることになる。この制約によって資料の加工は簡単になる替りに難しくなった」(Bemerkungen, *a. a. O.*, S. 109.)。2 人以下ではなく、5 人以下の補助人をもった経営をも小経営用の調査対象に廻すとした連邦参議院の決議に従わざるをえなかったことに対する弁明である。
- 29) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242.
- 30) E. Engel, *Die Industrielle Enquête und die Gewerbezahlung im Deutschen Reiche und im Preussischen Staate am Ende des Jahres 1875*, Berlin, 1878, SS. 17-18.
- 31) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 244.
- 32) E. Engel, *Die deutsche Industrie 1875 und 1861*, Berlin, 1880, 2. Aufl., 1881.
- 33) W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *Die Statistik im Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, SS. 219-20.
- 34) F. Zizek, *Grundriss der Statistik*, 2. Aufl., München, 1923, S. 346. 竹田武男訳『応用統計学』有斐閣, 1925 年, 286 ページ。
- 35) Die Arbeiten des Kaiserlichen Statistischen Amtes im Einzelnen, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 101, 1897, S. 50, および, *Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus zur Jahrhundertfeier seines Bestehens*, Berlin, 1905, S. 62. いずれにあってても、ドイツ、従ってまたプロイセンにおける最初にして最大の営業調査とされているが、モルゲンロート論文や本論で指摘された方法論的難点の検討は欠けている。モルゲンロートは人口調査との結びつきを絶った独立営業調査として実施された 82 年調査から「新たな調査」が開始したとみている。W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 220. 同じく、コンラートも 75 年営業調査は近代的営業統計の前段階に位置づけられるべきものであり、82 年調査から営業統計の近代的レベルでの展開がみられるとしている。W. Conradt, Die Zählinheit der gewerblichen Betriebsstatistik, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 12, 1917, S. 26.
- 36) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242.

第9章 1882年ドイツ帝国職業=営業調査の成立

はじめに

各国における近代的レベルでの社会統計成立のメルクマールは、いうまでもなく人口に対する全数調査（センサス）の実施にある。とはいえ、社会構成体の規模と構成を数量的に把握する社会経済統計の展開全体からすれば、人口センサスはあくまでその端緒に属するものといわざるをえない。ドイツにおける人口センサスは、1871年1月の帝国形成後、連邦参議院の決議を受けて、帝国中央と各国政府の連携の下で同年12月1日に早々と実施されている。近代的国家体制の確立とはいくばくかの時差をもってしか実施されえないのが人口センサスの通例とすれば、このことは画期的なことといえる。しかし、人口センサスの成立は統計作成における近代化の序曲にすぎない。ドイツ社会統計の他にはみられないそれにもましての特徴は、人口統計に留まることなく、それを越えて帝国統計庁と各国統計局との協働による社会経済と国民生活の全体的数量像獲得を目指した統計作成活動、つまり社会構成体に対する包括的統計網の構築が精力的に展開されたというところにある。こうした動きの中から、内容的にも統計方法からみても他国を圧倒する組織的体系的な社会経済統計が19世紀70年代以降のドイツを舞台にして産み出されてゆく。その後の同世紀末から20世紀30年代にかけて各国において試みられた統計の拡充に当たり、ドイツ社会統計が実践的かつ理論的な模範と目された所以である。

こうしたドイツ社会統計の展開・拡充過程がひとつの頂点に達したことを示すものとして1882年6月5日に実施された帝国職業=営業調査を取り出すことができる。この調査はもともとは関税同盟統計拡充委員会での審議の結果、1872年5月1日に実施が構想されていたものである。これまで詳述してきたように、この構想自体はそれまでの営業表段階の営業統計の抜本的改革を目指し、まったく新たなレベルでの経済センサスとして営業統計を作成しようとする努力の成果といえるものであった。しかしながら、営業センサスは諸般の事情から1872年実施は不可能となり、その後も大幅な遅滞を余儀なくされ、1775年の職業=営業統計調査の失敗を挟みながら、1882年に至りようやく実現することになる。71年8月のその構想時からすでに10年以上が経過していた。

遅滞の理由は人口把握に比べ経済活動における個々人の属性（職業）ならびに経営体の特性（営業状態）を掴むことには、統計作成における他にはない独自の難問が待ち受けていたからである。この困難を克服し、人口総体の職業構成、ならびに農業経営と商工業経営（＝狭義の営業）の実相把握をセンサス形式で試みた1882年調査こそは、ドイツにおける社会統計の展開に新局面を拓くものであり、かつヨーロッパでも抜きん出たレベルの経済統計を提供するものといえよう。人口数という表層を越え、国民一人ひとり、ならびに営業経営体ひとつひとつの経済的属性に関するこの調査は社会構成体の基底に迫ろうとする点で近代的な社会統計の確立の実質的なメルクマールといえるのである。こうした点で1882年調査は19世紀ドイツ社会統計が約70年の経験と試行錯誤を経て到達した頂点に位置するものであり、その成果を象徴する統計調査の代表例といえるであろう。

本章では1882年調査に至るまでの職業調査と営業調査の経緯を概略提示し、それを踏まえ1882年調査そのものの方法論的特徴を検討しその歴史的意義づけを試みる。

I. 人口センサスと職業調査

1. 1871年調査と職業調査項目

来るべき統一ドイツでの統計のあり方をめぐって1870年早々から開始された関税同盟統計拡充委員会の検討の中で、同年末に予定されている全ドイツ人口調査（これは第2回目の北ドイツ連邦と関税同盟領域にまたがる人口調査として予定されていた）に現住人口の「身分あるいは職業」項目を取り入れることが1870年1月14日に開催された第3会議で承認されている。引き続き2月5日の第17会議において、ヘッセン代表委員ファブリチウス、ならびにバイエルン代表委員マイヤーの提案を汲んで、「主たる職業クラスと生業クラス別の現住人口」が調査項目に設定された。職種は7部門

(クラス)、職業上の地位が4階級に分けて提示されている。¹⁾

人口調査において個々人の属性としての職種と職業身分(地位)を申告させる方式は1840-60年代に各国の多くの調査事例ですでに採用されている。こうした方式はイギリスやベルギー、フランスでの人口センサス、オランダやデンマーク、スウェーデンやノルウェー、またドイツ圏でのザクセンやヴェルテンベルクでの人口調査、さらに1867年に行なわれた北ドイツ連邦ならびに関税同盟領域の最初の人口調査でも採用済みのことではある。人口調査用紙に盛り込まれた職業調査項目によって総人口の職業別構成を把握する、これが一般的方式となっていた。拡充委員会でもその方式を踏襲し、実質的に第1回帝国人口センサスとなった1871年調査で採用され、爾来5年間隔の人口調査でもそれが継続されることになる。

拡充委員会の審議結果をまとめた連邦参議院への「報告」の第1号「人口調査に関する報告」(1870年2月12日)には、「1870年ドイツ関税同盟で行なわれる人口調査の特殊規定」としてこの職業調査項目の意義について以下のように説明されている。²⁾

職業、あるいは生業分野

人口調査と結びつけられうる身分、職業、生計分野、生業分野、等々に関する調査の主として役立つことは、総人口を主生計分野別に分類し、避けることのできない不正確さはいくつかあるにせよ、この点で価値ある開示を提供することである。この調査が営業の特殊な統計に関する資料の作成に役立つことには制約があるが、それは完全な営業統計には世帯内での共同生活からは必ずしも見通すことのできない企業家、被雇用者と労働者、等々の関連を引き出させる独立調査がさらに必要となるためである。この点を踏まえておけば、次のことは認められるように思われる。すなわち、調査リストの中では15歳以上の個々人の主業、収入と結びついた副業、および労働関係と雇用関係(親方か、職人か、徒弟か、等々)についての簡単な申告で満足し、営業統計のための記録作成のより特殊な調査を今後に残しておくことである。

ここでは職業調査として制限された調査項目で満足し、家計生活とは別の営業関係(労使関係を含む)には別個の調査=営業調査をもって臨む必要があるが、それは今後の課題に留めおくということである。背後には人口調査の毎翌年には営業調査を実施するという拡充委員会では採用された当初の構想、つまり営業統計への強い志向が横たわっている。

この人口センサスは予定されていた1870年末が普仏戦争下になり実施不可能となり、ドイツ帝国形成後の翌1871年12月1日まで延期を余儀なくされた。従い、ドイツ帝国での最初のセンサスとなったのが1871年調査であるが、その調査用紙にある全12項目の内、その第10項目に職業関係について以下の質問項目が設定されている。

職業、あるいは生業分野

15歳以上の個々人の主就業；収入と結びついた副業；労働関係と雇用関係

ここからの回答が先の拡充委員会で承認された次の主たる職業および生業クラス(Berufs- und Erwerbsklasse)、および職業地位(Berufsstellung)で分類されている(すべてに渡り性別表示を伴なう)。

職業クラス

- A. 農業(含、畜産業・ブドウ栽培・園芸業)・林業・狩猟・漁業
- B. 採鉱・製錬業、工業・建設業
- C. 商業・運輸業
- D. 私的サービス提供者・手労働者・日雇労働者、等々
- E. 陸海軍
- F. その他のすべての職種
- G. 無職者

地位

- A. 所有・職業・生業での業主
- B. 自立した職人と労働者
- C. すべての種類の奉公人

D. その他の世帯身内

しかし、この結果に対しては批判的評価が下される。それは、次の1875年人口調査の審議のために1874年8月5日から11日にかけベルリンにおいて6回の会合をもった帝国統計庁と各国の統計行政代表者の会議＝ドイツ統計中央部署幹部会議（Verhandlung der Vorstände Deutscher statistischer Centralstellen）の審議においてである。標識設定の不正確さ（例、性別区分が若干の大きな職業クラスでしか行なわれず、年齢や家族状況の区分と関連させることができない）、地位分類の平板さ（表面的なものに終わっている）、調査と総括での統一的指示の欠落、これらの理由で、職業統計には社会領域上で現在進行中の動きに関する特殊な認識が期待されるにもかかわらず、「義務として1871年に指示された職業統計はこうした要請をなんら満たすことができない」³⁾と判断され、その利用は不可能ということで意見一致をみた。

調査様式と結果総括に統一的指示が欠落し、このため各国においてばらばらな対応がみられた。実査にも総括にも「不統一性（Ungleichmässigkeit）」の著しい調査として批判されることになる。難点は職種分類において産業区分と職業区分が混在していることにあった。また、地位分類においても、設定されたカテゴリーで当時の職業上の地位区分が果されるのか、あまりにも貧弱ではないかとする批判を免れえなく、業主や被雇用者の個々のカテゴリーについての概念規定に明確さと掘り下げが不足していた。ここから調査当局において個人のカテゴリー帰属をめぐる多くの疑問と混乱が生じたとされる。

2. 1875・80年調査と職業調査項目

こうしたことから明らかになる点は、ここにはかつてのプロイセン国家営業表や関税同盟営業表にみられた産業統計と職業統計の混乱の痕跡がまだ残っていることである。すでに明らかにしたように、それら営業表には、一方の社会的分業の中での小経営従事者の特性（業種と地位）に関する職業統計＝手工業者表、他方の産業分野での営業体（組織）の人的物的構成に関する経営統計＝工場表、この双方が混在し、職業と経営が未分離という不明瞭性を引きずっている。また、全体にまたがる統一的指示がなく、県や郡といった地方官庁（プロイセン営業表の場合）や各国政府（関税同盟営業表の場合）のそれぞれの判断に概念規定や調査方式に関する多くのことが任されていた点でも同様である。

1875年時の第2回人口センサスにおいても、1871年調査と同じく人口調査用紙の中の個人の属性として、改善された表示様式で職業関係が調査されている。すなわち、調査内容は前回と同様であるが、それが以下のように主職種・地位・副職種の3項目に分けて取り上げられている（右端の数字は調査項目番号）。

職業、あるいは生業分野

主たる職業	主たる職業、主たる生業、あるいは主たる生計源の名称	8
	主たる職業における労働関係、あるいは雇用関係	9
収入と結びついた副業があれば、それを		10

ところが、この調査結果は帝国レベルでは職業統計として加工表示されえないままに終わる。人口調査に附随して行なわれた営業調査の編集と総括の方が緊急課題とされたためである。統計中央部署幹部会議において双方の加工処理は無理と判断され、職業構成よりも営業関係の加工表示がさし迫ったものとして優先されたのである。

さらに続く1880年の第3回人口センサスでは、前回と同様に人口調査用紙に主職業について1875年調査と同様の標識が設定された。すなわち、調査項目の第7項に以下のものが設けられている。

身分、職業、あるいは生業分野

その正確な名称；労働関係、あるいは雇用関係

この項目に対する回答から当初は職業統計への加工が見込まれていた。しかし、前年の1879年10月のドイツ統計中央部署幹部会議ではその加工作業を行なうか否かについては未決定のままに残された。その時点では、技術的また財政的にその作業遂行の見通しがまだ立たなかったからである。

調査終了後の1881年に招集されたドイツ統計中央部署幹部会議で、1880年調査結果から納得のゆ

く職業統計を作成することは不可能と判断された。その最大の理由は農業にかかわる就業者の取扱にあった。80年調査の職業項目では副生業もしくは副就業についての表示が最初から欠落しており、農業で広範にみられる副業の実態が把握不可能とされたためである。また、副業としての別種職業をもっている農業従事者の多くは農業を天賦のもののみならず、農業ではなくその別の職業を自分の主生業として回答する傾向をもつことが明らかにされている。従い、その回答からは農業経営における職業関係の実態が掴めなく、強いては職業構成全体の歪んだ映像しか出てこないことになる。会議では全般的職業統計と同時に農業経営統計作成の必要性が確認され、その旨が1881年10月にライヒ内務省へ報告提示されることになった。

こうして、人口の職業・生業関係の悉皆把握を目指した営業統計調査を志向しながらその実現までには至らなく、人口センサスの中に職業調査項目を盛り込んだものの、人口総体の職業構成を描き出すところまではゆき着かなかったのが1882年調査を迎えるまでのドイツ職業統計であったといえる。

II. 1882年職業=営業調査

1. 成立経過

1. 先の章でみてきたように、関税同盟統計拡充委員会の審議を受けて1872年5月1日に予定されていたのがドイツ帝国における営業調査であった。しかし、それは延期を余儀なくされ、さらに実施された1875年営業調査ではあるが、それは失敗例に属するとみなされた。そこで改めて1882年に入って人口調査とは独立した営業センサスとしての調査が企画・実施されることになった。この調査にはこれまでの経過を踏まえ、75年調査の反省の上に立って十全な体制をもって臨むことになった。

4)

ところで、82年営業調査はそれ自体として発案されたものではない。上述のように職業統計と農業経営統計の作成が最重要課題とされ、それに向けての動きが具体化する中で営業調査の同時遂行案が急遽浮上してきたものである。それには以下のような経過が挟まっている。

まず、皇帝ヴィルヘルム I 世による「社会政策的改革に関するより一層の決定のための前提条件は帝国人口の信頼できる職業統計の作成にある」とする詔書が1881年11月17日に下され、これまでのような行政資料からの副産物としてではなく人口の職業構成についての直接調査による資料獲得が緊急課題となる。これはまた1880-90年代のドイツにおける社会政策上の一連の方策が提示されるきっかけをなすものでもあった。すなわち、時のビスマルク政権は一方で社会主義者鎮圧法（78年）によって批判勢力を弾圧し、他方で営業条例の改定（78年）や一連の労働者保護立法（83年の疾病保険法、84年の傷害保険法、さらに89年の廢疾・養老保険法）を通じて労働者階級の体制内への取り込みを計ろうとする。時代的課題としての社会政策的立法のため、その基礎資料として信頼できる人口の職業統計が要請されることになる。その資料としてなによりも人口の中に占める労働者階級の割合、その各産業部門や営業分野での配置、また職種分布と職業地位構成を数量的に確認すること、また他の標識と組み合わせることによって国民の就業構造の特徴を浮き彫りにすること、さらにまた、職業別にみた高齢・疾病・傷害による就労不能者の数、死去した主人の職業からみた寡婦の所在を把握することが必要とされたのである。

皇帝の命を受けて、1881年11月末、連邦参議院において1882年に職業統計のための独立調査を行なうとして、それに関する審議が開始され、関連法案とさらにそのための予算措置が承認される。すなわち、調査用紙作成と加工のための費用が帝国予算に計上され、それは公刊物の費用を含めて総額115.25万マルク、その内の30万マルクは1881/82年度予算、残りの82.5万マルクは1882/83年度予算から支出するというものであった。

1881年12月の第1週に開かれた帝国議会において「1882年職業統計調査に関する法案」、および「1882年家畜調査の指令」が上程される。12月9日に帝国議会で最初の審議が行なわれ、続いて関連委員会での検討を踏まえ1882年1月17、19、23日の審議を経て後者の「指令」とは切り離され、前者の「法案」が帝国議会で承認される。同じく、上の予算措置も承認される。次いで、2月13日、皇帝名による全5項目からの「1882年職業統計調査に関する法律」⁵⁾が発令される。

この法律は結果として帝国議会ですべての政党から賛同を得ることができたが、その審議過程に調査の範囲をめぐって委員会や議員による調査枠の拡大に関して新たな提案があった。すなわち、今回の職業統計では単に個人個人の職業調査に限定されることなく、これを「全般的職業統計調査」とし

て、①農業経営での利用土地面積、②営業経営での経営目的（自前／消費者／店舗・工場用）、③経営内での就業労働者（補助人・徒弟）数および利用原動機種、④企業の経営形態（個人／株式会社／同業組合／自治体／国家、等々）、これらが併せて調査されるべきとされた。従い、職業調査に留まらず、同時に営業調査へ踏み込むことが必要とされ、ここに改めて営業経営調査が職業調査に加えらるることになったわけである。また、当初は1882年実施とされていた家畜調査は翌83年に農業経営調査と一緒に行なわれるとされた。この農業経営調査では、①独立農業経営数、②経営種、③経営者の社会的地位（所有者、賃借経営者、等々）、④経営規模（耕作面積と所有家畜数）、⑤就業者数、⑥副営業、⑦使用原動機と作業機、これらの項目が取り上げられるものとされた。以上のことを帝国宰相へ要請する旨の決議が採択されている。これに関する検討の後に、以下の点が承認されている。すなわち、蒸気機関を軸にした原動機種の調査は既存資料があるためそれほど必要とはみなされないこと、経費的にはさほど負担増にはならないので職業調査、および家畜調査とは切り離された農業経営調査、この2つを同時に実施すること（家畜調査の方は別途に1883年1月に行なうこと）、後者では農繁期に小作人として働き農閑期には手工業・日雇労働・工場労働に従事する者が調査から脱漏しないよう留意すること、こうした変更点に対する合意が得られた。

以上の経過を辿り先の法律を踏まえ、1882年2月20日に帝国参議院で全14項目からの「全般的職業統計作成に関する規定」が採択され、3月3日の「中央広報」(Central=Blatt)第9号で公示された。それは、これまでの営業調査ではあいまいな形で処理されてきた個人と営業体を区分し、それぞれを別々に、まず職業が狭義の職業調査（＝個人職業調査）、次いで商工業における経営体が営業経営調査の対象とされ、さらにこれまでの営業調査からは外されてきた農業に関して農業経営調査を併せて実施するというものであった。「全般的」ということの意味は調査がこれら3分野にまたがるということであり、1882年調査は単なる職業調査に留まることなく、それを越え職業=営業経営調査という性格をもつことになる。また、これに伴う経費の増加も承認された（82万マルク、これは1883/84年度予算に計上されることになる）。この規定に加えて、さらに以下のものが用意された。

- ① 調査と加工に関する一般的指令
- ② 調査書式
- ③ 実施と業務遂行のための指示
- ④ 調査結果の総括のための指示、ならびに作成される概括と職種分類の書式

この内、②の調査書式については、帝国統計庁側から特定の用紙が用意されている。すなわち、書式Iとしての職業調査用の「個人職業調査書式」、次いで書式IIとしての「農業経営調査書式」、この2つを含んだ4ページに及ぶ調査票(Zählbogen)、そして別の書式としての営業調査紙の2様である。ただし、先の法律・第2項では、この書式に縛られることなく各国が独自の調査用紙を作成することが認められており、その経費も帝国によって支弁されるとされていた。しかし、この自由裁量を採用したのはブラウンシュヴァイクとザクセン=マイニンゲンのみにも留まり、ほぼすべての領邦国家で統計庁の用意した書式が採用されている。また、調査員には調査用紙の配布・回収をチェックし、必要事項について計上・報告するための管理リスト(Kontrolliste、これは前章にあった1872年調査構想における事前-および管理リストのこと)が配布され、さらに市町村には当該市町村の全体に関する総数概要を報告させる市町村票(Gemeindebogen)も用意された。

2. 調査の統一の実施を図るべく、1882年4月に帝国統計庁長官(K. ベッカー)による招集の下、ドイツ官庁統計代表者の会議がエルフルトでもたれた。そこでは調査完遂のための予備措置と獲得資料の点検・加工問題を議論している。この中で、全般的職業調査の目的は、「立法や行政、また学問の目的のために、人口の生業活動全体、ならびに就業者と身内、業主と被雇用者、企業家と労働者からなるその構成について正確な知識を得ること、また同じく農業経営と営業経営の拡がりやその他の特徴的屬性に関する知識を得ること」にあるとの確認がなされた。この目的達成には調査用紙への記入管理が確実に行なわれなくてはならない。そして調査委員会の編成、調査業務への国民の広範な参加も必要となる。こうした点を考慮して同会議によって以下のような内容の決議が採択され、周知徹底が計られた。

1. 現場(市町村)での調査には国民の広範な協働が必要である。住民の中から当該地の実情に通暁した適切な者を選び、かれらに調査員役を委託するのみならず、行政当局と共に調査全般の指導に当たってもらうことが必要である。

2. 比較的大きな市町村では、調査委員会の設置か、共通作業のための直接的提携かを通じて、調査業務指導のためにそのような適切な人力を引き入れることが重要である。
3. 市町村の中に業務量に見合った然るべき数の指導職を設けるべきである。
4. 調査委員会と当該市町村当局の課題には調査業務の準備・指導・監督のために必要な一切のことが含まれる。それには、
 - a) 調査区の区分
 - b) 調査員の確保と指導
 - c) 調査目的や記入に関しての住民への啓蒙
 - d) 回収された調査用紙の点検と修正
 がある。会議が強調することは、回収された調査用紙の調査員による即時の点検であり、またそのためには現地の事情に詳しい在地住民の協力が不可欠のものとなる。
5. 調査員の職務は調査委員会構成員や調査業務指導者のそれとまったく同等とみなされる。
6. 実査のやり方について上記業務協働者が実例をもとにして訓練を受けることが適当である。
7. 学校を場にして教師による調査書式の説明の機会をもつ。
8. 調査員には学校教師が多く選ばれることから、調査日は公立学校を休校とし調査員の受託に支障がないようにする。

同会議は国民全般へ調査の意義を説明し信頼できるデータ収集を訴えることを目的にかなったものとし、後日その旨の文書がプロイセン統計局によって作成・公示された。⁶⁾これは各国政府の統計中央部署へ伝達され、さらには新聞を通じて住民への訴えがなされた。また、職業調査の意義と重要性を強調した論評が新聞などに数度に渡り掲載された。

行政上の指令 (Instruktion) の形を取って各国政府から地方行政官庁 (県庁と郡庁) へ、調査の重要性を確認し現場 (市町村) での細かな実施規定の周知徹底を行なうことが命じられた。そして、市町村当局には調査に必要な書式一式と指示要綱が送られ、それら内容に通曉し、まず初めに調査区の編成と調査員確保に着手するよう指示された。

また今回の調査では人口センサスと同様に調査委員会の設置が勧告されていた。その設置が可能なところでは調査権限をそこに譲渡し、それが不可能なところでは業務に熱意をもち営業関係に通じた当地住民の協力を求め、調査の準備や記入内容の事後点検のために尽力してもらうようにすべきとされた。

有能な調査員の選択は調査委員会と市町村当局の最も慎重に行なわなくてはならないことであり、またかれらに対し業務に関する十全な教練を施す必要がある。いうまでもなく、調査結果の良し悪しは調査員の思慮と行動によるところが大きいからである。調査員の職務には市町村職員やさらに下部の行政当局職員が当たらねばならないが、場合によってはその任務にはとくに学校教師などの適当な人物が加えられ強化されるか、またかれらによって代替されることもある。

選ばれた調査員は被調査者たる世帯主や経営者と接した際には、まず調査目的を良く説明し、人口の職業構成や農業・商工業での経営状態の把握が立法や行政、そして学問的研究にとって有益なものとして利用されることを説明し、調査用紙への回答が決して課税目的と結びついたものではないことを伝えなくてはならない。

こうした一般的方針が定められ、次いでそれにもとづいた具体的作業が開始されることになる。それは 1882 年 4 月の帝国統計庁から地方当局への調査用紙配布に始まり、実査と回収・点検、整理と総括を経て、各国で作成された概括表の帝国統計庁への返送までに至る約 1 年半に及ぶ作業となる。⁷⁾

こうして、帝国統計庁と各国統計中央部署 (統計局)、中央部署と地方管区庁 (県庁や郡庁)、さらに現場の市町村当局との密接な連携の下、法的根拠を支えにした指令と指示の徹底、スケジュールの確認、事後点検の徹底、等々に配慮しながら 1882 年調査が始動することになった。

2. 調査方式

1. 今回の調査では、先の「規定」第 2 項にそれが市町村様式 (gemeindeweise) によることが明示されている。すなわち、

調査は市町村様式で行なわれる。調査の直接の実施は市町村当局の責任である。市町村当局はその継続した責任の下でこのために独立した調査委員会 (比較的大きな市町村では複数の調査委員会) を設けることができる。

とあり、⁸⁾調査実施の責任が各地の市町村当局にあることが定められている。また、その責任の下で調査委員会（大きな市町村では複数の調査委員会）を設置することができるとされている。エルフェルト会議でも確認されたように、そこに調査の権限が譲渡されるとされ、そこには市町村構成員ととくに当該地の営業関係に通暁した者が選ばれるべきとある。そして、市町村当局ないし調査委員会には実施要綱ともいふべき「市町村当局ならびに調査委員会への指示（Anweisungen）」が帝国統計庁から与えられ、調査への共通理解と統一的様式の下での調査実施への周知徹底が計られている。これまでの72年調査構想、また75年調査で作成された規定でも、調査の実施は各国の末端地方官庁（＝市町村当局）によって実施されることがいわれていた。今回の規定では、その実施が市町村当局にとって「責任となる」（obliegen）という強い表現でもって義務化されることになっている。これには住民に密着した末端官庁に調査実施の責任を負わせることで、調査漏れや重複調査などを防ぎ、実査完遂を担保し回答の正確性を確保しようとする意図が窺える。

この指示によって調査方式の特徴を探ってみよう。市町村当局（ないしは調査委員会）の任務はまず当該市町村を適当な調査区に区分けすることにある。これは1調査区50世帯以下を基準に、住民数や場所的特性を勘案し、調査用紙一式の配布と回収がそれぞれ1日以内で完了可能となる形で地域区分を行なうことである。小市町村や施設（兵営、刑務所、病院、等々）の場合には、それをひとつの調査区とみなしてよいとされる。この調査区のそれぞれに所在し調査対象となるべき世帯と営業経営体の事前の照査は、それが調査漏れや重複調査を避け、事後の点検や補完・訂正の拠所となり、調査結果の正確性を左右する重大な要因となる。従い、市町村当局（ないしは調査委員会）は住所録、営業目録、商業目録、税台帳、その他資料を活用してその確認を済ませておく必要がある。

市町村当局（ないしは調査委員会）の次の仕事は1調査区にひとりの調査員を張りつけることである。その選別では市町村当局ないし調査委員会の内部の者、および他の然るべき人物が指名されることになるが、そこでは市民の自由意志にもとづく調査への参加が適切とされている。実際には、調査員に指名されたのは当該市町村の中下級行政職員他に、退職官吏や学校教師、営業体職員、学生であった。市町村当局（ないしは調査委員会）はかれら調査員に事前にその課題、調査区の特徴、住民の個人的ならびに営業上の関係について説明を行なう必要がある。

調査用紙の配布から回収までの期間を厳守するよう市町村当局（ないしは調査委員会）は監督しなければならない。その上で、調査員個々人から点検済み調査用紙（職業調査票と営業調査紙）と管理リストを6月12日までに受領し、10日後の上位官庁への提出期限までの間に必要な点検、補完・訂正、積明を済ませておかねばならない。

最後に、市町村票の作成がある。これは当該市町村が責任者の署名を添えて統計庁へ提出する1枚の表式である。そこには、当該地で取られた調査方式に対する質問や市町村独自の家畜飼育や営業に関する質問への回答、また調査員からの管理リストを集計することによる調査区ごとの世帯数・住民数・他に住居を有した一時滞在者数、農業を営んでいる世帯数、回収された営業調査紙数、これらが記載されることになっている。

この市町村票の作成が完了すれば、調査員から届けられた調査用紙一式と管理リストとまとめて、小市町村（人口2,000人以下）は6月22日まで、それ以外の市町村の場合には7月5日までに上位官庁たる県庁に一括送付することが定められている。

次に、市町村当局（ないしは調査委員会）の主導の下に実査に当たる調査員であるが、その任務は「調査員への指示」にあるように、いうまでもなく調査用紙の配布と回収である。既述のように、調査用紙としては書式Ⅰの個人職業調査と書式Ⅱの農業経営調査を含んだ全4ページに渡る調査票ならびに裏表1枚の営業調査紙の2様が用意されている。これには別途、被調査者に対する「調査書式への記入手引（Anleitung）」が添えられている。市町村当局（ないしは調査委員会）から受け取ったこの用紙一式は調査員によって6月1日正午から4日正午までの間に各世帯に配布されるが、その際、調査員は居住家屋、家屋内世帯、単身者世帯、共同経営者や被雇用者、また蒸気罐や動力伝動をもった営業経営、あるいは通常は住居として使用されていない建物に寝泊りしている個々人や世帯、これらのどれをも見落とすことのないよう細心の注意を払うべしとされ、調査員に調査漏れ防止に配慮するよう促している。

文字記入による自己申告（Selbstangabe）を原則とし、個人職業調査票には世帯主が、営業調査紙には営業経営者が記入し署名することになっている。しかし、場合によっては調査員が被調査者からの口頭申告を替って調査用紙へ記入することもありえりとする。

記入済み調査用紙は6月5日12時以降に回収され、同日夕刻には終了するとされる。しかし、それが不可能な場合には7日までの延期が認められている。回収に際しては、調査員によってその場で記入内容が点検され、必要な補完や修正が行なわれなければならない、また個票に署名があるかどうか確かめられなければならない。

個票の点検が終了すれば、最後に管理リストの作成が仕事として残る。これは調査員各自が用紙配布時に担当区内のすべての建物をその家屋番号と種類（住宅、工場、倉庫、等々）で区別して取り上げ、その各々に関しその中の世帯ごとに世帯主の姓名と職業・地位を記載した1枚の表式である。調査用紙の回収終了後、調査員は記入済み用紙の記載内容にそくして、各世帯の現住者・一時不在者・一時滞在者の数量を記入し、また農業経営調査紙が関連するか、営業調査紙が配布され回収されたかどうか、さらに調査に際して生じた不測の事態（例、居住者が不在）につき注記欄に表記しなくてはならない。調査員の署名が入った管理リストは先の調査用紙一式と共に6月12日までに市町村当局（ないしは調査委員会）へ届けられる。

2. 既述のように、被調査者には「記入手引」が手渡されている。それによれば職業調査票は6月5日（水）の午前中に記入を済ませ、正午から始まる回収に備えておくべきとされる。調査票に記入されるべき者はまずその枠Aで6月4日から5日にかけて世帯構成員として居住した者（ここには家族構成員のみならず身内や家内奉公人、下男や女中も含まれる）、および、例えば客としてそこに一時滞在した者とされ（この場合には、他所での住居・寝所の有無、有であればその住所を添える）、要するに6月4日夜から5日にかけての世帯内現住人口が載せられることになる。同じく枠Bには世帯構成員でありながら諸事情のため4日夜に不在であった者がいれば、その予想滞在地と不在理由を添えて記載される。

人口調査とは異なった職業調査であるため、詳しい申告は14歳以上人口と13歳以下であっても賃金のために就労している人口に限定され、13歳以下人口は性別表示を伴って単にその総数が表示されるだけである。

世帯内に農業経営に従事している者がいる場合には、職業調査票の裏面にある農業経営調査用紙にも記入申告しなければならない。この場合、独立自営農家はいうに及ばず、例えば、借地、用益権地、代理管理地、または奉公人や労働者、また日雇労働者などに賃金の一部として貸出され耕作されている耕地も対象となり、農業の営まれている一切の土地がその利用者の下で悉皆把握されることになる。

同じく、世帯構成員に独立営業経営者がいれば、その者には職業調査票とは別に商工業用の調査紙（＝営業調査紙）が渡される。ただし、この場合、被雇用者ではなく、その限りでは自立しているとみなされる営業経営者であっても、それが対外的に周知の営業制度の下にはなく、また共同経営者や被雇用者をもたず、かつ営業用の原動機ももたない単独の零細営業従事者の場合には（例、顧客の家に外向いて仕事をする縫工や洗濯女、洋服裁断師や靴屋）、今回の商工業調査の対象からは外され、単に職業調査票への記入だけで済む。後に詳述するように、あくまで就業者と営業手段において営業体としての一定規模をもった部分が対象になっている。

「手引」には実に細かな記入要領が具体的事例をふんだんに含んで示されている。⁹⁾これを通じて個々の調査項目への的確な回答は当然のことながら、とくに商工業調査における営業体の調査漏れと重複調査を極力回避することへの協力が被調査者の側にも要請されているのである。しかも、故意の虚偽申告や申告拒否に対しては30マルク以下の罰金が科せられるとある。

以上、「指示」と「手引」から調査方式をみる限り、今回の調査では調査側の地方当局（市町村当局ないしは調査委員会）と調査員の役割を明確に規定し、かつ被調査者にも申告要領をきめ細かに示すことによって、実査段階の混乱と誤謬を回避し可能な限り正確性を保持しようとしている。この点でかつてみられなかった慎重な配慮が読み取れる。

III. 職業調査

1. 個人職業調査

今回の1882年調査のメインとなる調査が「個人職業調査」(Erhebung des persönlichen Berufs)である。これは全4ページからなる調査票の2-3ページを取ったものであり（調査票の1と4ページには調査票番号、世帯住所、記入者署名、項目説明があり、さらに4ページの下半分は農業経営調査枠となっている）、いうまでもなく全就労人口をその就業分野別、従業上の地位別に調べ上げ分類す

るものである。しかも、家内奉公人、就業者に扶養されている家族身内、さらに職業修養中の者や失業者、施設収容者をも同時に計上することによって就業からみた全人口の社会経済構成の把握を可能にする統計となっている。

これは、「A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに附属する場所に現住するすべての個人の名簿（Verzeichnis）」（全20項、14名分の記入欄がある）と「B. 世帯からの一時不在者の名簿」（全19項）の2枠から構成された調査票である（附録「個人職業調査書式」を参照）。ここには14歳以上の世帯居住者、また13歳以下であっても賃金のために就労あるいは奉公の出ている児童に対して、申告項目としてまず、姓名・世帯主との続柄・性・年齢・家族関係・宗派、これらの人口調査と同じ7項目が設定されている。これは職業関係項目とのクロス分類のための基本枠となるものである。その後には職業調査本来の調査項目として調査票にある8から15まで、さらに16の計9項目の申告が課せられている。

「職業、身分、生業、営業、業務、あるいは生計分野」が欄8-15全体にまたがる題目であり、世帯構成員全員の職業関係の有無／有の場合のその内容、ならびに農業経営また商工業経営とのかかわりが調べられることになる。

まず、欄8では世帯主と世帯内の職業従事者それぞれが、「唯一のあるいは主たる職業活動・就業・収入源となっている職業・身分・生業分野・生計分野」を挙げるものとなっている。ここではあくまでも主職業が問題とされ、従い、主職業をもたない者や副次的な就業者はこの欄に記入する必要はなく、それには欄12が用意されている。主職業には下のような記入指示がある。例えば、農業部門では次のようになっている。

農場所有者・賃借経営者・監督者・管理人、他の被雇用者や日雇労働者、下僕・下女、等々が具体的職業であり就業地位である。さらに、就業してはいないが同居家族身内であれば、それを明記する。農業経営に附属する手工業的な作業の就業者（例、鍛冶屋や車大工など）は「農業における」をつけ加えなくてはならない。

また、商工業部門においての記入例は以下のようにになっている。

営業経営者・手工業者・工場主・商人、親方・職人・徒弟、工場労働者・鉦夫、出張店員・帳簿掛・店員、その他の被雇用者、こういった職業や地位の下にある者は該当する手工業や製造、採鉱業、商業の個別分野を示す。水夫や漁夫の場合には「海上」、「海岸」、「内陸水路」を加えその就業場所を示す。

さらに、以下のような具体的指示が続く。

役員・職員・会計掛・書記などはその職務・勤務・業務分野の種類を挙げる（あるいは個別省庁名や業務施設名を記入する。欄9にはその職分を添える）。現役軍人の場合には「現役」としてその階級を挙げる。

日雇労働者や手労働者の場合には、主としてかれらが就労している営業・業務・作業分野の種類（例、農場や果樹園での作業、森林作業、鉄道作業、道路作業、港湾作業、等々、また家内作業において）を挙げる。また、この層では主たる職業をもたずさまざまな作業分野で様々な仕事に就いている者が多いが、その場合にはその内の主たるものを挙げる。

奉公人・下僕・女中といった層の場合には、その多くが農業や他営業で、また家内での奉公人として就業している。こうした者は部分的に営業活動、部分的に家内活動に従事することがある。その場合には、その双方が記され、主たる仕事は主職業として欄8に、他の仕事が副業として欄12に記入される。

収入ある職業に就いていない世帯主や独身者、財産収入や利子・年金、社会扶助で生活している者はその旨を明記する（例、終身年金生活者、公的扶助受給者）。退職した役員・職員・士官の場合にもそれを附記する。また、寡婦にあつては現在の就業があれば、あるいは他の収入源（例、寡婦手当）があれば、それらを挙げる。

設定された質問は「主たる職業分野の正確な名称」であり、ここでは個々人の職種が問われている。しかし、職業という概念が今日のように明確に限定されていない当時であつて、生業や生計、身分や就業といった類似用語と併記され、それらとのかかわりを申告するものとなっている。これを通じて、ともかくも個々人の生活の糧を支える活動を答えさせようとする意図が窺える。だが、これが厳密な意味での職種区分とはなっていないことは、見本で示された記入例からも看取できる。¹⁰⁾すぐ後で述べるように、これは産業分類と職業分類が混合されていたために起つた結果である。

欄9は「主たる職業分野での地位」であり、現代風にいえば「従業上の地位」を問うものとなつて

いる。実際には、この欄は前欄 8 と密接な関連にあり、「パン屋親方」や「パン屋職人」、また「日雇農業労働者」や「タバコ工場女工」といった単一表記でその双方への回答を満たすことがある。従い、欄 8 の記入だけからはその職業での地位、当人の業務関係や労働関係・雇用関係が不明瞭な場合に、さらに欄 9 への申告が課せられることになる。そこでは大きく分けて、当人が自立しているか (selbständig) / 否か、これを類別することが問題とされ、自立している場合には次の 2 つの形態があるとされる。

1. 土地所有者・賃借経営者・永借人、また手工業親方・企業家、管理者・監督者、業務指導者
2. 自宅において「他人の業務の勘定ために就労している」者、あるいは「他人勘定のために働いている (für fremde Rechnung arbeitend= afr)」者。ここでいう他人とは企業家、工場主、問屋、商人のことであり、この層は問屋制下の家内工業従事者を指している
他方、そうでない非自立層には、一般的に被雇用者として以下の具体例が列举されている。
3. 管理人・監視人・業務代理人・支配人・会計掛・出張店員・書記といった商工業での中間管理職員や専門職員、さらに手工業での補助人・職人・徒弟、また工場労働者・鉱山掛員・鉱夫、日雇労働者・手労働者、下僕・下女、女中・給仕、配達人・門番といった労働者階級と家内奉公人

結局、ここでは、一方の自立した業主層と他方の非自立者としての被雇用者層に大別され、被雇用者層の中に中間階層としての管理職員や専門職員、また広義の労働者階級が包括されている。つまり、業主／中間職員／労働者という 3 階層区分が暗示されることになる (この地位分類については後に再び戻る)。

欄 10 と 11 は各人が独立業者として経営に当たっているかどうかを申告させるものとなっている。この場合の営業は商工業・流通業・サービス業全般にまたがる広範な業種を含む。かつての営業表が扱っていた対象領域をカバーしている。そこでは当人が先の主職業を、①経営者として被雇用者や労働者を抱えて遂行しているか (これに恒常的に就労している家族身内や奉公人がいれば、それをも含める)、または共同所有者をもっているか、また②営業手段として基礎的原動力で動く作業機や (1879 年以降に) 行政台帳に登録されている化学・精留用蒸気罐、また移動蒸気機関や蒸気船の所有者であるかの 2 点を問い、これに対して是・非でもって答えることになっている。これの双方、あるいは一方に是と回答した者は営業経営者とみなされ、別途の営業 (= 商工業) 調査紙に対する申告がさらに要求されることになる。同じ設問が欄 14 と 15 にあり、そこでは副業でありながらも営業経営者として就業している場合が同じように調べられる。

欄 12 と 13 は個々人の副業を問うものとなっている。すなわち、主職業をもたないか、あるいは主職業の傍ら主婦や身内、年金・利子生活者、老人、等々による、定期的ではあるが副業として、しかもそれが主たる生計源とはなっていない就業が記入される。ここで多いのは副業として農耕に従事している者、また世帯の営む商工業経営において本来的な被雇用者としてではなく補助的業務に就労している者とされている。

職業関連項目の最後に欄 16 があり、そこでは「以前の職業」として、(a) 高齢・傷害・疾病のため就労不能となり現役を退いた者であれば、その以前の職業を記入し、(b) また寡婦であればその夫のかつての職業を、さらに寡婦当人が以前に就労していた場合にはそれをも記入することとなっている。

2. 職業分類と地位分類

1. 職業分類には 1875 年営業調査時に用意され、その後いくつかの修正を容れた分類コードが利用された。これには無職者・無申告者枠 (F) を別にして、以下の A から E までの 5 主要部門・23 グループ・145 職種が盛り込まれている (括弧内の数字は職種数を表す)。

- A. 農業、畜産業と園芸業、林業、狩猟と漁業
 1. 農業、畜産業と園芸業 (3)
 2. 林業、狩猟と漁業 (3)
- B. 採鉱業と製錬業、工業と建築業
 3. 採鉱業、製錬業、製塩業、泥炭採掘業 (5)
 4. 土石業 (9)
 5. 金属加工業 (11)

6. 機械、道具、器具、装置 (8)
7. 化学工業 (6)
8. 林業の副産物、発光体、脂肪、油、ワニス (5)
9. 繊維業 (13)
10. 紙と革 (6)
11. 木材と木片材 (9)
12. 食糧品と嗜好品 (12)
13. 衣料と清浄 (11)
14. 建築業 (10)
15. 印刷業 (3)
16. 工芸家と営業目的工芸経営 (1)
17. その他 (1)
- C. 取引と交易
 18. 商業 (8)
 19. 保険業 (1)
 20. 交易（通信と運輸）業 (10)
 21. 宿泊と飲食 (1)
- D. 22. 家内奉公と各種賃労働 (2)
- E. 23. 軍務・宮廷勤務、公務・教会勤務、いわゆる自由業 (7)
- F. 24. 無職者および無申告者 (8)

ここで、職業分類はその前段に産業部門区分と営業分類を置いている。産業部門とは、これまでの営業表にあった商工業と交易業（BとC）を軸にして、新たに農林漁業や園芸業、畜産業・狩猟（A）や採鉱・製錬・製塩・泥炭採掘業（B・3）、また非営利部門（E）を加え全経済活動を包摂し、さらに産業外人口（F）を添えて人口全体を産業分野とのかかわりで網羅・区分しようとするものである。営業分類とはこれまでの営業表の方式を受け継ぎ営業経営をその生産物と経済活動の独自性をもとにグループ分けしたものである。そして、職業統計が問題とする個人の経済活動をこの産業部門ならびに営業グループのいずれかに帰属させ、それを職業種として細目分類にかけるものとなっている。例えば、B部門・グループ9にある「繊維業」では、以下のような13の経済活動が職種として取り上げられている（左端の数字はグループ内の通し番号）。

45. 紡糸原料調製
46. 紡績業・麻扱業・糸上業・糸巻業・撚糸業・詰綿製造（家内経営として）
47. 同上（工場経営として）
48. リボン織物業を含んだ織物業（家内経営として）
49. 同上（工場経営として）
50. ゴムと毛の編物業・織物業
51. 編物業とメリヤス編物業・靴下製造（家内経営として）
52. 同上（工場経営として）
53. 鉤針編物業・刺繍業・レース製造（家内経営として）
54. 同上（工場経営として）
55. あらゆる種類の紡糸原料・撚糸・織物・布地の漂白業・染色業・捺染業・光沢仕上業
56. 縁飾製造
57. 網製造とロープ製造、さらに網・帆・袋などの製造

職業統計にあつてはあくまでも就業者個々人の経済的属性としての職種が問題となるはずである。従い、産業分類や営業分類とは別様の分類基準が準備されねばならない。しかし、職業自立と職種分化の未成熟なこの段階では、細目分類においても個人の職業を前面に出した職種区分にまでは進んでいない。今回の調査では職業を包摂する営業を先行させ、まずは旧来の営業分類の枠組みを軸にそれを産業分類に広げ、産業枠の内に個々の職業を配列したものが用意されている。従い、ここでは営業分類を産業分類に拡大し、そこから分化してきたものとして職種区分が捉えられている。この点で、職業分類といいながら職種分類には届かず、営業分類が核となっている。作成当事者も認めているように、この営業分類がただひとつの原則によって貫かれることはない。これには製品素材別・作業別、また使用目的別区分が絡み、これまでもさまざまな試みが提示されてきている。確かに、営業分類こそはこれまでのドイツ社会統計における営業表作成の長い経験を踏まえて獲得されたものであり、関

税同盟統計拡充委員会、とくにその営業統計小委員会は多くの専門家の叢智を結集してそれまでの営業表における分類を整理統合し、1872年調査用の営業経営分類を作成していた。この段階では営業区分が職業区分をカバーすることができた。82年調査でもその分類を上の上のBとCに活かし、さらにこれまで営業表の枠からは外されてきた農林漁業や採鉱業などの粗生産部門や非営利部門を加えることによって産業分類に膨らませ、その上でその中に全職種を包括しようとしたものである。とはいえ、組織としての営業と個人の属性としての職業とは別概念である。上の分類はこの両者が分化していない段階の産物であり、従い、職業分類として未完成なものであることは否定できない。¹¹⁾

この当時は職業には二義性がもたされ、「主体的意味での職業」と「客体的意味での職業」が語られていた。前者は生計をまかなうための個人の特種経済活動、つまり狭義の職業、後者はひとつの共通目的のために統合されたさまざまな経済活動の全体、つまりは営業ないし経営のことであり、この2つが同じ言葉で表示されていた。¹²⁾小規模の手工業生産が産業部門での支配的形態であった段階においてはこの両者は統合されている。しかし、大規模な工場生産が発展するにつれ職業と営業とは分離してゆき、一営業（経営）内にさまざまな職業従事者が協働することになる。例えば、大規模なビール醸造工場では本来の醸造職の外に指物や樽製造、運搬、会計や販売といった業務に携わる者がかかわってくる。従い、営業からみれば醸造業という業種であるが、職業面からすればそこには異種の職業が複数混在することになる。19世紀80年代にはいまだ手工業や家内工場が広範に残存していたとはいえ、職業と営業は区分されるべきであり、職業調査には先の「主体的意味での職業」を網羅する分類コードが必要である。この二義性を払拭できず、営業分類の枠内でしか職業分類を示しえなかったところに、今回の職業調査のもつ制約のひとつが看取されよう。

2. 次に問題とされるのは先に触れた「業務関係、労働=、あるいは雇用関係」、つまり、職業あるいは業務上の地位分類である。既述のように、ここではまず当該者の立場が自立したものか/否か、これが分類の前提におかれ、前者が業主(a)として取り出され、非自立層がさらに中間層(b)と広義の労働者層(c)に2分され、結局、次の3区分が提示されることになる。

- a. 業主：土地所有者、所有者、占有者、共同所有者または共同占有者、賃借経営者、永代借地人、分益借地人、手工業親方、企業家、管理者、監督者、業務指導的管理人、農業や商工業での他の各種指導者、他人の業務のために自宅で就労している者
- b. 上級管理職員および監督職員、会計職員と事務職員：業務指導的ではない管理人と監視人、および業務指導的ではない他の役員、学問的・技術的、また商業上の修養を積んだ管理職員や監督職員、業務代理人、支配人、帳簿掛、会計掛、出張店員や注文取、経営に雇われている計算掛や書記
- c. その他の被雇用者：他のすべての当該職業分野での就業者（含、bには属さない監督、工夫長、職工夫長、等々）
農業での下男・下女、羊飼いや牧童、とくに日雇農業労働者
採鉱業での坑夫や鉱山労働者
手工業での職人や徒弟、工場での労働者
商業での男女店員
各種営業における車力、下働き、賃金労働者と日雇労働者、奉公人
家長の職業に従事する家族就業者（とくに農業において）
農業における被雇用者として園芸作業での園丁、また鍛冶屋や車大工などの手工業的な労働者

これは人口センサスでも採用されてきた慣習的な職業地位での3区分を踏襲しながらも、それにより細かい規定を盛り込んだものとなっている。a. 土地や工場の所有者・経営者・業務主導者（指導的管理者）/b. 中間管理職員・専門職員/c. 被雇用者・労働者といった区分で見れば、これは当時の社会的階級構造を大枠において反映しているといえる。ただし、手工業親方や家内工業主がaの業主層に入っており、これらすべてが果して実質的な経営者層といえるかは問題の多いところであり、¹³⁾厳密な階級区分とはなっていないうらみは残る。

この3区分は旧来の営業表の不明瞭さを批判する中から産み出されたものである。1861年関税同盟営業表では手工業者表では親方/職人/徒弟、親方または営業主/職人/徒弟、営業主/職人/徒弟といった区分が混在し、また工場表では経営者数の表示はなく工場数が工場主数に該当するとされ、管理職員・監督職員/労働者という区分が採用されていた。しかし、この管理職員の所属が経営主層か被雇用者層かについては明確な規定がなかった。このように、就業者の階級区分という面では不十分な表示しか残さなかった。これは当時の営業表作成が直接調査によるものではないことからの制約である。しかし、実態的には旧体制の身分制度が崩壊し、土地と資本の所有・非所有を軸にした新た

な階級関係が出現しつつあった。このことはすでに少なからずの識者の看取するところであって、例えば、プロイセンと関税同盟の営業問題に精通していたフィーバーンの分析によれば、すでに 60 年代初めに、貴族／市民／農民というこれまでの社会構成についての基本分割は意味を失い、これからの市民社会では職業身分 (Berufsstände) が事実にくすくすした区分基準になるとみている。そこでは、①「上層階級」に土地貴族・商工業や国務での指導者層、②「中間身分」に営業者・商人・公務員、③「庶民層あるいは労働者階級」に小市民・農夫・労働者が属するとされ、この③が数量的には人口の主要部分を占め、その公正感と秩序意識にこそドイツ民族の存続と進歩が依拠しているとする。しかも、資本主義的経済発展は②の中に工場での営業身分 (Gewerbestände) の分化をもたらし、一方の工場主と他方の労働者を対極としながらも、その中間身分として技術者・帳簿掛・出納掛・出張店員・監督職員といった新たな層の形成と増大をもたらすとみる。¹⁴⁾ こうした人口の階級 3 区分が 70 年代以降によりやく統計表示に活かされることになる。営業統計を直接調査によって作成する段階を迎えては、旧態依然の分類基準はもはや問題にはならない。

関税同盟統計拡充委員会の検討はこうした階級区分を受け入れ、これが 72 年調査の構想では多くが手工業形態にある小経営の場合には、業務所有者／その他、また工場とよばれる比較的大経営の場合には、業務所有者／管理・監督・会計職員／その他、に区分されている。その他というのは上述した職人・徒弟、被雇用者全般や労働者を指す。82 年調査はこの後者の 3 区分を踏襲し、さらに詳しくそれぞれの地位区分を規定したものである。¹⁵⁾

3. しかも、今回は初めて農業部門が営業に加えられた結果、農業経営での入り組んだ就業関係を汲み上げ、下のようなより複雑な分類が準備された。独立自営農民層 (a) の中であって、さらに賃労働者を雇い農場経営者として活動している層 (aT) を別に析出し、かつ農業労働の担い手を 3 区分したものである。

- aT. 自立して農業経営を営み、同時に農業での日雇労働場 (Tagelöhnerrei) を営んでいる者
- c1. 家族身内
- c2. 下男・下女、その他の被雇用者
- c3. 日雇労働者と小屋番

さらに上でみたように、いまだ各地に残存している繊維業にみられる家内工業形態の営業ではその業主が産業部門 B において、

- afr. 他人勘定のため自宅で就労する者

とされ、業主層の中で特別に分類計上されている。上でみた繊維業中の 46・48・51・53 項に「家内経営」とあるのはこれを指す。関税同盟統計拡充委員会の審議においても、この家内工業をどのような標識で炙り出すかは大きな問題とされていた。しかも、その多くが問屋制下の農村手工業として営まれていたが、それを小経営の場合には「工場商人または工場問屋」といった他人の業務のためか、またかれらからの「原材料や主要道具」の提供があるかどうか、また比較的大経営の場合には、逆にその傘下にある独立営業経営者の有無、この二面から調べようとした。今回の調査ではそれらを一本化して、全経営に対し afr という質問項目を設定しその実態を把握しようとするわけである。

既述した 55 年のザクセンの生産=消費統計から 72 年の関税同盟統計拡充委員会の営業調査構想に至るまで、この問屋制下の家内工業のあり方は大きな注意が払われてきた問題であった。ところが 75 年の最初の帝国営業調査では調査用紙からこれに関する設問が消えていた。理由は調査の簡易化ということにあった。しかし、家内工業の実態把握を避けて通ることができないとしたプロイセンでは関連機関 (多くは商業会議所) へのアンケート調査によって、またザクセンとバーデンでは調査用紙での調査項目によってこれに関する情報獲得に努めた。82 年調査において、ふたたびこの問題が調査全体での設問として復活したということである。

3. 総括表

1. この調査結果には次のような 3 つの総括 (= 概括) が予定され、帝国統計庁によってその書式が用意され、実際の作成は各国政府に委ねられ、その作業にはそれぞれの国の統計中央部署 (= 統計局) が当たり、かかった費用は帝国予算の中から補償されることになる。

- ① 諸国家、大行政区、さらに人口数別の全土の5地域区分（1880年調査の結果にもついた人口10万人以上の大都市、10万-2万人の中都市、2万-5,000人の小都市、5,000-2,000人の農村都市、2,000人未満の農村）における職業・生業（主職業ならびに副業）別人口分布
- ② 国家人口の性・年齢・家族関係と主職業との関連
- ③ 国家人口の中の非健康者と寡婦

この内、①が今回の職業調査の主結果表であり、これは、以下の分類によって性別区分を伴った就業人口をまず主職業・副業別に、さらに個別副業分野別分類を加え、かつ地域区分と職種・地位別区分を取り入れて表示しようとするものである。

主職業別人口

就業者 副業なし

副業あり（産業部門AからEまでの区分あり）

主人の世帯で家内奉仕のための奉公人（含、個人サービス、除、農業あるいは商工業での奉公）
一般的に就業していないか、副次的にのみ就業している世帯身内（14歳以上/13歳以下）

副業を有した者の副業分野別分布

独立して農業を営んでいる者

産業部門A・B・Cにおける他の業主

産業部門A・B・Cにおけるすべての被雇用者、労働者と日雇労働者、産業分野Dにおける就業者

産業部門Eにおける就業者

無職ないし職業申告なしの世帯主と自立者、さらに部門Fにおける施設収容者

家内奉公のための奉公人（含、個人サービス）

副次的にのみ就業している世帯身内

この分類コードは主職業別人口において総人口の就業・不就業関係を捉え、就業者の職種分類と、とくにその副就業の実態を詳細に描き出すことを目的にしている。副就業がまずは産業分類、次いで地位分類、この2面から捕捉されていることにそれが現われている。この地域分類は上述のように各国の大行政区と住民数別5地域区分である。

②は就業・不就業別人口と性別と年齢別（8区分）、および家族関係別（未婚者と離別者、既婚者、寡婦）区分をクロスさせた表である。③は高齢・傷害・疾病のため就業不能となった者の以前の職種と労働・雇用関係別人口を年齢（7区分）・性別とクロスさせたもの、および現在は寡婦である者を死亡した夫の以前の職種と労働雇用関係別に、しかも就業中か/不就業あるいは副業に就いているかの区別を加え、その年齢別（6区分）分布を取ったものである。これは冒頭に述べた今回の調査の背景にあった社会政策上の基礎資料獲得のための概括表である。¹⁶⁾

以上3様の概括表作成を終了した国家は、その①を1883年4月1日まで、②と③を6月1日まで帝国統計庁へ発送すべしとされている。ただし、これを実際に自国の責任において作成した国家はプロイセンやバイエルン、またザクセンやヴェルテンベルク、バーデンやヘッセンといった10国に限られ、他の16国はそれを帝国統計庁に委託している。

また、①の詳細化として、④「小行政区ごとの主職業別人口」が作成されている。これは9月1日までに作成・送付されるべしとなっている。この小行政区とはプロイセンの場合の郡であり、各国のそれに相当する中位の行政区のことである。

2. さらに、上の4つの概括表とは別にひとつの重要なクロス表が後日帝国統計庁から作成・公表されている。この職業調査によって職業構成面からみたドイツ国民の構造的特徴を把握することが可能となる。すなわち、職業調査項目の就業分野（＝職種区分）と職業上地位分類、および職業帰属性をクロスさせることで、全国民の階級構成が概括可能になるということである。1882年職業調査は全国民を対象にした「職業区分と職業身分」表を作成することによって、1枚の統計表によっていわばドイツ国民の階級構成表といえるものを提示している。¹⁷⁾つまり、上の主結果表①をベースにして、この表ではまず表頭に個々人の職業への帰属性の有無を示すため以下の3標識を設定し、国民すべてを直接・間接の職業帰属者、および無就業者として取り上げる。

① 職業就業者

② 家内奉公人（非営業者）

③ 世帯身内（非就業者か単なる副次的就業者）

次に、その表側には以下の A から E までの職業分野と F の無就業分野を職業区分として設け、それぞれの中に独自の職業地位区分を掲げている。

- A I. 農業・畜産業・園芸業
業主／中間層／農業経営者で日雇労働者雇用主／家族身内／下男・下女／日雇労働者
- A II. 林業・狩猟業・漁業
業主／中間層／被雇用者
- B. 工業（含、採鉱業・建設業）
業主／他人勘定のために働く者／中間層／被雇用者
- C. 商業・運輸業（含、旅館経営・酒場経営）
業主／中間層／被雇用者
- D. 賃労働と家内奉公
- E I. 軍務と軍政
- E II. 国家・自治体・教会勤務といわゆる自由業
- F I. 無職者と無申告者
- F II. 職業準備と修業中の者および施設収容者

この粗生産 (A) /工業 (B) /商業・運輸業 (C) /賃労働・サービス (D) /公的勤務・自由業 (E) /その他 (F) の 6 区分において、それら各々に現われる職業地位での区分（上記の a、b、c の一般的区分、これに農業における aT、c1、c2、c3、さらに繊維業での afr の地位区分が加わる）が取り入れられる。こうして、4,522 万人強の国民一人ひとりを総計で 63 にのぼる枠目の内のどれかひとつに配置することのできる図式が用意されている。

これによって、全国民が就業者か非就業者で分けられ、後者はさらに就業者の家族身内・世帯内奉公人か、修業者・無職者・施設収容者かに区分され、職業との関連において、つまり職業従事の有無、有の場合の主就業／副就業、職種と地位、無の場合の非就業の形態とのかかわりで、国民全体の悉皆把握が遂行されることになる。もちろん、人口センサス結果によってもかかる構成表作成は可能である。職種と地位分類が設定されているからである。しかし、職業調査にあつては、国民の営業活動の拡充期が対象になっている、地位分類において人口センサスよりより細かな区分設定がなされている、こうした点ではるかに充実した階級構成表が獲得可能となる。これはセンサスとしての職業調査をもって初めて可能となるものであった。

こうした職業統計による国民の階級構成概括表が作成されたことについて、例えばリュウメリンはこの構成表の意義を「営業活動には多様な相違とその亜種や形態があるが、それらにそくして全社会構成 (die gesammte Gliederung der Gesellschaft) が表示された」ものとして高く評価する。人口の職業調査は官庁統計の最大の難問であり、その解決は長い間の切なる願望であったが、この 1882 年調査は少なからずの調査漏れを含んでいるにせよ、これまでの最も合理的かつ最上の成果であるとみなし、「社会的な職業構成と営業構成について、いかに多くのこれまで知られていなかった開示と、いかに価値多き開示とが職業統計に負うているかという点が十分に示された」とし、さらに「完全性において、またおそらくは信頼性においても、どのようなヨーロッパ諸大国の職業調査といえどもドイツの職業調査には較べようもない」¹⁸⁾と最大級の讃辞を与えている。

確かに、国民の社会経済構成＝階級構成表の作成は職業面からする国民の社会経済的属性の全容を把握したものであり、一面で統計が社会構成体の基底に届いた証しとみなすことができ、別面からすれば国家当局による国民諸階級・階層の実勢掌握が成立したともいえるのであり、こうした点で画期的な意義をもつと考えられよう。

4. 人口調査との関係

職業調査は人口調査と質問項目や調査方式において多くの共通点をもつ。このことは調査用紙や実施要綱からすでに明らかである。調査用紙には個々人の性・年齢・家族関係・宗教といった人口調査と共通する質問項目があり、調査様式でも調査区設定、調査員選定、調査委員会編成などにおいて人口センサス様式をそのまま踏襲している。従い、多く点で人口調査と重複する面をもつものが 1882

年調査であった。では、あえて人口調査とは別に全数調査として職業調査を実施する意義はどこにあるのか。

職業調査の力点は世帯内個人を就業者ないしは扶養者（一家の稼ぎ手）であれば、その主職種と副業種、就労形態、職業上の地位にみられる特性、さらにそれ以外のものであれば家族身内ないしは被扶養者として職業への帰属性を掴むところにある。さらに高齢、疾病や傷害のため現役引退した者の以前の職業、また寡婦の場合に亡夫の職業といった人口調査にはない独自の項目も入ってくる。

両調査の決定的相違は人口概念の捉え方にある。人口調査はあくまで現住人口（ortsanwesende Bevölkerung）の把握を目的にする。これは19世紀60年代までにみられた教会記録や市民名簿に記載されたものを机上計算で総計した人口（＝地籍人口、ortsangehörige Bevölkerung）ではなく、実際にそこで消費生活を送っている現住人口を直接調査によって把握することである。しかも、調査時期が12月に設定されているため、国民の大多数は自宅に帰省・居住しており、その居住地（Wohnort）において捉えられ、従い、この人口は居住人口（Wohnbevölkerung）という性格をももつことになる。

これに対して、職業調査では調査時期が6月にあるため、人口調査とは異なった人口集団が集計されてくる。すなわち、一国の経済活動が最も活性化し、さまざまな営業分野に人々が吸収され、営業手段が全面的に移動する夏季を選択するのが職業＝営業調査であり、この時期選択そのものは調査目的にとって合目的々であるといえる。¹⁹⁾ところが、その時期には自宅や本来の居住地を離れ、就業目的で長期間に渡り別の場所で生活する層が多く輩出してくる。従い、職業調査では上でいう現住人口ではなく、長期間にまたがり通常の職業を遂行する滞在人口（＝仕事地、Arbeitsort）が場所基準になる。例えば、リッペ侯国では人口の約11パーセントに当たる主にレンガ製造業に従事する1.2万人がこの時期に国外で生活していると報告されている。農業労働や建設労働に従事する層にはかかる部分が多くみられる。従い、職業調査で捕捉された人口というのは人口センサスでいう現住人口や居住人口とは原則的に異なった性格のもの、いわば「職業人口」（Berufs=Bevölkerung）ともいうべきものなのである。

調査地点に相違があるとはいえ、人口センサスと職業調査はあくまでセンサスとして全国民を対象にするのだから、理論的にみれば把握された総人口数においては両者の相違はないはずである。しかし、現実には両者の間には、単なる偶発的誤差では済まない検討に値する乖離が出てきている。1882年職業調査によって把握された総人口は45,222,113人であった。これに対し、これに最も近い1年半前の1880年人口センサス時の総人口は45,234,061人であった。その差は11,948人、後者の人口が多いことになる。わずかに1年半といえども、この間に人口増があるのが常態であろうから、この減少は常識では考えられなく説明を要する。

この間の人口の自然増加と逆の海外移住者による人口減、この両者をこれまでの資料から類推裁量した結果を入れ、1882年の総人口は約4,600万人と推計されていた。しかし、実際には自然増加数が予想よりも13万人少なく、また移民の急増分約25万人があり、これが差し引かれなければならなかった。約4,560万人が82年総人口と推計された。従い、職業調査における人口総数は人口センサスが行なわれれば出てくると見込まれた総数よりも約30-40万人が不足しているという結果になる。人口総数の把握という点では、まず間違いなく人口センサスの方の精度が高いと考えられ、これは明らかに職業調査により以上の調査漏れがあったということである。この原因には次の2つのことが考えられている。

1) 調査時期の6月というのは冬季に比べ人口移動が激しく、居住の安定した12月からみると個人すべてが調査用紙に上ってこない可能性がより高い。加えて、毎年30万件以上もの刑法処罰事例を出す放浪者の把握問題が絡む。人口センサスに比べ職業調査からこれら放浪者や物乞がより多く欠落することは当然考えられることである。

2) 職業調査では13歳以下の無職者は人口調査とは異なり個人個人の属性の記入はなく、単に調査欄の19・20に性別総計が挙げられるだけであった。従い、13歳以下人口に関し、人口センサスの記名式で把握された数量とは正確性において劣り、職業調査では総計記入の際に少なからざる計上漏れが起りうるとみなされている。

重大な要因はやはり1)の調査漏れと考えられるが、ではこうした誤差をどう評価するか。これをもって1882年調査の意義を否定するのか。調査当局はこの過少人口の程度は次の人口センサス結果によって明らかにされねばならないとしながらも、いま述べたように職業をもたない層に過少計上があったとしても有職業層の捕捉には信が置けるとみなし、生業に就いている者の詳細な調査に力点があるわけだから、「職業調査結果にとって、このことによっては失われるものはごくわずかであると

いわなくてはならない」、また「職業調査から出てきた国民数には不足が予想されるからといって、この調査目的が損なわれることはないと考えられる」とし、この過少数量分を調査目的からみてマイナーな数量とする。さらに、人口の性・年齢・家族関係別分布を取り出し、それぞれにおいて人口センサスと職業調査の結果を比較裁量し、後者の数量が十分に満足のゆく信頼性を備えたものであることを検証し、「職業調査結果は性や年齢、家族関係、また同じく職業そのものに関しても比較考察に適している」²⁰⁾と結論づけている。

IV. 営業調査

1. 農業経営調査

1. これは職業調査票の最終面（4 ページ）の下半分を用いた調査であり、個人職業調査票の欄 8 「主たる職業分野の正確な名称」と欄 12 「副職業の正確な名称」に農業と記入した者が回答することになっている。同じ調査用紙が利用されているとはいえ、個人々人を対象にその職種と地位を問う職業調査とは異なり、農業経営の内容を申告させるものとなっており、性質的にはこれは営業調査に属するものといわなくてはならない。従い、1882 年調査では全般的職業調査とは別に、農業経営と次に取り上げる商工業経営（＝狭義の営業）に関する営業調査が併行して実施されているのである。

まずは農業経営調査（Erhebung der landwirtschaftlichen Betriebe）であるが、そこではまず主質問として「世帯によって直接に農業が営まれているかどうか」が問われている。ここで「世帯によって」とは世帯全体、あるいは世帯構成員のいずれかが独立して農地を利用している場合が該当する。つまり、世帯が全面的にか部分的にか生業としての農業とかかわっているかどうか、これを土地利用の面から問うている。この場合、規模の大小には関係なく、田畑や菜園、牧場や牧草地として、ブドウ、果物、野菜、タバコ、等々の栽培のために土地利用がなされている場合が農業経営と規定されている。この質問に対して是と回答した場合、以下の二次（副）質問が準備されている。

1. 総面積（以下 1・2・3 に関してはすべてヘクタール・アールで表示）
2. 1 の内の借地面積（含、代理小作地）
3. 総面積内訳
 - A. 田畑・菜園・牧場・牧草地・果樹園・ブドウ畑
 - B. 森林（森・伐木場・林・叢林）
 - C. その他（家屋敷・遊園・放牧場・未耕作草地、河川・道路、荒蕪地と未開拓地）
4. 未配分牧草地の共同利用への参加の有無（是・非）
5. 役畜（以下 A から F まではすべて数量で表示）
 - A. 馬（農耕用、繁殖・飼育用）・子馬総数／この内の耕作用使用数
 - B. 雄牛・去勢雄牛・子牛総数／この内の耕作用使用数
 - C. 雌牛・子雌牛総数／この内の耕作用使用数
 - D. 羊・子羊総数
 - E. 豚・子豚総数
 - F. 山羊・子山羊総数
6. 利用機械（自己所有か借用かにかかわらず、昨年の農業経営で利用した機械種に下線を記す）
蒸気犁、播種機、刈取機、蒸気脱穀機、他脱穀機、移動蒸気機関、連動機つき／なしの常設蒸気罐

この場合、その農地がいかなる行政区にあるとも、またそれが規模の大きな農場、自作農地、小百姓や日雇人の農地、納屋・家畜小屋用地、断片的農地であろうと、さらに経営者本人が所有者、賃借経営者、用益権者、あるいはそれらの代理人（監督者・管理者・指導的役員・支配人、等々）であろうとも、これらに関係なくすべての農地利用の当事者に申告が課せられる。

さらに農地利用者本人が当該の世帯構成員としてそこに現住か不在かにかかわらず調査対象になる。同一世帯内に独立して農業に従事していたり家畜を所有している個人が複数いる場合には、同じ書式の中でそれらの経営面積と家畜数が合算されその総計が計上されるべきである。

ある所有者の農場内でいくつも世帯が別々に農耕に従事しているような場合、質問に対する回答は当該の各世帯によって行なわれる。分農地が別にあっても経営が共通して行なわれている農地では、回答は共通のものとしてなされ、重複調査は避けられるべきである。また、共同経営（共同所有・共同借地、等々）の場合には、関与者の中のひとりが責任をもって回答しなければならない。賃借農地

では、所有者ではなくその賃借経営者が申告を行なうものとする。同じように、奉公人・労働者・日雇人に賃金の一部として農地が貸出され、かれら自身によってそれが耕作されている場合、申告は雇用主や使用者ではなくかれらの世帯による。さらに、取入高の半分、また他収穫物を支払うことで貸し出されている土地はその賃借経営者、収穫物の刈入れ前に売却された土地はその購入者ではなく販売者が申告義務を有する。

5の家畜調査は全国の家畜数量を確認する全般的家畜調査ではなく、個々の農業経営に附属する家畜の構成を調べるものである。従い、当該世帯に一時的に不在であるとか、遠隔地の森や牧舎で飼育されているものも、当該調査票に記入されるべきである。

2. 以上、1882年農業経営調査は農地耕作者を対象にして、その利用内訳を伴った耕地面積、所有家畜種と数量、使用農耕機種種の3要素に限った調査であり、個々の農業経営の人的経済的關係(例えば、就業者関係や副業の実態、また収穫量)には触れない最も要素的な調査に留まっている。しかし、農業経営に関する全ドイツにまたがるセンサス形式の調査がここに開始したとみることができ、その意義は過小評価されるべきものではない。²¹⁾というのは、19世紀後半に入って農業経営に関する全般的調査の必要性が、例えば、関税同盟の委員会提言やヘッセン関税同盟大使ファブリチウスによる既述のビスマルクへの報告において、また連邦参議院の専門委員会、プロイセン中央統計委員会やプロイセン農業経済会議などによって再三に渡り主張されてきた。しかしながら、広域ドイツにまたがる農業経営に関する大規模調査は実施されてこなかった。上記のドイツ関税同盟統計拡充委員会での検討においても、農業統計の拡充は「最も差迫った要請」であるとして、いち早く土地利用・収穫・家畜調査に関する詳細なプランが作成されていた(1871年3月21日、報告第4号)。²²⁾しかし、これは実現までには至らなかった。それ以降も、プロイセンやバイエルン、バーデンやヴェルテンベルク、またヘッセンといったいくつかの領邦国家で、また特定領邦国家内のいくつかの行政管区内では土地利用や家畜に関する調査が行なわれた事例はある。なかでも1873年1月の最初の全般的家畜調査と結びつけて実施されたバーデンの耕地所有関係と耕作種に関する調査は各世帯の自計によった点で出色であったとされる。しかし、とくにプロイセン東部でのかつての農場経営(=Gutsherrschaft)にみられたような地主権力の根強く残存しているところでは、公的権力にもとづく調査が介入することには大きな困難が待ち受けていた。従い、そのようなところでは土地台帳を初めとする既存行財政資料の整理・要約、また個別事例調査という様式によってその概括、あるいは特徴の一端を窺うのがこれまでの農業調査であった。そうした制約が残っている中では、上の関税同盟統計拡充委員会の農業調査といえども、農家や農業経営者に対する直接調査ではなく、行政機関と農業関係者(農業同盟や農業委員会、さらに農業経営者自身)の協働の下での表式調査としてしか構想されざるをえなかった。そうした壁を突破して、今回の直接全数調査=センサスによって農業経営の全体が統計の網の目に捕捉可能となったことは画期的といえる。なるほど先の拡充委員会の準備した統計表のプランに較べて、その調査内容(記載項目の種類と数量)の点で今回の農業経営調査が大幅に縮小されていることは否めない。それを割引いてなお、1882年調査においてドイツ全土の農業調査がセンサスとして実施されえたことの意義の方がより大きいといわなくてはならない。²³⁾

2. 商工業調査=狭義の営業調査

1. 農業以外の商工業分野で独立営業が営まれる場合、別途に用意された営業調査紙(Gewerbekarte)に記入するものとされている。これは農業以外の製造・加工・精製分野、販売・流通、運輸とサービス分野にある狭義の営業体を対象にしたもので(先の産業部門Aの一部とB・C部門のすべて)、その対象範囲の点ではこれまでのプロイセンや関税同盟において作成されてきた営業表に類似した性格をもつものといえる。営業という概念の多義性、逆にいえば不明瞭性を継承したままであり、その中には実に多岐に渡った業種が含まれている。

全般的職業調査票の欄9において職業上の地位が問われ、そこにおいて自立した営業主、ならびに他人勘定のため自宅で作業を行なっている者すべてが営業経営者とみなされる。所有者・共同所有者・賃借経営者・手工業親方・企業家・管理者・監督者・業務指導者、等々といった地位上の違い、さらにその業務が自宅で自前用に、また独立営業場で行なわれているか、あるいは他人勘定のため自宅でなされているか(つまり、問屋制家内工業としてか)、または賃金目当てに取引先場でなされているか、こうしたの経営形態上の違いには関係なくそれらすべてが営業経営者とみなされる。しかし、今回の調査では、この内の自立してはいるが補助人をもたないまったくの単独経営者で、しかも機械

的営業手段なしで営業を行なっている層、いわゆる「単独経営」²⁴⁾ (Alleinbetrieb) は職業調査のみの対象に留まり、営業調査の枠外に置かれている。営業調査では欄 10 と 11、14 と 15 で、①共同経営者、あるいは補助人を 1 人以上有しているか、②基礎動力源をもった連動機 (回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船を利用しているか、この 2 つの質問を設定し、この内の双方、あるいはひとつを満たすものが営業経営者として取り出されることになる。その場合、①営業経営者が世帯主、世帯の他構成員、独身者であるか、②当該営業が主職業か副業か／単一営業か別種商工業が併存しているか／農業の傍らか／別種就業があるか、③営業経営者が上述したさまざまな経営上の地位のどれを占めるか、④物的設備の所有が私的か、会社・組合・団体・同盟・自治体、あるいは国家によるか、これらにかかわらずすべての営業経営体が網羅されるものとされる。そして、該当する具体的業種として以下のものが列記されている。

1. 手工業、工業、製造業、建設業、美術工芸業、採鉱業、製錬業と製塩業、人工園芸業・商業園芸業、漁業、蜜蜂・蚕・魚・鳴禽・犬・他動物飼育業 (含、動物園や水族館)
2. 銀行業、商業と取引仲介業、保険業、競売業、価格査定業、賃貸業、職業紹介業、奉公人請負業 他の作業幹旋業 (蒸気機関・脱穀機賃貸業)、葬儀業
3. 荷馬車業と駄賃馬車業、駅馬車経営と市街電車経営
4. 船頭・船主としての水運業、筏業と渡船業、港湾・水先案内業、水門・水路監視業、他運輸業
5. 宿泊業、賄業、居酒屋業
6. 鉄道・電信管理下での作業場
7. 刑務所・更正施設内で自前で営まれている営業
8. 農業・林業での副営業 (例、ビール醸造と火酒蒸溜、採石・石灰石採掘・石膏採掘、石灰焼と石膏焼、レンガ焼、泥炭採掘、炭焼、瀝青・樹脂採取、駄賃運送、等々)

従い、これまでのプロイセン営業表や関税同盟営業表にみられた手工業やマニユファクチャー、工場生産、ならびに商業・流通業、運輸業・サービス業の中で挙げられてきた業種を下敷きにして、そこから外されてきた営業体 (例、採鉱・製錬・製塩業、漁業) や新たに輩出してきた業種 (例、作業幹旋業、葬儀業)、これらが追加されている。他方で狭義の営業経営から排除されるものとしては、農業と林業、狩猟、また農業用家畜飼育の外に以下のものがある。

医者・助産婦、保養施設・病院、音楽・劇場経営、展示場、行商営業、学術・教育・訓練事業、鉄道経営自体

これまでの営業表と同様に、農林業の粗生産部門と非営利分野や公的分野にかかわる業種は排除されている。従前の営業表の枠組みを骨子にし、それを補充し、さらにその後の経済発展に伴なって輩出してきたいくつかの営業経営体を汲み上げ、第 2・3 次産業部門にある営業体の包括的網羅を意図したものといえる。結果的には 1882 年営業調査では、3 部門/20 グループ/96 クラス/248 種類 (細目) の営業分類が用意されている (A 部門ではと園芸業と営業用家畜飼育業、漁業のみが挙げられ、B・C 部門は先にみた職業分類にあった産業部門の営業区分と同じである)。

2. これら営業経営体に対し、「営業調査紙」には以下の 12 項目の質問が設定されている。その書式は表裏 1 枚の文字通りの調査紙である。

1. 独立営業経営者ないしは業務指導者の名前
別に商号 (あるいは企業名) のある場合、それは何か
2. 営業経営者の住居: 国家 管区 自治体 居住場所 街区 家屋番号
3. 営業経営 (業務) の場所、住居と離れている場合
4. 営業種の正確な名称
営業の特別な種類と性格 (特殊性) をはっきりさせるために一般的な名称で不十分な場合には、その営業は加工、あるいは製造、あるいは取引の、あるいはその他の主たる物件を挙げることでより正確に補完されるものとする。例えば、絹糸巻業、絹帯織業、絹撚糸染色業、綿布捺染業、亜麻布仕上業、機関車工場、ミシン工場、農機具工場、大型木製品製作者というふうに
5. 当該営業は営業経営者の主職業か副就業かの別
6. 営業経営者が所有者・賃借経営者、あるいは他の業務指導者 (管理者・監督者、等々) かの別
自立して他人勘定のため家で、すなわち他人の業務のために自宅で作業がなされているか (企業家、工場主、問屋、商人、店舗のために、既製服・衣類・下着用リンネル製品製造、等々のために) どうか、是・非
7. 業務指導に参画する共同所有者 (共同賃借経営者、等々、協力者) の有無

- 有の場合にはその者の名前と住居
8. 所有別区分（個人、複数事業仲間、同盟、合資会社、株式会社、同業組合、手工業者組合、他経済団体、自治体、他自治団体、国家、帝国）
 9. 就業者の地位別人数
 - a. 実働所有者・共同所有者・賃借経営者・業務指導者
 - b. 学問上の、商人としての、あるいは技術的修養を積んだ管理・監督・事務職員
 - c. その他の補助人・職人・徒弟・労働者、等々

a、b、cのそれぞれについて、調査日当日／通常あるいは年平均での性別人数
以上の合計
 10. 基礎動力（風・水・蒸気・ガス・熱気）利用による常設連動機（回転機・原動機）、あるいは動力伝動なしの蒸気罐（化学目的や精溜目的、等々のため）、あるいは移動蒸気機関・蒸気船使用の有無、是・非
 11. 9にある者以外に当該業務のための自宅就業者（家内工業で）や刑務所・更正施設収容者の雇用の有無、是・非

是の場合

自宅就業者	性別通常（年平均）人数
その補助人・共働者	性別通常（年平均）人数
	以上の合計
刑務所・更正施設内就業者	性別通常（年平均）人数
 12. 当該営業経営者の下で複数営業種が営まれている場合、それらが統合された営業経営（統一業務）の下にあるか否か、是の場合、全体経営（全体業務）の名称とそこでの就業者総数

これらの質問に回答した営業経営者は、「この営業紙への記入は正確かつ完全であることを証明いたします」として自筆署名が求められている。

ここで注意されるべきことは、同一経営者の下で複数の異種営業が営まれている場合である。その際には、主職業・副就業に関係なく、また場所的にまとまっているか別々かにかかわらず、これらすべての業種につきそれぞれの調査紙に記入すべきとされている。例えば、ビール醸造業とビール居酒屋や旅館業が、あるいは左官業と採石業が、印刷業と書籍販売業が同一経営者の下で営まれている場合などである。さらに、同種営業が本社-支社（支店・支所）という形で場所的に隔たって営まれ、経営者がそれぞれに独立している場合にも、別々の調査紙が配布される。以上はこれまでの営業調査での留意点と同じであり、要は営業経営を点的存在とみなし、それらの内的組織的関連を措いて営業場所の外延的拡張の度合いを把握するという意図から出てきたものである。

また、当該経営が複数所有者の下で営まれている場合には、それぞれの所有者の下で調査紙の1から7までの質問への記入がなされ、8から12までを含んだ完全回答のための1枚の調査紙への記入はその内のひとりに任せられ、その者が明記される（ただし、かれらが同一世帯構成員であれば、それらの名称を併記した1枚の調査紙で処理する）。これは調査の重複を避けるための手立てである。

3. この82年営業調査紙の特徴を探ってみると、以下のようになる。まず、これまでの営業調査での難問のひとつとなっていた営業経営の大小区分問題がなくなっている。補助人や共同所有者、また使用機械の単独経営者は職業調査に廻され、就業者が2人以上か機械使用のある経営が営業調査の対象となり、それらには同一の調査用紙が配布されることになる。従い、経営の大小区分を設けそれぞれに別様の調査書式を当てるとい問題は出てこない。この点では営業調査の原則論にのっとったものといえよう。

当該営業経営者の身分が所有者／借地経営者／業務指導者に区分されて明らかにされている。さらに注目すべき点は、当人が問屋制家内工業経営者か否かが質問され、75年調査では消えた問屋制下にある経営の所在を把握する設問が復活していることである。また、質問11において雇用主として家内工業での自宅就業者を年平均で何人雇っているかを性別人数で問うている。従い、82年調査では家内工業当事者と問屋経営者（問屋商人や工場問屋）の両面から問屋制家内工場の様相を掴もうとしている。これは72年構想と同じ趣旨からの設問である。やはり、この問題を避けてはドイツにおける営業関係の現況が浮き彫りにされない、このことが再認識された結果であろう。

所有形態別の区分では、個人経営から始まり帝国レベルの経営に至る計12の所有主体が挙げられている。72年構想での調査用紙にはこの設問はなく、調査側が聴き取りによって所有主体を6区分（個人／商事会社および同業組合／団体／手工業者組合／自治体／国家）することになっていた。75年調査ではそれが初めて被調査者の自己申告となり、11区分（個人／事業仲間／合資会社／株式合資会社／株式会社／労働組合／同業組合／手工業者組合／他の団体／自治体／国家）が設けられてい

た。今回の調査では帝国が加えられているが、75年調査とほぼ同じ所有主体別分類が用いられている。

就業者構成は職業調査での3区分と同じく、大きく所有者・業主／中間管理職員・専門職員／被雇用者に分けて、それらの調査日と年平均での性別人数が問われている。

営業の物的側面への質問の大幅な簡略化が特徴的である。単に使用動力とその連動機、蒸気罐・移動蒸気機関・蒸気船の有無が質問されるだけであり、それ以外の機械や装置への質問はない。これまでの営業統計をめぐる議論の経緯からみて不可解なことではあるが、職業調査に力点を置くのが今回の調査という趣旨から、省略の対象になったものと思われる。確かに、これによって営業調査用紙の分量は72年構想にあった比較的大経営のそれに比べ1/4程度に縮小されている。しかし、この縮小は合理的な審議の結果として出てきたものではなく、あくまで調査の実務的理由によるものである。営業調査の目的は営業経営体の人的ならびに物的構成の特徴を把握するところであり、この点に関するそれまでの営業統計作成をめぐる議論からみて、82年調査での縮小はいささか唐突であり、それが果して理にかなったものかどうか、問題となるところである。これについてはすぐ下で項を改めて取り上げる。

最後に、営業経営の組織的關係への設問がある。経営の所有主体・形態・人的力・物的力を越えた経営組織に関するこれまではない82年調査で初めて登場した質問である。設問の趣旨は当該営業経営者が複数種の営業を運営している場合、それらが統一的指揮系統にあるか否か、是の場合にはその統一業務（全体経営）の名称と就業者総数を明らかにするものである。この設問には次の2つの側面がある。ひとつは、営業調査の方法基準に従った営業経営体の技術的単位や場所的単位への解体から出てくる問題を、部分経営を全体経営の下にまとめるという措置によって解決しようとするものである。これには、①経営組織としてまとまっている営業体が技術的単位に分解され（例、ひとつの布工場が素材洗淨・紡績・織物・染色・光沢仕上の5業務段階に分解される）、そのそれぞれが別個に調査用紙に計上されるため、現実の組織的統合が不明となる。そこで、この設問によって技術的単位を経済的単位に復元し、それを全体経営という形で現実にある営業組織の近似として把握する。また、②同一業務が本社-支社（支店・支社）の形で場所的に隔たって営まれている営業経営がある場合、その枝経営を本経営と統合したものと捉える。この2つ具体的措置があろう。もうひとつの側面は、現実に存在し、さらに進展しつつある経営の多角化を捉えようとするものである。すでに手工業生産にみられていた同一経営者による異種営業の併行経営（上記の例にあるような、ビール醸造・居酒屋・旅館の同時経営といった）を調査用紙の上で質問するものとなっている。これは経営の多様化・多角化に対する措置である。

以上の3つの場面に現われる分解方式の欠点に対し、それをひとつの質問によって補完しようとするのが設問の趣旨である。しかし、1873年恐慌とその後の不況期を経てすでに独占体の形成が始まっていた80年代ともなれば手工業での多角経営をはるかに越え、資本主義的企業経営のさらなる展開がみられよう。そこには、原材料調達・製造・販売業務を統合した複合経営を営む大企業といったものが出てくるし、さらに系列化の下で複数企業間の結合関係や支配・従属関係も現われてくる。こうした事態を前にして、設問にあるような全体-部分経営（業務）という関係のみからそれに対応できるものかどうか。82年調査の質問では営業の組織関係面へ一步踏み込んだだけであり、課題は今後ますます大きくなってゆく。（この全体経営への質問はそれ以降の営業調査でも継続されてゆく。95年調査からは経営全体での利用機械の全馬力数、2007年調査ではさらに使用電力キロワット数を加えて）。

4. 今回の営業調査紙ではこれまでの営業調査の構想からみて、その質問項目数において大幅な縮小がみられる。上で述べたように、それは営業の物的設備面（動力源・原動機、作業機・装置）への問いが大きく簡略化されたことによる。関税同盟統計拡充委員会の当初の構想では比較的大経営用の調査用紙の設問枠「Ⅱ. 機械と器具」で「A. 動力源と原動機」が調べられ、またとくに12営業グループそれぞれに特有の「B. 作業機と器具」が詳細に問われていた。しかし、統計調査として明らかになゆきすぎが看取された。既述した1875年の会議ではこの点の簡易化が必要とされ、それを目的にしたエンゲル提案がその際の検討素材となった。その案が提示された背景には、72年構想に対するエンゲル自身による反省、ならびに簡素化を促す次のような経緯があった。

関税同盟統計拡充委員会による72年営業統計構想は、72年8月のサンクト・ペテルブルクにおける第8回国際統計会議において国際的レベルでの営業統計作成のための審議素材として提出された。エンゲルは比較国際営業統計の作業者としてこれに参加している。狭義の工業統計と採鉱・製錬業統

計作成のための綱領が決議され、また個別営業経営に関する調査と労働者のために諸制度に関する調査のための書式も定められている。これをもとにして各国の営業のあり方を比較可能にする統計作成を目指すことにはなったが、その原案の是非を最終的に判断できる専門家不足のため結論を得るまでには至らなかった。翌 73 年のウィーンでの世界博覧会・国際審査会の小委員会でも営業統計が検討され、そこでも 72 年構想が検討素材となり、基本的方向としてそれに沿った調査の原案が作成されたが、小委員会の力量不足から国際的認可までは届かなかった。しかしながら、こうした検討の中で営業統計を農業や他粗生産部門を加え産業統計として拡大させ、しかも各部門の特徴的な営業を選別し業種（また職種）の細目数を減らし簡素化を計りながら、国際比較を可能にする営業統計作成を志向する、こうしたことが一般的理解となっていた。

上の第 8 章でみた 75 年改定委員会のエンゲル案はこうした流れを受けて、全般的営業統計と特殊統計や個別調査報告（モノグラフィ）との間には一線が引かれるべきであり、「1871 年提案はいくつかの点ではこの境界線を越えてしまったことは否定できない」として、営業分類・調査項目・調査方法・総括の 4 点に渡り簡略化を趣旨とした営業統計の再構築案として提示されたものである。75 年営業調査は調査そのものとしては失敗例に属するが、こと比較的大経営用の調査紙にあった物的側面への質問項目に限ってみれば、そうした検討を踏まえた上で統計調査としては納得のゆくレベルのものへと整理されていた。

5. 82 年営業調査は関税同盟統計拡充委員会で当初構想された大経営用の営業調査用紙にあった「Ⅰ. 経営形態と人員関係」に重点を置いたものになり、その「Ⅱ. 機械と器具」における「A. 動力源と原動機」への質問の簡略化、また「B. 作業機と器具」に関する詳細な質問の除去が行なわれている。さらに、75 年調査での大経営用調査紙の物的設備面に関する質問項目に較べても大幅な簡易化で際立ったものとなっている。営業体の物的生産手段への調査は項目 10 に限定され、使用原動力とそれへの連動機、また蒸気関連設備の 2 点に絞った最小限の報知獲得に留まっている。確かに、作業機と器具に関する調査項目の当初の構想がその内容と分量の両面で上の全般的営業調査の枠を越えているのは明白であり、多くの営業経営者にとり過酷な負担となり調査への嫌悪感を抱かせる原因となったであろうことは容易に予想された。また、その集計・総括が調査側に多大な労力を強いたのであることも明白である。75 年調査の場合ですら、簡易化されたとはいえ、物的設備面での回答は被調査者にとってはかなりの負担であったと思われる。そうした意味では、1882 年営業調査は調査者と被調査者のいずれにとっても困難な側面を避けて通った調査といえるし、集計・公表も過大な負担なしに終了している。²⁵⁾ また、今回の調査の主眼が社会的諸階級における労働者階級の構成把握にあったとすれば、その目的は職業統計調査で果されることになる。とはいえ、営業体の利用する物的作業機や装置に関する表示は経営統計にとって重要な要素であり、これを営業種や経営規模別分類と組み合わせ、なおかつ統計調査として無理のない形でどのように調べ上げ表示してゆくか、これは営業統計に固有の課題である。82 年調査が作業機や装置に関する質問をすべて削除したことはやはりゆきすぎであり、営業調査の重要契機を欠落させたものと批判されよう。

というのは、この 82 年調査の次の 95 年調査では物的設備面の調査枠が拡大され、使用作業機への詳しい調査が復活しているからである。²⁶⁾ 95 年の職業=営業調査の営業調査用紙にある全 14 項目の設問の内の 3 項目を取って以下の質問がなされている。

11. 動力源（10 種）と回転機・原動機、また蒸気罐・蒸器・蒸気船・帆船の利用の有無
12. 利用機械（7 種）の作業能力（馬力）
13. 利用作業機・炉、等々

この 13 に関しては、調査用紙の最終ページの 1 枚を使って、「利用されている作業機・装置・炉、等々の目録」として鑿岩機から燈用ガス施設での蒸留器に至る 19 類・計 93 もの機種を挙げた表を添え、そこに該当機種の数量を記入するようになっている。例えば、最も種類数の多いその第 6 類の繊維業関連の機械・装置には以下の 19 種が列記され、その数量申告が求められている。

梳毛機	梳蓆機
粗紡糸梳機	粗紡機
紡錘（素材別）	絹用巻枠
ジャカード式織機	ジャカード紋紙なし織機
レオン商品用紡績機	リボン織機

燃糸機
ボビネット編機
多縫針式刺繍機
メリヤス編機
フランス式丸編機

ボビンレース編機・編細工機
刺繍機
靴下編機
イギリス式丸編機

やはり、ドイツ営業統計にあつては経営体の就業者構成と並んで物的設備面への調査は不可欠の契機とみなされている。この関心はプロイセンにおける 1819 年営業表以来のものといえるが、その工場表にあつては工場施設の他の物的機械・道具・装置面での表示には偏りと不足が顕著であつた。基礎資料として利用された税記録にはそうした面での記載がなかったからである。拡充委員会での検討ではこの面の抜本的改革がなされた。既に述べたように、工学・技術面での専門家の知識を動員した機械・装置面での調査項目の詳細さはセンサス様式の統計調査のレベルを逸脱し、モノグラフィ的の調査といえるものであつた。これは 72 年調査が構想止まりに終わった要因のひとつでもあつた。これを簡易化したところに 75 年営業調査が実施しえた。調査用紙のあつた物的側面への調査項目は質量共に全般的営業センサスとしてほぼ妥当な線に戻っている。当時のドイツ全体における商工業経営での物的側面での構成、その生産力水準をみる上で貴重な情報を提供することができたといえよう。しかし、圧倒的多数の中小の営業経営がこの調査枠から外されたために、そこでの報知獲得には失敗した。従い、この 82 年の調査にこそその面での挽回が求められたはずである。だが、それへの取組みを回避したのが 82 年営業調査であつた。

その原因は容易に推察される。82 年調査は職業調査をメインテーマとし、また農業経営調査を組み入れることによって生じた調査枠全体の膨らみを抑える必要から、狭義の営業調査の枠を縮小することを余儀なくされた結果である。このために、調査用紙で大きなスペースを取る作業機・道具・装置への質問設定を省略せざるをえなかつた。確かに、ドイツで最初の独立した経済センサスとしてその歴史的意義が高く評価されるべきものが 82 年営業調査ではあるが、ひとつの欠陥にこの物的設備面での調査項目の不自然な委縮を抱えているといわざるをえない。

おわりに

調査終了後の 6 月末に各国統計局長が招集された会議において、今回の職業=営業調査は国民各層からは必ずしも歓迎されず、共感をもって迎えられることはなかつたとの報告があつた。しかし、各地でとくに著しい妨害はなく、顕著な障害もなく解決したとのことであつた。また、多くの場所では調査業務への国民の自主的参加が得られなかつたとされる。さらに、規定や実施要綱が複雑で理解しづらい、調査書式が細かすぎて実際のではない、こうした不平・不満も少なくはなかつた。しかし、市町村当局の尽力によってこうした困難をひとつずつ克服していったとある。その際、帝国統計庁の用意した今回の調査員と市町村当局（ないしは調査委員会）への指示は難局打開に大きな役割を果たしたとされる。²⁷⁾当然のことながら、こうした職業や営業についての直接調査が国民各層に必ずしもスムーズに受け入れられなかつたことが窺える。それを克服するだけの熱意が調査当局、とくに現場の市町村当局にみられたというのが帝国統計庁側のいい分であろう。

本文中に引用したリューマリンの表明にもあつたように、また帝国統計庁自らが「いかなる外国もこうした詳細かつ信頼性のある一ある程度の誤差を含むとしても一ものとして職業統計を保有していない」²⁸⁾と自讃しているように、確かに 19 世紀 80 年代に職業統計と営業統計を他国にはないセンサス形式で作成しえたことのもつ意義は大きい。統計後進国ドイツがその遅れを取り戻し、ヨーロッパ諸国でも最も充実した統計作成体制を備えることになった証左としてこの 1882 年調査を位置づけることができる。

統計の近代化は人口センサスの成就を端緒にはする。しかし、人口センサスがいわば人口集団に関する外延的な数量把握を主眼に置き、そこにある標識だけでは国民の社会階級・階層別構成についての内包的かつ立体的映像を獲得するには不十分である。これに対し職業=営業調査は生産力と生産関係の両面からドイツの社会経済構成に迫ろうとする試みである。これを独立センサスとして実施するには統計作成にまつるより以上の理論的技術的難問や統計作成を支える行政上と財政上の制約に直面せざるをえないが、それらが 82 年調査において克服されたといえることができる。プロイセンや関税同盟での営業表作成、関税同盟統計拡充委員会での検討、また帝国形成後の 3 度の人口センサス

実施、75年営業調査の失敗、等々の経験を踏まえながら最初の構想来10年の準備期間を置くことで、この経済統計調査をセンサスとして実施する条件が整ったともいえる。

とくに、センサスといった大規模調査にはとりわけ現場の市町村レベルでの調査体制の組織化が決定的な重みをもつが、これには国家行財政体制への市町村自治体の取り込みが前提となる。ドイツにおけるゲマインデ法の成立は90年代に入ってからのことではあるが、法的整備以前に各国での中央行財政権の地方への浸透、中央と地方の内務行政ラインの確立が進んでいた。今回の調査を「市町村様式」によるものとし、市町村当局と調査委員会に実査の全面的権限を委譲できたことは、調査の受皿としての末端行政機構の拡充を背景にしている。こうした国家行政機構の整備拡充を待って初めて可能となるのが全数調査であり、この方向はまずは人口センサスによって切り開かれる。82年調査は調査様式の点では人口センサスがそれまでに築いてきた方式を踏襲している。これは帝国統計庁と各国政府ならびに統計局との連携、統計局と市町村当局との共働、また調査区設定や調査員選定、調査委員会編成、等々にみられた通りである。また、センサス形式での調査を実行可能にするにはそれ以外の方策はありえないということでもある。従い、調査体制の点では人口の外延的分布の把握を目的にした人口センサスが敷いたレール上を進み、さらに調査内容では人口の社会構成別分類(=人口集団の横断面の描写)と経営体の物的人的構成(=生産設備と就業関係の描写)にゆき着き、その点で国家統計が人口という表象から経済という基底へ到達し、かかる意味で近代レベルでの社会経済統計の確立を象徴するものがセンサス様式で実施された職業=営業調査であるといえるのである。

19世紀全体の営業統計史からみると、プロイセン営業表以降の60年以上に及ぶ経験を積んで初めて成立しえたものが82年調査といえる。とくに関税同盟統計拡充委員会での集中的な議論を踏まえて構想された営業調査をその基本的枠組みに沿って実現させ、ドイツで成立した最初の独立経済センサスとして位置づけることができよう。しかも、営業調査から職業センサスを独立させ、職業と営業の分離を統計作成面で実行している。さらに、これまで除外されてきた農業という基礎産業部門を営業に加えることによって一国の産業活動全体に近づこうとしている。従い、個人個人の個別就業面と営業体の経営実態面の両方からドイツ経済の実相に迫ろうとするものが82年調査であったといえよう。

とはいえ、82年調査が残した課題も多い。なによりも調査漏れをより以上に減らすことが必要となり、これには事前照査と管理リスト作成の徹底化がかかわってくる。職業調査においては営業分類とは独立した職業分類を整備してゆく、また地位分類を階級・階層分類として実態にそくした有意義なものに仕立て上げる。営業調査では、家内工業の実態を掌握できる標識をより綿密に練り上げる、営業に従事する家内奉公人や家族身内の明確な識別が必要である。また、営業統計を経営統計としてその内容を充実してゆく、そのためには資本金や生産額・販売額といった調査項目も必要となってくるが、それらが果して調査可能か、可能とすればどのような標識によってそれを調査書式に盛り込んでゆくか。82年調査では萎縮したものに終わった物的設備面(とくに機械・道具面)での調査項目を、被調査者側と調査側の双方に無理な負担を掛けることなしに、どのように設定してゆくか。さらに、資本制生産様式の進展に伴う経営の複雑化(多角経営や複合経営、系列化)をいかにして統計に汲み上げてゆくか。こうしたいくつかの難問を抱えながら、この職業=営業調査は1895年、次いで職業=経営調査と改称して1907、17、25、33、39年と不定期ながらそれ以降も第二次世界大戦時まで継続されてゆく。

注

- 1) Protokolle über die Verhandlungen der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 4, SS. 12-13.
- 2) Bericht in Betreff der Volkszählung, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, Nr. 1, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 73.
- 3) Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, *St. d. D. R.*, Bd. 14, Theil 2, 1875, S. VI. 189. 後日、プロイセン統計局百周年記念号においても、「若干の例外を別にして、1871年職業調査は本質的に失敗であった」(*Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Berlin, 1905, S. 62.) と断定されている。
- 4) 以下、1882年調査の成立経過ならびに調査の骨子については、以下のものによる。Die im Laufe des Jahres 1882 ergangenen Anordnungen für die gemeinsame Statistik der deutschen Staaten, *St. d. D. R.*, Bd. 59, Theil 1, 1883, SS. I. 1-35, Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, SS. 1-13, SS. 164-191.

- 5) 法律の全文は以下の通りであり、*Reichsgesetzblatt*, 1882, Nr. 5, S. 9, に収録される。
 神の恩寵によりドイツ皇帝、プロイセン国王、等々たる朕ヴィルヘルムは帝国の名の下で連邦参議院と帝国議会で議決された合意に従い、以下のことを命ずる：
 § 1. 1882年に帝国を範囲にした全般的職業統計調査が実施される。
 § 2. 統計調査は各国政府によって実施される。必要な調査書式の提供と原資料の加工は、それが各国政府によって引き受けられない場合には、帝国の側から行なうものとする。必要な調査書式の提供と原資料の加工とで各国政府にかかった費用は、連邦参議院によって規定されつつある率にのっとり、帝国からまかなわれるものとする。
 § 3. 提示された質問は、個人身分や家族関係、宗派を別にして、ただ職業関係やその他の定期的な就業にかかわるに留まる。財産関係や所得関係へのいかなる介入も排除される。
 § 4. 連邦参議院は統計調査日を決め、本法律遂行に必要な指令を発令する。
 § 5. 本法律をもとにして、当人に向けられた質問に対して意図的にあいまいな返答を行なったり、あるいは本法律とその実施のために下され周知のものとなった指令（§ 4）にのっとり当人に義務づけられた申告を拒否する者には 30 マルク以下の罰金刑が科せられる。
 朕自筆の署名ならびに皇帝印で証明する
 1882年2月13日、ベルリンにて授与する
 ヴィルヘルム
 侯爵 v. ビスマルク
- 6) *Statistische Korrespondenz*, 1882. 5. 27.
- 7) この1年半に渡る作業は以下のスケジュールからなっている。
- | | |
|--------------|---|
| 1882年4月末まで | 帝国統計庁から調査用紙の必要数が郡当局に直接に送付される |
| 1882年5月10日まで | 調査用紙が郡当局から市町村当局へ送付される |
| 1882年5月18日まで | 調査区の編成と調査員の配置（不測の事態のため調査員の代替者も指名しておく）が完了 |
| 1882年5月19日まで | 市町村当局ないし調査委員会から必要書式一式が調査員に渡される。それは、A. 職業調査票、B. 商工業調査紙、C. 記入手引、D. 調査員への指示、F. 管理リストの5点である |
| 1882年6月1日午前 | 調査用紙の配布（4日正午まで） |
| 1882年6月5日正午 | 調査用紙の回収開始（5日以内に終了することが望ましいが、必要なら翌日も継続される） |
| 1882年6月7日 | 営業調査紙を含んだ回収の終了 |
| 1882年6月12日まで | 調査者は回収した記入済みの調査用紙を点検し、それと管理リストを市町村当局ないし調査委員会へ提出する |
| 1882年6月12日以降 | 市町村当局はそれら調査用紙と管理リストを点検し、必要な場合には訂正を行ない、記入内容の完全さと正確さを確保する
その後、市町村票（G）へ必要な記入を行なう |
| 1882年6月22日まで | 住民2,000人以下の市町村に関して、市町村当局ないし調査委員会は調査区順と番号順に整理された点検済み調査票と管理リスト、ならびに市町村票を10キログラムごとに梱包し「ライヒ業務物件」と上書きし、送り状と共に県庁へ郵送する |
| 1882年7月5日まで | 比較的大きな市町村に関して、同上の手続きを済ませる
その後、県庁を経て各国統計中央部署（＝統計局）に集まった調査用紙の概括表への集計が行なわれる |
| 1883年4月1日まで | 各国において集計された概括1（後述）が帝国統計庁へ送付される |
| 1883年6月1日まで | 同じく概括2と3（後述）が帝国統計庁へ送付される |
| 1883年9月1日まで | 同じく概括4（後述）が送付される |
- 8) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 164.*
- 9) 71年調査の反省点として調査の手引作成の不十分さが挙げられていた。「今後の調査において比較可能な結果を得るためには、調査に際しての職業欄の記入への、また総括に際しての各職業種の配列への正確な手引が不可欠なものとなる」（*Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, a. a. O., S. VI. 192.*）. 82年調査はこの点を踏まえ、可能な限り具体例を挙げた入念な手引が準備された。これは調査や総括に際して多くの誤謬と混乱を回避するに役立ったといわれる。
- 10) 例えば、見本では「8 農業・9 補助人」や「8 タバコ工場・9 女工」といった記入例が示されているが、8 欄には職種ではなく産業分野が挙げられている。*Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 166.*
- 11) この点に関する鋭い批判は、R. Meerwarth, *Über Beruf und Berufsschema, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts*, Jg. 54, 1914, S. 371, によって提示されている。この欠陥はその後の調査

- でも埋められず、第一次大戦後になって本格的な職業分類作成の試みがみられることになる。R. Plate, *Die Berufsstatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Burgdörfer, Bd. 2, Berlin, 1940, S. 655.
- 12) E. Mischler, *Beruf und Berusstistik, Wörterbuch der Volkswirtschaft*, hrsg. von L. Elster, Bd. 1, 1898, S. 345, F. Zahn, *Beruf und Berusstistik, Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 2, 1909, SS. 793-94.
 - 13) 統計では「独立営業経営者」とされている手工業者や家内工業主が、実際には資本に従属させられた賃労働者とならば変わりがなく、「資本主義的交易経済という大きな時計機械の中の小さな歯車」でしかない。このことをこの職業=営業統計は看過しているとするゾンバルトの厳しい批判がある。「統計は、当該の営業経営者がいまなお経済的に独立して働いているのか、それともすでにあるなんらかの種類の資本主義的企業への依存関係にあるのかについて、われわれに何も教えてくれない」(W. Sombart, *Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert*, Berlin, 1903, S. 331ff.)
 - 14) G. v. Viebahn, *Statistik des Zollvereins und nördlichen Deutschlands*, Teil 2, Berlin, 1862, S. 302, S. 322, Teil 3, 1868, S. 518.
 - 15) これに続くドイツ職業統計に関する代表的論者の見解でも同様の区分が採用されている。例えば、ヘッセはこれを業主/職員/労働者の3大区分とする。A. Hesse, *Beruf und soziale Gliederung im Deutschen Reiche, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 95, 1910, S. 722. また、ツァーンもそれと同じ区分を取る。ただし、本来の社会階級区分には、これに教養と所有=所得関係が加味されねばならず、これはあくまで職業における社会構成区分に留まるとみなす。F. Zahn, *Berufliche und soziale Gliederung des Volkes, Die Statistik in Deutschland*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 17, S. 21. さらに、ボルクトの分類では、これが「社会的3階梯(Stufe)」とされ、業主/非指導的職員/被雇用者・労働者に区分されている。R. v. d. Borcht, *Beruf, gesellschaftliche Gliederung und Betrieb im Deutschen Reiche*, Leipzig, 1910, SS. 39-40. いずれも、その区分された内容では同じである。
 - 16) 1882年職業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)で以下のように公開されている。①は、Berufsstatistik der Staaten und grösseren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 4, 1884, ②, ③, ④は、Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, として出版されている。さらに別に、15大都市それぞれとそれら全体の職業別人口が、*St. d. D. R.*, N. F., Bd. 3, 1884, に掲載されている。
 - 17) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, Jg. 6, 1885, S. 5. この統計表そのものは、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会, 2014年、417ページ、に訳出されてあるので参照のこと。
 - 18) G. Rümelin, *Die Bevölkerungslehre, Handbuch der Politischen Oekonomie*, hrsg. von G. Schönberg, 2. Aufl., Bd. 2, 1886, SS. 932-33, S. 938.
 - 19) 「一連の営業は夏においてのみ一般的、あるいは全力でもって営まれ、この時期の職業遂行は冬に較べてはるかに集中的になされ、このため夏においてのみ人口の職業関係に関する可能な限り完全な映像が獲得されるのである」(*St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, S. 10.)。「人口調査の時期は国民経済的研究にとっては一というものは12月になるため一適するところが少ない。むしろ、それは(職業調査のこと一引用者)独立調査として6月に行なわれるが、これは国民経済生活が力強く息づき、ほとんどすべての国民経済生活部門が活動している時期なのである」(F. Zahn, *Berufliche und soziale Gliederung des Volkes, a. a. O.*, SS. 13-14.)
 - 20) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 10, S. 13.
 - 21) H. Schmelzle, *Die landwirtschaftliche Betriebsstatistik, Die Statistik in Deutschland*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin 1911, S. 52.
 - 22) *Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, a. a. O.*, SS. 102-18.
 - 23) 82年農業経営調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)の第5巻として公開されている。*Landwirtschaftliche Betriebsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 5, 1885.
 - 24) W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, a. a. O.*, S. 222.
 - 25) 82年営業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)の第6・7巻として公開されている。*Gewerbestatistik des Reichs im ganzen und der Großstädte nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 6, Teil 1, 1885, Teil 2, 1887, *Gewerbestatistik der Staaten und der grösseren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 7, 1885.
 - 26) *Berufs- und Gewerbebezahlungen vom 14. Juni 1895, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 102, 1897, S. 10, S. 12. また、*Die für die deutsche Berufs- und Gewerbebezahlungen vom 14. Juni 1895 getroffenen Gesetzes- und Verwaltungsbestimmungen, Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 4, 1895-96, S. 339ff., をも参照。続く1907年の職業=経営調査においても、95年調査と同様に比較的大経営用の調査用紙にある全15の設問の3問を物的設備面に向け、10. 動力源と原動機, 11. 利用機械の遂行能力(馬力)を問ひ、最後の12. 作業機・装置・炉、等々への質問では被調査者がそれら利用機種と数量を自由に記入する開放式調査欄となっている。*Berufs- und Betriebsbezahlungen vom 12. Juni 1907, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 220/221, 1914, SS. 6-7.
 - 27) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 7.
 - 28) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 1.

附録 個人職業調査書式

A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに附属する場所に現住するすべての個人の名簿			
14歳以上の居住者、同じく賃金のために働いているか、あるいは奉公している13歳以下の児童 (その他すべての13歳以下児童は19・20欄に、不在者は目録Bに数量をもって記入されるべきとする) 個別調査票に記入しない独り者は、世帯構成員と一緒にここで取り上げられる 記入順：世帯主、主婦、子供、他の親族、営業補助人、奉公人、他の同居人、宿泊者や他の滞在者	名		1
	姓		2
	世帯主との続柄、その他の立場		3
性	数字の1を記入することで表示すること	男	4
		女	
年齢	最新の誕生日を経過した年数で表示すること		5
家族状況	独身者、既婚者、寡妻、離別者		6
宗派	(例、福音派、カトリック派、メソヂヤ派、ルター派、改革派、ユダヤ教)		7
職業、身分、生業、営業、就業、あるいは生計分野			
主職業 (ここでは農業が主たる就業であれば、それを挙げる)	主職業分野の正確な名称		8
	主職業における地位 (就業関係、労働=雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人勘定のために家〕で働いているかどうか)		9
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、8・9欄で挙げられた主職業を営む中で、	補助人、または実働共同所有者をもっているか	是・非	10
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船をもっているか	是・非	11
副職業 (とくに農業が副次的就業の場合には、それを)さまざまな副職業分野があれば、それを個別的に記入すること	副職業分野の正確な名称		12
	それぞれの それぞれの副職業分野での地位(就業関係、労働=雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人勘定のために家〕で働いているかどうか)		13
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、12・13欄で挙げられた職業を営む中で、	補助人、または実働共同所有者をもっているか	是・非	14
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船をもっているか	是・非	15
以前の職業 a. かつてある主職業に就いていたが、高齢のため、傷害・疾病の結果、続けて就労できなくなった者(一般にこれ以上働けないか、副業としてすら就労することができない者) b. 寡婦に対して、(最後の)死亡した主人の主たる職業			16
一時滞在者に対してのみ	当人は別の処に独立住居、あるいは寝所をもっているか 是・非で記入		17
	是とした者は、住いのある場所・国を記入すること (それが当地にある場合は、街・家屋番号)		18
賃金のためには働いていない、あるいは奉公していない13歳以下の児童数	男		19
	女		20
B. 世帯からの一時的不在者の名簿 14歳以上の者、同じく賃金のため働いているか、奉公している13歳以下の不在者			
(Aと1から15, 19・20が同一設問。Aの17・18欄に替えて「予想される滞在地ならびに不在理由」が盛られている)			1-19

出所) Statistik des Deutschen Reichs, N. F., Bd. 2, 1884, SS. 166-67.

終び 19 世紀ドイツにおける営業統計の展開

はじめに

以上において、ドイツ社会統計における 19 世紀を通じた営業統計の形成・発展過程を追求してきた。それは、当時の経済統計を集約した営業統計の端緒を掴み、営業表として国家統計表の一要素となった段階から独立の直接全数調査として営業統計が産み出されてくる、この 1810 年代末から 80 年代初めにかけての 60 年以上に及ぶ展開プロセスを解明することである。営業表の果した統計形成史上の歴史的役割を確認しながらも、その限界を明らかにし、営業表ではなく直接調査として営業調査が実現してゆく経緯とそれを促した契機を取り出すことである。

当時の最も重要な経済統計であり、かつその営業表段階の克服に大きな困難を抱えていたのが営業統計であり、その近代化プロセスにこそ人口統計を越えた統計調査に固有の難問が集中的に現われてくる。それがどのように解決されていったかを解明することによって、行政統計作成のドイツにおける拡充を促進し、のみならず他国にはみられない高度の統計制度を作り出した要因を究明することが可能になると考えられる。

以下では、本書の結びとして、論題ごとに取り上げられた論点を整理し、その検討結果を説明し、その中でドイツ営業統計の展開にみられた特質を明らかにする。

I. 営業表段階の営業統計

1. プロイセン王国営業表

1. 19 世紀以前に商工業振興政策の基礎資料として、いくつかの領邦国家で営業実態に関する統計作成が試みられている。そうした事例の中であって、後のドイツ営業統計への道筋を切り開いていったのはプロイセン王国での営業表作成である。プロイセン絶対王政の中央統括部署として総監理府があったが、そこには各地方官庁から行財政に関する報告・数値資料が集結するシステムが構築され、そうした資料の中に各地の営業活動についての報知も含まれていた。これらは総監理府第 5 省に集まってきた主要産物、また特定地域での手工業や工場の経営振興に関する数量であり、内局によって所轄され内部資料として統計表に集約されることになる。旧プロイセン時代においては総監理府の内局が統計中央部署としても機能し、重商主義政策の下、商工業育成と輸出拡大を施策とする財務行政の一環に営業統計作成が組み込まれていた。この作業を継承し、国家統計表の一枚として営業表の定期的作成が軌道に乗るのは 19 世紀に入ってからプロイセン改革以降のことである。

1810 年の統計局再建と同時に、ホフマンによる包括的な統計表が提示されている。そのホフマン表においては生業手段とされた部門に最大のスペースが当てられ、そこには営業経営における各業種の形態とそれぞれにおける就業者数とその身分構成／物的営業手段の種類と数量、これらが多様な表示項目の下で記載されている。1819 年には、プロイセン国家統計表の中で営業表が独立する。もともとの人口統計中の手工業者の身分別構成数といういわば職業統計表の枠を越え、さらに製造・流通部門やサービス分野を追加させることによって当時の商工業の実態をその就業者と使用施設の面から捉えようとする。さらに、3 年おきの作成を継続させ、かつ同じ枠組みの中での記載業種と表示項目の拡張を計りつつ、1845 年に至り初めて一般に公開された統計表集成『1843 年の官庁調査によるプロイセン国家の統計表』の中の 1843 年営業表にゆきつく。

43 年プロイセン王国営業表は 5 本立ての統計表の最後のもの、すなわち「1843 年に対する全プロイセン国家の営業表」として公表されている。この営業表は記載欄の連結方式を取り、表頭の欄数は 165 に及ぶ。表側は 25 県＋ベルリン市の計 26 地域区分である。連結されている表頭欄ではあるが、これは内容的には、①手工業者、②工場、③商業・運輸業・その他の 3 部門に分かれる。

①の手工業者部門は 45 業種の手工業ならびに機械技工について、そこに就業している者を親方と「自前で働く者」／職人・徒弟という職業身分別構成で表示している。前者は業主層・独立営業経営者層とよばれ、その数はまた営業（＝経営）施設数に一致するとされることから、この部門では手工業の営業経営数と就業者身分別構成が映し出されることになる。再三に渡り指摘してきたように、そ

もそも営業表の出発点は都市手工業を対象にした手工業者表にあり、ツンプト制が堅固であった時期には親方とそこで働く職人・徒弟による都市圏での小規模経営の実体をほぼ正確に伝えるものであった。その資料源として都市住民名簿やツンプト記録、また営業税台帳が利用可能であった。しかし、19世紀中葉、営業の自由化がさらに進展する中では、古い図式はその妥当性をますます失ってゆく。親方身分をもたない業主層に対して「自前で働く者」というカテゴリーがすでに最初の19年表から用意されている。また一部の業種には労働者というカテゴリーも挿入されている。こうしたことは資本主義経済の下、手工業の中で進行しつつある構造的変化を反映したものであり、伝統的手工業の衰退、そうした中でも根強く残り続ける業種、簇生する零細な独立経営(者)、いくつかの業種で現われてきた手工業から工場制への移行、親方から工場企業主へ転身、資本と労働の対極分化といった新たな事態がこの部門の数量の背後に隠されている。

②の工場部門は明らかに手工業部門と記載内容を異にした別種の統計表とみなされなくてはならない。そこでは営業体の物的構成、すなわち生産施設数、ならびに機械・道具・装置という物的生産手段の種類と数量の分布を捕捉することに主眼が向けられている。営業経営の物的設備面を主たる記載項目にすることから、これは手工業者部門の職業統計とは性格を異にし、経営面に比重を移した統計表というべきである。手工業者表から出発したのが営業表ではあるが、その後それを押しつけて大きく拡充してゆくのがこの工場部門の統計表である。43年営業表では、鉄工場・銅工場・製錬場に始まり、種々の製造工場、さらには繊維工業に至る当時の工業生産の基幹をなす24業種が取り上げられている。

工場部門の統計数量を辿ることによって、物的生産力の担い手としての営業設備(工場施設と機械・装置)の地域(県)別分布とそれを通じて国全体の生産力レベルが推量可能となる。かかる意味で工場部門の統計数量は工業生産力を規制する物的設備に関する貴重な経済統計といえるものである。しかし反面、工場生産に従事する就業者の表示はまったく貧弱である。それはわずかに数業種における労働者数と工場に附属する織物関連業と染色・染物業の就業者数の記載に留まる。後に述べるように、これは当時の営業税資料には施設と機械・装置は記録されても、そこにおける就業者数は課税の査定対象外であるために表示を欠いていたことによる。従い、先に経営統計としての性格を帯びているとはしたが、営業経営内の人的構成が不明という大きな欠陥をもっている。

ここで注意しなくてはならないことは工場という概念である。そこで工場というのは経済的に独立した機械制生産施設のみならず、具体的には問屋制の下にある家内工業やマニユファクチャー、さらには家内労働者をも包摂した範疇なのである。手工業が特定顧客の注文あるいは局所的需要をまかなう生産主体(単位)であったのに反し、工場とは大市と市場販売を通じて遠隔地取引に従事する大規模経営体とされ、問屋商人や仲介業者によってその経営体に組み入れられた小生産者とその物的生産設備・手段(例、織機や紡錘)も工場部門に含まれているのである。機械制工場生産が未熟な段階で、生産力レベルよりも交易(流通)レベルに重点をおいた結果、こうしたものも当時は工場として包括されていたのである。従い、綿布や亜麻布の織物生産では家内工業経営者や家内労働者によるものが圧倒的であったが、これらは問屋制下に組み込まれて遠隔地販売にかかわるといふ点のみから、生産力レベルでは手工業に属するにもかかわらず営業表では工場部門に配列されるという振れをもつことになる。

①と②では物的財貨の製造・加工・精製にかかわる営業体を取り上げられたのに反し、③商業・運輸業・その他部門では財貨の販売と運輸、また旅客運輸、旅館経営・酒場経営といったサービス営業をも含んだ不生産的営業が現われてくる(8分野)。ここでは記載項目がある業種では施設や営業手段、別の業種では就業者(営業主)といったように不統一であり、さらには「楽師」や「(家事と農業での)奉公人」といった職業階層も入っており、その他の雑多な業種のいわば「避難所」ともいえる部門であり、営業表の性格に不透明さをもち込むものになっている。

2. 以上、87業種が記載項目をさまざまに混在させながら、165欄で連結されているのが1843年プロイセン王国営業表である。それは当時の商工業経営の外延的拡がりを利用可能な資料にもとづいて描写しようとする試みであり、結果として当時のプロイセン国家における生産・流通・サービス局面での人的編成と物的構成に可能な限り切迫した資料であり、こうした意味で当時の最も包括的な経済統計ともいえるものである。

外延的拡がりというのは営業表の営業体が経済的単位としてではなく、あくまで技術的単位・点的存在として捉えられていることを意味する。ある営業内でいくつもの作業場が併存する場合、そのそれぞれが独立の営業体として計上されている。経営内にある有機的関連は不問にされ、関連する製造

場所はそれぞれが独立営業施設として分解表示されている。これは、営業表が経営形態や経営内容の特徴よりも、営業経営体の全体的な展開＝外延的拡張を把握することを目的にしていたためである。¹⁾手工業的な小規模生産主体に対する狭い観方が工場部門をも制約し、資本主義的経済発展の下で進行する経営での多角化・複合化を汲み上げる図式を営業表は用意できなかった。この観方は後々まで営業統計をも制約することになる。

さて、このような営業表のデータ源はどこにあったのか。もちろん、それは直接調査の結果ではない。税務記録（営業税台帳）が主たる資料源である。プロイセンでは1820年5月の税制改革の中で新営業税法が敷かれている。新営業税はこれまでのような事前の納税による営業鑑札取得を営業開始の条件にするのではなく、事後の営業成果に対する収益税の性格をもつことになり、納税可能な営業体すべてに課せられるものとなった。これは1810年来の営業の自由化をさらに推進させるべく取られた税制であり、ハルデンベルクに密着した財務官僚ホフマン自身がその立案者でもあった。営業表作成に当り、地方当局（県庁）に対して最も信頼できる資料としてこの営業税記録を使用すべきとのホフマンによる廻状が出されている。²⁾この営業税の対象として取り上げられた各種営業が営業表に現われ、また納税額の査定基準に採用されたさまざまな項目が営業表の記載項目に転化してゆくのである。営業税の体系が営業表の枠組みと記載内容を規定する。だが、営業税台帳作成はもともと統計調査を目的にするものではなく、営業体すべての悉皆把握＝全体網羅性、さらには営業の内部構成に関する項目設定という面では不足な点を多く抱えざるをえない。営業表の枠組みと内容は終始、この税記録によって制約され、統計的観点からみて十全なものとは決してなりえない。全体網羅性が問題になるのはとくに手工業部門においてであり、そこでは零細経営は免税対象となり営業税記録に正確に把握される保証はなく、人口調査結果などの補完が必須となる。また、手工業者部門では就業者数とその身分構成だけが表示されその物的設備面の記載が欠けており、逆に工場部門では就業者は不問にされ主に物的施設と機械・装置だけが計上されているのは、初めから統計調査としての一貫性をもっていない営業記録からの制約を受けてのことである。

こうしてみると、プロイセン営業表とはもともとは都市手工業者層の捕捉に始まりながらも、マニュファクチャーや問屋制家内工業と家内労働、工場制生産、さらには販売・流通、サービス分野の営業体を加えてゆくことによって、結果的には多様で異種的要素を1枚の統計表に混在させた寄木細工ともいべきものである。それは、同種単位をまとめ比較可能性を保証する標識を盛り込んだ調査書式によって獲得される統計ではなく、各種行政記録から該当する数量を営業表記載欄に挿入し、それをそのまま連結することで成立する業務資料の集大成という性格のものであった。統計局という独立機関によって作成され公開されはしたものの、それは調査用紙をもたない統計であり、近代レベルにはまだ達しえない統計でもある。こうした営業表が1860年代に至るまでプロイセン統計局によって定期的に継続作成されていたのである。

2. 関税同盟営業表

1. 政治的にも、またとくに経済的に後のドイツ統一の母胎となるものが1834年1月発足の関税同盟であるが、それは同時に統計近代化においても一役を果すことにもなる。ベルリンの関税同盟中央局に同盟参加国から定期的に送付されてくる資料・記録はそのままドイツに現われた広域交易圏の商品流通・通過、大市取引、関税収入・配分の実態を映し出す統計に転化された。関税同盟のいわゆる「商業報告」である。さらに、関税収入の配分基準確定のため、参加国の人口統計も統一的基準にのっとり3年おきに作成されるべきとされた。

こうした商業・流通統計と人口統計を越えて営業統計の作成への気運を引き起したのは、1843年11月の第6回関税同盟総会におけるバーデン大公国関税大使の提案である。それはとくに鉄と木綿の製品に関する関税率の合理的な査定に際して各国の営業関係の現状についての正確な知識が不可欠とする理由からであった。これが多くの参加国の支持を受け、関税同盟全体に共通の営業表の作成が構想されることになる。しかも、当初の提案では営業の範囲を手工業を除き、大規模取引用の営業施設（工場）、ならびに規模的には比較的小さいながら工場様式で経営されている営業体に限定するとされた。これを受けた審議の結果、調査では①稼動蒸気機関、②工場と「工場様式」の経営が取り上げられ、②に関しては調査項目として、工場数・就業労働者（性別・年齢別）・営業手段（機械・装置）の種類と数量が設定され、1844年中にその調査結果が各国から関税同盟中央局に送付されるものとされた。ここで工場様式というのは、規模の小さく分散した手工業や家内工業であっても、そ

それが仲介人や工場問屋の支配下に置かれ結果的に遠隔地取引にかかわることを指す。前貸問屋商人による手工業者や農村家内工業の支配形態、すなわち典型的には織物業にみられる問屋制生産のことである。それを含んで、当初は「大取引をこととする重要な営業」の捕捉が表作成の目標に掲げられていた。

この提案は各国政府の検討を待つことになるが、その中でプロイセンの否定的反応によって原案の変更が余儀なくされる。プロイセン統計局は手工業を除外した営業表には賛成できないとし、その理由はこれまでのプロイセン営業表との継続性（＝過去の数量との比較可能性）が絶たれる、営業実態の把握は小営業体の捕捉なしにありえないとするところにあった。あくまで関税同盟案を支持する財務省筋とそれに反対の統計局とその後盾の商務庁の間の綱引きが続き、決着がつかないまま 44 年営業表の作成は見送られ、プロイセンにおける次回の営業表作成時である 1846 年まで延期されることになる。こうした中、最終的には統計局長ディーテリチの提案した手工業者表と工場表の 2 本立ての統計表による提案が多く、州長官の支持を受け、新たなプロイセン案として財務省を通じて提出され、これが関税同盟営業表として承認されることになる。

妥協の産物ではあるが、内容的にはプロイセン統計局の意を大きく汲んだ、従ってこれまでのプロイセン営業表に引きずられた形での営業表となる。手工業者表は旧来のプロイセン営業表における手工業者部門と商業・運輸業・その他部門を連結したもの、工場表は工場部門をそのまま独立化させたものである。従い、手工業者表には狭義の手工業者層に加え、書物取引施設・商業・運輸業・旅館と酒場経営といったさまざまな業種、また奉公人と手労働者といった職種（計 6 分野）が記載表示されることになる。しかも、分類標識でも就業者とその地位別構成、また施設や営業手段、これらが混然としており、統計表としては統一性を欠いたものに終わっている。確かに、手工業種は大きく増え、就業者身分構成も業主層（親方・自前で働く者・免許取得者）／職人・徒弟で統一され、その限りで手工業者表としての純化がみられる。反面、その他の分野では異質な営業種の羅列という面が顕わになり、もともとプロイセン営業表が職業統計と経営統計を未分化のまま混在させていた弊害がもち込まれ、全体としていびつな統計表が提示されることになった。

2. 工場表は 46 年営業表の本命であり、最も力の入れられた統計表である。これまでの営業表の拡充を計り、37 業種ごとに工場施設、機械・装置、就業労働者の記載を取り入れることで、その表示を可能な限り拡大しようとしたものである。とはいえ、「通常の手工業の範囲を越えて大規模取引に従事する営業設備」というのが工場の定義であり、具体的に手工業と工場との線引きをどのように行なうかは各国政府の裁量に任されるとある。この対象規定のあいまいさはこれまでのプロイセン営業表の場合と同様である。46 年プロイセン営業表の場合、取り上げられたものは 3 つの繊維業（紡績業・織物業・織物業類似の工場）、製造工場、蒸気機関、金属工場、その他工場にまたがった計 7 分野（556 欄）である。多くの業種では施設・工場、特徴的な使用機械・装置、就業労働者（性別＋年齢別）に関する数量表示があり、これが基本的な分類標識となっている。しかし、織物業ではまず初めに施設・工場の枠での記載はなく（営業用・副業用）織機数が表示され、就業者もそこでは手工業制の身分構成のまま親方・職人・徒弟として計上されている。先に述べたように、ここには工場施設に包括されていない、いまだ手工業段階の織匠（工）の下で使用されている織機が多数あることを反映したものである。ところが他方で、織機・織工全体の中でとくに工場様式で営まれている経営にある部分を別途に把握することも必要とされ、織物工場および関連工場にある織機と就業者（労働者）だけが別欄に計上されている。プロイセン営業表の織物生産における二重計上方式がここでも採用されている。また、蒸気機関分野ではプロイセン営業表において別表として添付されていた移動蒸気機関の数量が、統計表の単位である個々の工場種に振分けられないまま、用途別分類で工場表に挿入されている。こうした不統一性を挟んだまま、当時の基幹的な工業生産力の物的設備（工場施設と機械・装置）ならびに人的担い手（労働者と一部業種での親方・職人・徒弟）が外延的にどのように分布しているかをみようとするのが工場表である。

しかしながら、この営業表ではまずその全体網羅性に問題があったとされる。これは事前の対象照査や統一的な調査様式の指示とその周知徹底もなく、単なる業務報告（税務資料）からの事後的計上によるため、とくに小規模の営業体に脱漏が多かったからである。また、内容的にも手工業と工場の区分があいまいで、その境界設定はそれぞれの政府の判断に任された。もともと局所的需要に応じるか／大規模（遠隔地）取引をこととするか、これで両者を区分する二分方式は工場生産への移行・農村手工業の進展・手工業での多角的経営、こういった手工業段階の中にすでに芽生えつつある新たな事態に対応できない。また工場部門には独立の大規模生産施設としての製造場のみならず、問屋制の

下で広域交易に組み込まれてはいるが生産力レベルでは手工業に属する小経営体も含まれ、記載欄には工場と手工業に関する標識が混在し、工場表全体の統一性が著しく損なわれることになった。これは工業分野全体で経営形態別分類を前面に押し出し同種単位をそこにまとめ、物的設備の配置と就業者の構成に同一分類標識を設定するという方式によってしか解決されない。つまり、必要なのは統一的経営統計としての方向を追求することである。

46年関税同盟営業表は広域ドイツ交易圏を範囲にした最初の営業統計であり、連結方式に替えて2本立ての営業表作成に踏み切り、業種数の増加を含み、また工場表に力点を置きながら物的製造・加工・精製部門での労働者数を性別と年齢別を加味して表示した。こうした点での進歩はあったものの、しかし業務記録の集大成からくる全体把握の不完全さ、手工業／工場という二分法の狭隘さから脱却し切れないままに終わり、この点でプロイセン方式による営業表作成の限界を顕在化させたのもこの営業表といえる。

ただ1点注目しなくてはならないのは、多くの国家ではプロイセン方式にのっとり営業表が作成されたが、ザクセン王国では独自の様式で46年営業表に臨んでいることである。ザクセンでは人口調査用の家屋リストにある個人々の生業関係に関する質問項目から就業者構成とその数量を掴み、かつ調査リストに特別の営業調査枠を設け、営業経営での物的設備構成を記入させようと試みている。単に税務資料に依拠するのではなく、人口調査用紙を利用して営業経営体の物的手段についての情報獲得を試みている。だが、これは十全に機能せず、工場表の物的設備欄にはやはり税記録からの数量を転記せざるをえなかった。斬新な試みではあったが、これが成功することはなかった。

3. 15年後の1861年12月に再度、関税同盟営業表が作成される。この間の社会経済にみられる構造変化を受けて、営業表作成に関しても新たな方向が探られた。しかし、結果的にはまたしてもプロイセン営業表に引き戻された形での作成に終わった。

1852年から関税同盟での営業表再編の動きが始まる。翌年の第10回関税同盟総会後には各国代表によるその検討のための特別委員会が設けられる。委員会ではとくにザクセン代表によって前回営業表の抜本的改革が主張される。そこでは実施時期と基礎命題ですべての国家が遵守すべき方針を確定することが求められた。5ヶ国代表による検討委員会で中心的役割を演じたのがプロイセン代表の商務庁官僚 v. フィーバーンであり、その手によって3部門分割の営業表が提案された。54年8月にそれをめぐってミュンヘンで集中的審議が行なわれる。そこから農業や家畜、また採鉱・製鉄・製塩分野への調査範囲の拡大、就業者構成の詳述などを盛り込んだ新たな提案(ミュンヘン案)が示された。これをめぐり各国内部、また各国間の議論が引き起される。またしてもプロイセンからの反応は否定的であった。あくまでも旧来からの営業表の枠組みに固執するのが統計局と内務省であり、先のミュンヘン案に沿って新たな営業表に進もうとするのは商務庁と財務省であった。プロイセン内部で見解の統一がないままにはことは進まず、予定されていた55年関税同盟営業表の作成は見送られた。この後の57年9月、ウィーンでの第3回国際統計会議時を利用してドイツ諸国からの統計家の最初の集まりが設けられ、ザクセン代表エンゲルの手によって各国統計の統一化(=統計の同形性と比較可能性の確保)のためのプログラムが起草される。これが実現に向けて実行力をもっていれば、関税同盟営業表もプロイセン営業表という軛から放たれることも可能であったろう。しかし、事態はそのようには進まなかった。

プロイセン内部での種々の折衝から統計局はミュンヘン案に対して原則同意に傾かざるをえない。しかしながら、翌年統計局は独自のプロイセン修正案を提出し、これを大幅に取り入れた形で営業表作成が再開される。59年、実施案が関税同盟総会で承認され、61年末には各国に書式が送付された。18の関税同盟参加国・都市にまたがった報告書が64年に公開されている。61年営業表はミュンヘン案にのっとり、手工業者表／工場表／商業・その他表の3本立てとなっている。

まずは異質な営業単位を3部門分割にかけ、それぞれを独立表にまとめた点での前進はある。しかし、これはプロイセン営業表の二分法を踏襲した上での分割であり基本性格での変化とはいえない。手工業者表では初めて採用された分野区分(16)によって同種の営業体の区分が試みられ、新たな手工業種の出現や既存手工業の多岐化といった事態を背景に総数91業種(228欄)へと膨らみ、その就業者身分構成ではこれまでの親方層に新たに「営業主」が加えられ、また業種全体の約半分で職人と徒弟の一括ではなく両者が初めて区別されている。総じて、職業統計としての側面での前進はみられるが、しかし当時あった職業分野と職種の全体網羅には届いてはいない。

工場表は手工業者表を越えて審議に時間がかけられ、作成に最大精力が注がれた部門である。ミュンヘン案にあった当初構想では工場施設を軸に表示内容と表示量で膨大な統計表となっていた。これ

がプロイセン側からの修正案を容れ 46 年表に近いものに戻り、結局は 9 分野（517 欄）の統計表に収まった。取り上げられた業種は紡績業、織物業、金属生産、金属商品工場、鉱物・混合素材調製、動植物素材調製、木材・紙・小間物商品、食糧物資、その他の地域的工場、以上の 9 つである。さらに、プロイセンでは労働者 50 人以上を有する大規模工場約 2,000 を別途に取り上げた大工場表と蒸気機関（数量と馬力）の使途別分類を載せた蒸気機関表が附録に添えられている。この中で金属生産や金属商品工場、食糧物資といった分野で大幅な業種増がみられるが、これはこの間の工業生産の進展や消費財生産のための営業経営の輩出を反映したものである。分野の再編と業種数の増加を別にすれば、これまでの工場表との違いはない。61 年工場表の最大の特色はその就業者表示にある。これまでの工場部門ないしは工場表がその物的設備（施設・工場と機械・装置）面の数量記載に偏っていたのに反し、46 年表で工場部門における就業者が取り上げられ、さらにこの 61 年表では就業者の身分構成表示がこれまでになく拡充されている。そのために管理職員／監督職員／労働者（性別）／親方／職人・徒弟の 5 欄が用意され、全体的統一性は欠くが該当する分野また業種ごとにそれぞれの人数が計上されている。雇用主／被雇用者の関係を捉える点での進展とはいえる。とはいえ、監督職員の方は被雇用者とみなしうるとしても、管理職員が経営主層に属するの否か、この点の明確な規定がなく、また 19 世紀後半に経営の複雑化に伴って現われてきた多様な中間管理職員や専門的技術者をも汲み上げる分類標識とはなっていない。

商業・その他表が今回初めて独立の統計表として作成されている。先の 2 つの統計表がそれぞれの枠内で可能な限り同種営業経営をまとめようとしたのに反し、ここでは商業と仲介取引、運輸（船舶・陸上）から書物取引用の施設・企業に至る雑多な 5 営業分野が連結記載されており、もともとプロイセン営業表のもっていた悪弊をそのまま引き継いでいる。従い、分類標識もまちまちであり、施設・物的営業手段、さまざまな名称と地位をもった就業者層（所有者・営業主、代理人・管理職員と監督職員・帳簿掛、車夫・店員・労働者・徒弟・奉公人、等々）にまたがっており、そこに統一性をみることはできない。

営業統計を広く産業統計として捉え直そうとする観点がミュンヘン案にはあった。しかし、61 年関税同盟営業表もプロイセン営業表の枠組みに縛られ、そこに統計表としての発展を窺うことはできない。営業という下で手工業から工場生産を経て商業やサービス業までを一括することの妥当性が問われねばならないし、たとえ 3 本立ての統計表であっても営業表全体が異質な要素の寄木細工であるという歪みは解消されてはいない。合理的な産業分類が要請されることである。また、とくに手工業／工場の二分法が工業生産の態様を把握する上で限界にきていること、これに替えて生産主体（営業経営）全体に対する経営形態・規模別分類を軸にした統一的様式にもとづく調査＝経営調査が必要なこと、46 年営業表作成時にもましてこれらのことが再確認されることになった。

4. 営業税の課税対象がそのまま統計表示の単位を構成するところに、プロイセンならびに関税同盟での営業表の核心があった。直接調査として営業統計が作成されえない 19 世紀 70-80 年代までの段階では、営業税記録が最も有効な資料源であった。その意味で、営業表という形で営業統計が作成されるのは、統計の近代化が通過しなくてはならない歴史的一過程でもあった。問題はその総括の上で立つて、この段階をどのように克服しうるかである。営業表の作成され出した 19 世紀 10 年代後半は自由主義的経済政策の隆盛した時期である。当時の統計局の主宰者や指導的経済官僚はその多くが自由主義的経済政策の推進者であった。営業表作成には営業の自由化がドイツ経済の発展にどのような好ましい効果を与えているかを実証しようとする意図が隠されていた。手工業生産の保持、工場施設と使用営業手段の拡充、また就業者の増加、蒸気機関の伝播、こうした概括的表示を通じて経済発展の望ましい徴候を掴めるとしたのである。この概括的表示が営業表であり、そこでは旧プロイセン時代とは異なり営業経営内容への立ち入った調査そのものが忌避され、また不必要ともされた。その後も一貫して税務記録をもって営業統計の主たる原資料とすることで満足し、またその方式を積極的に推し進めていった。19 世紀後半に入ってから経営内容や経営構造の複雑化という事態を前にしながらも、そうした営業経営の内面に立ち入る統計作成の必要性は認められていない。人口調査ではすでに 1840 年代以降、直接調査による人口集団に対する多面的把握の必要性が主張されるようになり、60 年代にはその実現に向けて歩み始めたこととの違いである。

粗生産部門と非営利的部門を除き、物的財貨の製造・加工・精製分野、さらにその後の販売・仲介分野、運輸分野、そしてサービス分野に属するいわゆる商工業の営業経営を単位にして、まずその地域的分布の中で業種ごとの就業者数・身分構成ならびに営業設備の配置を可能な限り詳細表示する、これがプロイセンと関税同盟での営業表作成の目的であった。関税同盟での審議ではプロイセン営業

表の欠陥を補い産業統計への拡張という気運もみられはしたが、同盟諸国の中で突出するプロイセンの経済的政治的力量はそうした新たな動きを封じ込め、旧来からの営業表を下敷きにした形での統計表作成を強要することになった。なるほど、それぞれの時期の一国商工業における生産力と生産関係のあり様を既存資料を最大限利用して映し出そうとする点では貴重な経済統計であり、後の職業統計・産業統計・経営統計へと発展してゆく萌芽を含んだものが営業表ではある。しかし、同じ工業生産の担い手でありながら一方の手工業と他方の工場へのあいまいな分断とそれぞれにおいて力点の置かれた表示内容（分類標識）の違いから、職業、産業（ことに工業生産）、経営、このいずれの統計としても十全な形で展開しえなかった。営業表の限界であり、関税同盟における2度に渡る営業表作成の経験は、そうした営業表がその歴史的役割を終えつつあることを知らしめるものとなった。³⁾

II. 営業統計改革の試み

1. 1855年ザクセン王国営業調査の挫折

1. プロイセンと関税同盟では二分方式に束縛された営業統計の作成が続く。しかし、その間に営業統計の改革の気運が生まれなかったわけではない。少なくとも50-60年代にかけて、エンゲルの手によって2度の改革試案が提示され、その最初のひとつは実行に移されてもいる。これがザクセン王国におけるセンサス様式での第2回目の調査となる55年人口調査時に併せて実施された、農業をも含んだ全般的営業調査である。ザクセンでは52年に全ドイツにおいて最初の事例となる統計局による人口の全数調査が実現している。次回調査時の55年に人口局面を越えて、営業局面全体にまたがる直接全数調査を企画し、12月から翌年1月にかけて実査を行なってもいる。これは生産=消費統計調査とされ、農業・工業・商業の3部門と計9分野にまたがる本格的なセンサスとして立案された。ここでは統計局が調査の全行程を統轄し、その局長ワインリヒと実質の主導者のエンゲルによって企画から調査書式设计、調査指令作成、実査、収集までの一貫した調査方針が立てられている。

エンゲルはもともとプロイセンと関税同盟での営業表に対して強い不満と批判をもっていた。その二分法の図式が現実の経済活動に対応できなく、その資料調達が税記録に制約されているとして、直接調査として営業調査を実施すべきとの考えをもっていた。それを引き出したのは46年のベルギー王国での営業調査である。そこでは人口センサスのみならず、農業と工業の2部門に関する独立調査用紙を用いた経済センサスが実現している。ケトレーの統計学から強い影響を受け、ベルギーの統計作成体制を最良のものとしてみたエンゲルにとって、その46年調査が模範例として受け止められ、その先例に追いつき、さらには追い越すべく実に詳細かつ広範な営業調査を企画し、それをザクセンにおいて実施しようとしたのである。

まず、農業調査がある。ここでは各種農作地の所有者および借地農業者を対象に、その農業経営に関する農業調査票が配布される。関心の中心はやはり各種作物の耕地面積・播種量・収穫量であり、そこには30種を超える作物種が取り上げられている。附随して家畜調査リストも配布され、7種の家畜類についてその種類・所有量・利用目的・保険加入などについての申告を要請している。

次に、工業調査としての営業調査がくる。企業家や仲買人・問屋、また手工業者を対象にまず一般的質問を盛った営業調査票を用意している。調査票の設問は9類からなるが、製造・販売業務、就業者数・構成、販売状況・競争状況、休業状況、生産手段にまたがる計44の調査項目が掲げられている。ザクセンの工業経営がいかなる競争条件の下で、どのような製品をいかなる形で製造し、どこに向けてどれだけの量を販売しているか。その下で就業者と物的手段の配置はどうなっているか。これらが一目瞭然化されるような詳細な質問項目が挙げられている。ここには統計調査のレベルを越えた営業内容へのモノグラフィ的要素も加味されている。さらに特殊な生産条件の下にある製造業（これは4亜業種に細分される）・パン屋・肉屋・印刷業の4業種には特別の調査票を配付している。

そして最後に商業調査がある。ここでは、商人と仲介・発送業務経営者を対象にした商業調査票が用意されている。取引販売については、食糧品・繊維商品・小間物・紙製品・薬種と化学製品など、この5類の小売量・卸売量・総量が製造国別や品目別の下で調べられている。仲介発送業務については、その輸入・輸出・通過の財貨量が経路別と輸送手段別に取り上げられている。さらに、人員関係として被雇用者の数量とその構成、支払給与・賃金額が調べられる。加えて、書籍・美術品・楽譜取引業には特別の調査票が配布されている。3物件の販売額・問屋取引額・委託販売額、人員関係、支払給与・賃金額、他営業との結合、これらが問われている。

55 年段階でこれだけ詳細かつ包括的な営業調査を実施しようとするのである。統計局とエンゲルの念頭には、当時のザクセン王国における営業経営者がこうした国家統計調査に対してどういう態度を取るのか、果してそのような調査が実現可能かといった点での疑念はなかったようである。明らかにゆきすぎた調査といわざるをえない。⁴⁾ 調査項目の多さ、経営内容面への深入り、記入に際しての労苦、これは人口調査リストの他にこの営業調査票への申告を課せられた営業経営者の抵抗と反撥を容易に誘引するものとなる。

2. 確かに、この 55 年調査はそれが実現していればそれまでのドイツ圏にはみられなかった、否、ヨーロッパ全域を見渡しても実例を求めることができない画期的調査となるはずであった。それだけ充実した質問設定となっている。それら質問に対して、これまでのような営業税記録などの既存資料からではなく、営業経営者自身の自己申告・記入からの数量をもって当てるというのである。しかし、問題は非常に広範囲で詳細な調査項目を容れたこうした営業調査の趣旨が国民に理解され、実査がスムーズに行なわれえたかというところにある。最大の難関は調査が営業経営の内容面に触れるところにあった。19 世紀 50 年代には、国家統計の公共性や有用性に関する世論形成はまだできていない。国家による統計調査に対する不信や無知はいまだに大きかった。国民、とくに農民や営業経営者の不理解と抵抗には根強いものがあつた。農民にとり詳細な調査事項への回答は過重負担であり、また課税不安からする営業経営者の抵抗は大きく、調査拒否、未回収や不完全回答の調査票が多く出てきた。私的利益と公的有用性がそこでは対立し、正確な申告から不利益を蒙るのではないかとする恐れは多くの人々に共有されていた。そうした中では、調査の全体網羅性＝悉皆性、また申告内容の信頼性と正確性を期待することは不可能である。人口調査とは異なり、こうした営業調査に対する経営者の抵抗と反撥はエンゲルと統計局の熱意によって解消できるほど軽いものではなかった。

55 年営業調査は経営調査としての構想面では画期的なものであつたが、実行に関しては大きな壁が立ちだかつていた。公的調査が私的利益を侵害するのではないかという恐怖が強く残る中で、十全な調査結果を獲得することはできなかった。55 年調査の内務省指令には、その 1 項を当てて調査結果は生産分野全体の概括用のものであり、税目的には使用されないことが規定されており、それぞれの調査票の冒頭にそのことが明記されていた。しかしながら、こうした文章だけで被調査者側の恐怖や危惧・不安が取り除かれることはありえなかった。実査時における混乱は大きく、回答拒否や不完全回答が頻発している。とくに農業調査では大きな壁に突き当たる。その結果、55 年営業調査はその結果がまとまった統計表として集約されないままに終わっている。調査としては挫折したといわざるをえない。この 55 年営業調査時の国民の国家統計調査に対する不信感大きく、統計局とエンゲルの姿勢が後に国会の場で批判される大きな原因となる。これがエンゲルを窮地に追い込み、ザクセン王国統計局を辞任せざるをえない要因ともなる。

2. 1861 年プロイセン王国営業調査の新機軸

1. ザクセン時代には失敗した営業調査であるが、エンゲルは旧来のプロイセン方式による営業表が進展しつつある経済の構造変化に対応できていないことをいち早く看取していた。最大の批判点は営業表にある工業生産の手工業／工場への二分法に向けられた。同じ工業生産に属しながら、前者では手工業での就業者構成、後者では問屋制家内工業を含んだ工場生産での物的設備配置という、それぞれ重点を異にする統計表であるとし、この分割には根拠がないと判断する。経済発展に伴ない、またツンフト制の崩壊の中で、両者を分けることの意味は消失し、また実際にそれぞれを正確に区分することが不可能になってきているのが現状である。プロイセンと関税同盟の営業表に伝統的なこの二分法を放棄し、それに替えて両者を同じ工業生産単位とみなし、一様の調査書式でもって臨むべきとする。こうして、プロイセン統計局長に就任して 1 年後に、61 年人口調査の抜本的改革を計ると同時に、懸案の営業調査にも新たな機軸をもち込もうとする。すなわち、独立の営業調査用紙を用いた直接全数調査としての営業調査の模範様式が描かれることになる。

エンゲルは 61 年の『統計局雑誌』に長文の論稿「人口調査の方法、とくにプロイセン諸国において適用されているものを考慮して」を載せ、これまでの住民リストと家屋リストに依拠してきたプロイセンの人口調査方法に替え、独立の世帯リストを用いたセンサスとして 61 年 12 月の調査を構想する。この世帯リストは世帯構成員一人ひとりの肉体的精神的属性から社会経済的属性に及ぶ 16 質問項目からなる調査用紙であった。エンゲルのいう国民記述を成立させる要素を汲み上げた調査書式ということができる。この提案を受けた統計中央委員会での審議では、この人口調査の項目数での減少

はあったものの、調査の趣旨はほぼ合目的々なものとして承認されている。64年調査での試行を経て、67年調査においてこのセンサス形式での調査が全ドイツで実現している。

この人口調査方法の改革案と併行して、エンゲルは営業調査に関する改革提案をも行なっている。その考えでは、これまでの営業統計で看過されてきた職業と営業の区分を明確にしなくてはならない。前者は就業者の個人的属性であり、当該者の就業している職業分野（職種）とそこでの労働・勤務関係（従業上の地位）が問題となり、これには人口調査の質問項目を当てて処理する。後者は一個の独立した組織としての経営体であり、そこで利用されている生きた力（労働力）、死んだ力（物的設備）、そこからの成果（生産額・販売額）が調査項目に設定されなくてはならない。いわば営業体への経営調査というべきものである。従い、職業調査と営業調査には別様の調査書式をもって臨まなくてはならない。

エンゲル提案では人口調査用の世帯リストの裏面を使って独立の営業調査を同時に実施しようとする。それによれば、規模の大小を問わず、商工業と運輸業に従事するすべての独立営業者を対象にして、営業種／従業員の仕事と数量／使用原動力／機械・道具・装置／生産額・販売額・販路／兼業農業の有無、これらの質問を盛った独立の営業調査用紙が作成され、経営体の人的および物的構成と経営内容が把握されるものとされる。これは、これまでの営業表の弱点と歪みを克服し、直接調査結果を資料源にして商工業での生産力／生産関係／生産成果に関する全体的営業統計を作成しようとする意図の表れである。

営業の構成要件の内の生きた力について。これは調査用紙では営業経営者とその下での就業者の数量として現われ、大枠では、雇用主／商人としての、あるいは技術的な修養を受けた職員（含、職工長）／職人・徒弟、労働者、この3地位別分類の下で8種類の就業者層が計上されることになっている。これはザクセンの55年調査での就業者に関する調査項目をほぼ踏襲したものとなっている。

次に、死んだ力としての物的設備面について。ここではまず、使用原動力として水力と蒸気力の馬力が問われている。さらに業務での利用装置・道具・機械の具体的機種とその数量が質問されている。採鉱・冶金業、繊維業、印刷業、製造業、運輸業の5分野が挙げられ、そのそれぞれに特徴的な物的生産手段があらかじめ提示され、その使用機種と数量を申告するようになっている。この部分はザクセンの55年調査に較べて大きく膨らんだところとなっている。

そして最後に、生産成果について。調査用紙では年間の生産総額と販売総額が質問され、その後者についてはさらにその9販売圏別の販売価値が示される。ザクセンの調査ではこの経営を取りまく状況が競争、販売、休業といった面からさらに詳しく調べられるものとなっていたが、61年プロイセン調査案では生産額、販売額とその販売圏別表示に絞られている。経営内容への込み入った調査は不適切との配慮が働いたものと考えられる。

こうした8類の質問を盛った調査用紙が世帯リストの裏に印刷されている。これを用いてザクセン時代に挫折した営業センサスをプロイセンを対象にして実行しようとするというわけである。調査書式でみる限り、営業表の痕跡は消失しており、ザクセンの場合と同様に営業経営に対する直接全数調査、すなわちセンサス形式での営業調査が現われてきている。しかも、この61年営業調査構想ではザクセンの55年調査に残っていたモノグラフィの要素は姿を消し、すべての回答が数量表示されるという点で統計調査としての一元化（＝純化）がみられる。

2. 一様の調査用紙をもってすべての営業経営を調査に汲み上げるとというのが当初の趣旨であり、エンゲルの従前からの考えであった。しかし、これは結果を集計表にまとめる段階で変更を余儀なくされる。というのは、エンゲル案が提示される以前に61年営業表の作成方式について関税同盟諸国での同意があり、そこではこれまで通りの小経営／工場の二分法にもとづく工場表作成が既定方針となっていたためである。不本意ながら、統計局とエンゲルも、1) 小営業（手工業者、および主として局所的需要に従事している営業経営者と機械技工）、2) 大工業（工場、および主として大取引に従事している営業設備）、この二分法による結果表示を採用せざるをえなかった。小営業では専ら営業の人的構成、大工業では人力・物的設備・経営成果の3点に及んだ統計表が用意される。しかし、この統計表はエンゲルにとっては納得のできるものではなく、本来こうした方式は認め難いが、関税同盟国家間での比較のためにこれに従ったと苦しい弁明を行なっている。

さらにまた、人口調査改革案と同様に、この営業調査の新機軸も統計中央委員会での審議を受ける。人口調査に対してよりも以上に慎重な見解が提示されている。それはエンゲルが必要とみた経営成果への質問（生産額・販売額・販路別内訳）すべてが削除されたことに現われている。また就業者の構成も、エンゲル案の細かな細分に替り先にみた3大分割が採用されている。総じて、営業調査で

はエンゲル構想はかなり萎縮したものとなっている。省庁を代表する委員会メンバーには、エンゲル案に沿って営業調査に新境地を切り開くという熱意よりも、それによって営業経営者の反撥が引き起こされ調査自体の挫折することへの危惧の方が大きかったといわざるをえない。

統計中央委員会審議の結果、かなりの簡易化を受けたエンゲル案であったが、しかしこれでもプロイセン各地の現場地方当局の調査担当者には余りにも斬新的でありすぎ、こうした直接調査方式による61年調査は遂行可能とは受け取られなかった。多くの地方当局の反対に会い、人口調査ともども、大幅な縮小案が必要とされた。しかし、それを再企画する時間的余裕はすでになく、関税同盟の第2回目の61年営業調査には間に合わなかった。ザクセンに引き続き、プロイセンにおいてもエンゲルの構想は実現することはなかった。

3. 関税同盟統計拡充委員会と営業統計

1. プロイセンでは60年代に入ってから3年おきの国家統計表の作成が継続されていく。しかし、上述したように、営業表だけは1861年表以降はその作成は停止されたままとなる。一方、関税同盟では人口調査を初め営業表をも含めて、これまでの方式による統計作成に対する徹底的検討の機が熟していた。改革への意向はプロイセン以外から発せられる。まず、停止中の関税同盟営業表の作成再開を必要とするバーデン政府の提議があり(1868年6月)、それを受けて関税同盟参議院は、プロイセンとその統計局に対して、その主導の下で営業表作成作業再開が必要であることを決議している。

より根本的な改革への動きが同年11月のヘッセンの関税大使ファブリチウス(前ヘッセン大公国統計局長)による関税同盟参議院議長・プロイセン王国首相ビスマルク宛の建白書「関税同盟統計に関する報告」によって動機づけられる。この中でファブリチウスによって、これまでの関税同盟統計では、その作成に関してなんらの統一的基準がなく、経済生活に重要な意味をもつ事柄の調査が不在であり、従い、政策立案や実証研究での有効利用に応えうる信頼できる統計資料が確保されていないことが指摘され、それを克服することの必要が訴えられている。さらに同報告では、人口や営業などの5分野にまたがる統計の問題点が具体的に指摘され、人口調査では個別調査書式にもとづく直接全数調査(センサス)を採用すべきとされ、また営業分野ではこれまでのような狭義の営業経営に縛られず、農業に始まる一国の生業関係全体にまたがった産業統計が構築されるべきとしている。

この報告は参議院とその中にある経済関連委員会を動かし、翌69年6月に関税同盟統計問題を審議する専門委員会の設置が承認され、12月に各国委員の招集令が下される。70年1月、関税同盟統計拡充委員会が発足する(11ヶ国から16名の代表が参加)。委員会の審議はドイツ帝国形成を挟み71年8月までの約1年半にまたがり、4会期に分かれ計81回の会議が開催されている。会議での審議結果は人口や生産、また商品流通と関税といった6つの個別テーマごとまとめられ、つごう18の報告が連邦参議院に提出され批准を受けることになる。審議の先頭におかれ、また最も重視されていたのは帝国全体にまたがる人口センサスをいかに実施するか、そのための具体的方式を練る人口統計分野(これには市町村目録作成や人口動態統計調査も含まれる)ではあるが、しかしそれに劣らず深刻な議論の下に投じられたのが営業統計問題であった。

営業統計の審議は会議の終わりの時期に集中している。営業統計小委員会が早期に設けられ、営業統計に対する構想はいち早く立てられてはいた。しかし、その具体的検討は後日に廻すとされた。他の統計にはない理論的・技術的困難を多く抱えていたからである。また、今後の営業統計に関する検討の取りまとめ役(=部門責任者)としてプロイセン統計局長エンゲルが指名される。審議のたたき台となる営業調査構想がエンゲルによって起草される。そこでは、営業が最初から広く8部門にまたがる産業として捉えられ、それぞれが独立した統計表に括られるとされた。この中で狭義の工業分野においてはこれまでの3分割方式(また、その基礎にある二分法)は採用されず、使用素材や製造方式、製品の利用目的の特徴からみた営業グループ別分類(その他分野を入れて計17グループ)が提示される。調査項目は独立経営ごとに就業者(雇用主/被雇用者別)、原動機、特徴的な利用機械・道具・装置、支払賃金、社会福祉関連事項、最多量の販売商品とその価格(最後の3項目は任意調査事項)に及ぶ。肝要な点は、これらが当該地での市町村当局、またできうる限り独立の調査委員会の下で、営業経営者に対する個票を用いた直接調査、しかも全数調査として構想されていることである。単一国家を超えて全ドイツを対象にしたセンサス形式での営業調査が企画されたという点で、この構想のもつ意義は大きい。

2. 実質的審議はドイツ帝国形成を挟み大幅に遅れ、第Ⅲ会期に入ってから71年5月の第55会議以降のことになる。そこでは小委員会から提示された「実施規定」、さらには調査書式そのものをめぐりきめの細かな検討が続き、センサスとしての営業統計調査の具体像が描かれてゆく。実施規定は先の構想をさらに具体化した11項目からなり、そこでは「調査は営業経営者への直接の質問を通じて行なわれる」自計方式を原則とし、「可能な限り特別の調査委員会の指導の下で実施されるべきである。自由意志による調査員をできるだけ広範囲に採用すべきである」と明記されている。調査書式には一般営業調査票、動力調査票、福祉関係調査票の3様が用意され、メインの一般営業調査票では営業経営者に対して、営業種類とその主営業／副営業別、とくに農業との兼業の有無、主生産物・作業種、手工業的注文生産用／備蓄用／工場問屋・商人用別営業目的（この場合、かれらによる原材料と道具提供の有無が問われる）、被雇用者（地位別、性別と年齢別の人数）、支払賃金総額、これらが問われ経営内容にかなり立ち入った調査が想定されている。

全数調査を方針とはしながらも、実際に全営業体に同一調査用紙を配布するのか、それとも小営業経営には質問内容を簡略した別の書式でもって臨むのが効果的ではないか、こうした調査方式をめぐって見解が分かれる。審議の結果、微妙な差でもって2様の書式を採用することが決議される。すなわち、手工業的な小経営に対しては質問項目を減らした調査紙、それ以外の経営には本来の調査票を作成することである。しかし、両者の線引きをどこで行なうか、これがその後に問題とされる。

調査用紙には個々の営業体の経営内容が記載されることから、その秘密保護が考えられなければならない。密封形式の回収が認められることになる。記入済みの調査用紙が密封されずそのまま回収された場合には調査員の点検が入り、さらに回収されたすべての調査用紙の点検・訂正・補完が調査委員会に対して義務づけられ、信頼性確保に配慮されている。これらは要するに、営業表作成にはなかった直接調査に固有の問題に直面せざるをえないということである。

第Ⅲ会期終了の1871年6月末までに以上の点での合意を得た後、拡充委員会は営業統計調査の審議にはまだ相当の時間を要するとし、1ヶ月の中断を挟んだ後に検討を再開することになる。その間、ベルリン在中の委員による実施規定と報告作成のための詰めの作業が続けられている。再開された拡充委員会の最終の第Ⅳ会期では18回の会議中その16回で営業統計の検討に時間が割かれている。中断中に修正提案として準備された26項に及ぶ実施規定が検討材料になる。これにいくつもの変更や整理、表現訂正が加わり、最終的には全25項の「営業統計調査に関する規定」としてまとめられる。そこにドイツ社会統計家の叡智の結集を読み取ることが可能である。とはいえ、調査の組織化と調査様式に関する規定の多くはすでに人口調査の審議過程から出てきた「人口調査に関する報告」（委員会報告・第1号）と「ドイツ関税同盟人口調査に関する一般規定」を継承している。調査のルールはすでに敷かれており、その上を営業統計という新たな調査が走ることになる。

この規定では、先の実施規定原案で示された営業調査用紙に以下のような調査項目が設定されることになる。すべての現存する営業経営に対して10の申告項目が課せられている。

- a) 所在地
- b) 所有者名（商号のある場合にはそれを記す）
- c) 経営対象
- d) 経営形態
- e) 業務所有者（雇用主）の性別人数
- f) 業務所有者以外の経営内就業者（被雇用者）の性・年齢別人数
- g) 原動機の種類と数量、また可能な限りその力
- h) 特徴的な作業機と作業器具がある場合、その種類と数量
- i) 年間支払給与と賃金総額（含、現物給与の金額）
- k) 労働者のための制度

最後の2つの質問は可能ならば実施さるべき任意調査項目とされるが、もしこれらが直接の全数調査として行なわれれば、これまでの営業表段階のものとは本質的に異なった統計表が獲得されるはずである。そこでは経営内容／経営形態／就業者（雇用主と被雇用者）／使用原動力と機械・装置、つまり営業経営の大小を問わず、その業種ごとに人的構成と物的装備が悉皆把握される統一分類コードが用意されている。

3. 上で経営の大小を問わないとしたが、これは小規模営業経営をも排除しないということである。だが現実には、委員会審議において、調査の合理化のために経営の大小を区分して大経営には本来の

調査票、小規模経営にはそれを簡略化した調査紙を配布するという方針が採択されている。問題は経営の大／小区分の基準をどこに置くかであり、これは最終会期にまでもち越された難問となる。営業経営すべてに同一の調査用紙をもって臨むべしとする原則論も残ってはいたが、議論は就業者何人以下をもって小経営とすべきかをめぐって錯綜する。当初の2人以下という基準ではあまりにも低すぎ、10人以下とすべしという見解も出てくる。最終的には営業所有者を除いて就業者5人以下の営業を小経営とみなし、それには調査紙ないしは調査当局による（表式調査用）リストでもって簡略化するという妥協案が通る。調査用紙の具体案は調査紙と調査票ごとに会議の最後まで審議の対象となり、前者は文字通り1枚の用紙の表裏を使って経営の人的構成と物的側面（動力源・原動機）を調べる簡易調査用紙である。後者の調査票は①経営形態と人員関係、②機械と器具に分かれた4ページにまたがる大掛りな調査用紙となる。とくに②は高度の専門知識を応用した詳細を極めた動力源と原動機、ならびに使用機械と道具に関する申告を要求している。そこには調査側の意気込みが感じられるが、反面では被調査者側の負担の大きさが予想される場所である。

さらに第IV会期では、残された課題であった営業分類図式と業種名のアルファベット順索引、地方官庁のための集計表とそれをもとにして作成・公表される全体結果の総括表、そして照査・点検用の事前リスト書式、これらの審議を済ませた後、最終会議（第81回）で議会に提出される「営業統計に関する報告」⁵⁾（報告・第18号）の推敲と仕上をエンゲルに委ねることを承認し、1871年8月19日に審議終了を迎えた。これは同時に関税同盟統計拡充委員会の終了解散を告げるものでもあった。

4. 拡充委員会で構想された営業統計調査は市民社会で初めて可能になる統計に大きく近づいたものと評価できる。とくに調査様式をみればそのことは歴然としている。そこでは調査が一般行財政の副次的業務としてではなく、統計そのものの獲得を固有の目的にした独立の営為と捉えられている。これまで営業表の資料源をなしていた税務記録は営業経営体の所在を確認する事前（＝照査）リスト作成のための一材料として利用されるだけであり、統計そのものは独立した調査によって直接に獲得される。独立営為であることから調査委員会の設立と任意の調査員の導入が最大限必要とされる。市町村当局のみならず、調査委員会と調査員に対しては調査に関する事前の説明と理解、また実施要領の周知徹底方を計り、個票の点検作業を義務づけ、他方で被調査者にも理解・協力を要請しながら記入済み調査用紙の秘密保護（＝密封形式）にも配慮が払われている。事前のリスト作成－調査用紙配布・回収－集計表作成－総括表作成と公表、こうした調査の実務過程全体を一貫するプランも立てられている。これらはいずれも自計方式にもとづく近代的レベルでの統計調査を実施する上で直面する問題であり、営業表段階には出てこなかったものといえる。

では、この営業統計の構想で十全かといえど否であり、構想自体に少なからざる後進性を残さざるをえない。近代化はさらにいくつかの段階を踏むことなしには達成不可能である。問題の第1は営業概念が狭く捉えられていることにある。営業を広く解釈し、それを産業統計に膨らませるようとした関税同盟で当初に考えられた案は断念される。すなわち、営業から農林業、牧畜・漁業・狩猟が取り除かれ、また採鉱・製錬・製塩業や鉄道・郵便・電信経営に関しては営業統計とは別の資料作成に委ねられ、保険業や行商営業も直接調査からは除外されている。さらに非営利的部門（公務・軍務、宗教・教育、文化・芸術関連分野）は営業経営とは無関係とみなされることになった。こうした点で営業表にあった旧来の狭義の営業概念に制約されることになる。これまで同様に営業活動が狭く捉えられ、従い、産業統計としても、また職業統計としても該当分野全体を包摂するものとはなっていない。第2に、営業経営体が単に技術的単位としてのみ捉えられ、広く有機的関連の中に組み入れられた経済的単位としてそれを把握しようとする観点はない。すなわち、経営体はあくまで一区画で営利活動を行なっている点的存在であり、それら点を結ぶ経営体の縦横の関係（多角的経営関係、複合的組織関係、支配系列関係）は不問にされている。しかも、同一営業体にある個々の作業場が部分経営として分離され、それぞれが営業調査の独自対象とされる。営業経営が二重の意味で技術的単位としてのみ取り上げられることになる。

営業表の枠組みを取り払い営業調査をセンサス様式の下で提示したこの構想であるが、しかしそこに完全を期すことは無理であろう。営業統計こそは社会構成体の深部により迫りうる資料提供の可能性を秘め、またそれだけにその獲得には他にはない難問を抱えた統計であった。人口統計を越えたこうした経済統計の分野で、なるほど一部にはこれまでの様式の痕跡を残してはいるが、基本的な点では一気に近代統計調査レベルに達し旧来の営業統計調査の桎梏から脱しえた、このことの意義の方が評価されるべきであろう。

Ⅲ. 営業センサスへの途

1. 1872年営業調査の構想

1. 上述の「営業統計調査に関する規定」には人口調査の毎翌年に営業調査が実施されるとある。従い、第1回人口センサスが行なわれた1871年(12月1日)の翌年、1872年(5月1日)に予定されたのが最初の営業調査である。だが、これは諸般の事情から実施不可能と判断され、1875年まで延期されている。実現にまでは至らなかったとはいえ、この72年調査の構想図の中に営業センサスの具体像が塗り込められ、それ以降の営業調査の枠組みを規定する。「営業統計に関する報告」で構想された1872年調査の内容は以下の通りである。

まず営業調査の目的である。どの営業も生産を目的とするところから、営業統計は生産の3要素＝自然・労働・資本の内の主として後の2つにかかわり、それら要素の属性を最大限の正確さでもって表示することを課題とする。それは、①経営形態、②人力と機械力への調査として具体化される。まず営業の経営形態別にそれぞれの営業経営が利用する(自然力とのかかわりの強い)動力源を捉え、雇用主と被雇用者の関係をその年齢・性別区分を伴った数量で表示し、現存する原動機・作業機・作業器具の数量(可能ならばその遂行能力)を枚挙することである。加えて、可能な場合には、③労働者のための福祉・厚生制度、④労賃総額に関する報告収集も望まれる。手工業/工場という二分法ではなく、経営形態別分類が前面に押し出されていることが確認される。

以上の課題を解決するために、調査用紙にはどのような質問項目が設定されているか。既述のように、72年調査は就業者5人以下の経営を小、6人以上を大とし、前者には調査紙、後者には調査票が当てられることになった。まず、調査紙では小経営主が自立/問屋傘下の区別で調べられる。後者は工場施設ではなく自宅で使用者(工場商人あるいは工場問屋)の指揮下で、かれらからの原材料と道具の貸与の下で大規模製造・販売活動のために働いている小営業経営者である。一方で文字通りの独立営業経営者(＝自前で働く者)と他方のこの問屋制家内工場としての小営業経営者ならびに家内労働者(＝他人勘定のために働く者)を経営形態別分類で取り上げるのである。

次は人力と機械力である。調査紙において、人力に関しては所有者(性別)/被雇用者区分が取られ、後者には年齢3区分(14以下/15-18/19以上)と性別区分が施されている。機械力の調査では使用原動力(水・蒸気・他)とその能力(馬力)、また手工業生産で利用されている主たる作業機・道具の申告となっている。ここで当時の代表的な手工業が10グループに分けられ、それぞれに特徴的な種類が列記され、該当するものをマークするようになっている。さらに調査紙の裏面では動力源と原動機についての詳しい調査となっており、水力ととくに蒸気力を動力源にした場合、それで動かされる機械の種類と数量を挙げるようになっている。手工業生産にも浸透しながら、経済発展にとり功罪両面をもつとみなされていた蒸気機関と蒸気罐の利用実態捕捉を目指したものである。

最後に、上の③の課題のために、疾病や損傷のための共済金庫に加入している就業者数(性別)を答えさせている。④は手工業の下では賃金支払制が取られていないために調査紙では省かれている。

以上の小経営に対する調査は簡易調査である。しかし、経営形態と人的ならびに物的構成に関する最小限の調査項目でもって当時の手工業生産の特徴づけを試みている。

次に、調査票が配布される就業者6人以上の比較的大経営の場合には、上でも述べたように、「Ⅰ. 経営形態と人員関係」、および、「Ⅱ. 機械と器具」に調査項目が大別され、とくにⅡで大経営に固有の物的設備面に関する詳細な調査となっている。また、大経営に関連する項目としてその所有主体(個人/複数同業者/組合/団体/自治体/国家)の類別があり(これは調査者側からの規定による)、当該営業体が経営形態と経営関係から捕捉可能になる。Ⅰでの主たる質問は独立営業体(工場)の他に、業務区画外にある小経営体を傘下に置いている営業経営を把握することに向けられている。調査紙にあった問屋制に組み込まれた小営業経営者の数量を、調査票では支配する経営の側から独立/非独立別・居住地別・性別に捉えようとするわけである。人員関係の調査では業務所有者(性別)/管理・監督・会計職員(性別)/その他(年齢3区分と性別)の3職業地位別区分が取られ、雇用主/中間管理職員/被雇用者という階級・階層構成が浮び上がってくるようになっている。

機械と器具に関する調査は全4ページの調査票の3ページを占め、これは「A. 動力源と原動機」と「B. 作業機と器具」に分かれ、Aでは各種の動力源とそれと結びついた原動機械、また調査紙と同様にとくに蒸気機関と蒸気罐に関しての詳しい調査となっている。Bでは、調査紙の場合と異なり、12工業生産グループ別にそれぞれに特有な作業機・作業器具・装置の現存について該当する機種を

マークするようになってきている。これは近年の工業での機械化の著しい進展によってどのような結果が引き起されたか、これを地域別と業種別分類における機械設備の分布から窺うことはできないかというものである。このような目論見の下、営業調査としては物的設備面に大きく傾いた調査票となって現われてきている。この調査書式设计には当時の著名な技術的専門家の参加が得られた。

報告にある課題の④に関して、営業経営者が支払った年間貸金総額（含、現物給付の換金額）が任意項目として問われている。これまでの営業調査では経営の資本額や生産高、販売額や利潤量、また貸金額について触れることはなかった。そもそもの資料源である税務記録には営業経営の内面に深入りしたこのような項目についての記載がなかったからである。それらのひとつ貸金額に統計調査が踏み込んだ最初の事例である。とはいえ、労働（作業）時間や価格水準と対になって貸金総額が貸金統計としての意味をもってくるわけで、ここでは総額によって経営の生産高について間接的報知を得ようとする意図が隠されている。

課題の③に関しては、アンケート形式の特別の調査用紙が別途に添付されている。ここでは労働者のための制度の有無とその種類が4項目に渡り問われ、進歩的福祉制度のドイツ国内での伝播を知ることが目的とされている。

2. これまでの営業表を縛ってきた二分法、さらにそれにもとづいた3部門分割を克服するためには、産業全体を網羅した統一的分類図式＝営業経営分類が必須なものとなる。この営業分類には可能な限りの整合性が求められる。これは経済活動と製品の面からみて同種的な業種をまとめ配列することである。関税同盟統計拡充委員会の営業統計部門責任者エンゲルを初めとして多くの論者によって整合性をもった分類図式が不可欠とされてきた。旧営業表では職業分類と営業分類が混在していた。72年調査では個々人の就業とは離れ、営業経営それぞれの活動の特徴にもとづいたグループ分けの必要性が確認された。このためには、国際的レベルで検討の始まった工業分類や産業分類、工業製品カタログに関する研究が基礎に置かれる。結果として17グループ/77クラス/445細目を容れた「営業経営の体系的分類」が用意された。また、拡充委員会終了まぎわにはアルファベット順索引も作成され、集計・総括に際しての業種帰属がスムーズに運ばれるよう配慮されている。

この営業分類からは農林業などの粗生産部門や非営利的部門は排除されている。また、鉄道・郵便・電信経営といった公益分野も除かれている。さらに採鉱・製錬・製塩分野は鉱山監督業務からの資料によって営業統計とは別に定期的な統計報告書が出されている。いくつかの点で全般的産業分類には届いていない。こうした欠陥をもちながらも最初の営業分類が提示され、これによってともかくも手工業/工場/商業・その他としてきた営業表の偏狭な枠組みから抜け出す足場が築かれたとはいえよう。

営業調査で次に考えなくてはならないのは副経営の問題である。これに関しては、まず小経営に多い農業経営の併存を調査紙で問い、さらに調査紙と調査票の双方で主営業と併行して営まれている副営業が挙げられることになっている。副営業の大きな特徴はそれが主営業休暇中に営まれる暫時的または短期間の営業ということにあるが、それをも取り上げることは調査に混乱をもち込むものとみなされ、今回の調査範囲からは外されることになった。ただし、こうした主営業の休業中に営まれる副営業の大部分は家内工業に属するとして、調査紙と調査票のいずれにもこの家内工業の実態を把握する目的の下で質問項目が設定されている。これは先述の通りである。これによってたとえ一時的副営業であっても、それらは家内工業の質問枠で把握可能というのが拡充委員会の見解である。また、家内工業への質問の主目的はとりわけ織物業で広範にみられる問屋制システムを把握するところにある。営業表の枠組みではこうした農村家内工業に潜伏している零細小経営の実態が析出できなかった。この反省に立って、72年調査では調査紙において問屋商人に組み込まれた営業経営者を、調査票において傘下に組み入れた業務区域以外の営業経営者＝家内工業経営者を調べ出そうとしている。プロイセンやザクセンに多くみられる木綿や亜麻の織物業でのこうした農村家内工業を汲み上げることの重要性を主張してきたのが他ならぬエンゲルでもあった。⁶⁾

3. 関税同盟の資料獲得（＝調査）方法に抜本的改革を施そうというのが拡充委員会の趣旨であった。これはいち早く人口調査において世帯に対する個票を介したセンサス様式の調査として構想されている。すなわち、全世帯構成員の記名の下で世帯主による世帯票への「自己記入」＝自計方式が定められ、すでに71年12月の第1回人口調査では実際にその方式が採用されている。これを人口調査よりもより複雑な営業調査にも適用しようとするわけである。被調査者たる個々の営業経営者は自分の営業経営の内容に知悉し質問の意味を理解し、かれらから正確な回答を期待できるとするが委員会の判断である。とはいえ、既述のように原則は自計式とはしながらも一部他計式も許されていた。本

来の調査票の他に小経営用の調査紙が用意され、しかもこれはリスト＝表式化され、調査員の聴き取りによって記入欄が埋められることが許されていたからである。このため完全な自計式ということにはならないが、これは営業調査に応じることが被調査者にとって煩雑な仕事であることを配慮してのことである。従い、72年調査では調査票・調査紙・調査リスト、この三様の調査書式が用いられた。こうした様式が全数調査に適しているかどうかは問題のあるところで、また経営の大小を分ける客観的基準の確立は難しく、さらにリスト運用に関しても委員会内部には反対意見が最後まで残っていた。

営業調査を成功裡に完了するためには経営者層の理解と協力が不可欠である。調査内容には経営の機微に触れるところがあり、経営者をして調査に対して消極的にさせざるをえない要素となる。従い、事前の説明を徹底し、人口調査に倣って当該地に設立される調査委員会に営業経営者自身を取り込み、さらに営業関係者に調査員の仕事を分担してもらい、こうしたことが極力薦められている。上（＝行政官庁）からの強圧的調査ではなく、下（＝市民階級）からの自発性を最大限汲み上げようとするわけである。調査委員会に開明的で地域の事情に通じた当該地の営業経営者の多くの参加があれば、かれらの経験と専門知識を援用してスムーズな調査が実現されよう。これが拡充委員会の見込みである。

全数調査を全うするためには営業経営（者）の所在確認に漏れがあってはならない。このために入念な準備作業を経て事前リストが作成される。当該地の官庁の所有する営業申告記録・営業税台帳などのさまざまな記録・資料がそのために利用される。これはまた調査員がその業務遂行を自己点検するための管理リストとしても利用される。リスト作成と同じく、それぞれ200の営業経営を含んだ調査区の割振りが行なわれ、各調査区に調査員1名が張りつけられる。調査員には自発的に参加した市民（退役官吏や教師など）、また既述の営業関係者（営業体の職員や会計掛など）が多く採用されるべきとされた。これら事前リスト作成、また調査区や調査員に関する調整と問題解決はすべてそれぞれの市町村当局ないしは調査委員会に委ねられ、さらに回収されてきた個票の内容、重複調査や調査漏れのチェックもその任務とされている。とりわけ調査委員会のあり様とその活動に調査の成否がかかっているといっても過言ではない。

この営業統計はただ行政資料としてのみ利用されるのではなく、科学的研究や営業経営者自身の利益に繋がるとみなされている。そのためには調査結果の統一的様式にのっとった公開が規定の最終項目に定められている。

72年調査構想は企画から実査、集計・総括、公表に至る調査過程に一貫した方針をもっている。営業という枠で括られた経済部門、すなわち商工業と流通・サービス部門における生産力と生産関係へできる限り接近した信頼性ある資料獲得が目論まれている。とはいえ、営業は産業全体をカバーするものではないし、調査書式には資本主義的企業化が進む中での経営間の組織的関連、また経営内での資本－労働関係を表示する点での遅れをもっている。1870年代には統計調査をしてそのまま踏み込ませる条件がまだ成熟していなかったとも考えられる。

このように、当時のドイツ統計家の大きなエネルギーを費やし、帝国最初の営業調査として構想されたのが1872年調査であった。しかし、これは構想に終わり、予定されていた72年5月には実施不可能とされた。前年末の人口センサス結果の集計・整理に時間がかかり、それに勝るとも劣らないエネルギーを要する営業調査を実施するには力量不足であったからである。しかし、営業統計近代化へ向けての突破口は開かれた。今後、この構想をいかにして実現するか。ドイツ統計家の精進が続けられてゆく。

2. 1875年ドイツ帝国営業調査

1. 72年調査構想は凍結されたまま、営業調査実現への動きは出てこない。これが問題とされ、75年の第2回目の人口調査時にそれと併行させて営業調査が実施されることになる。中心になってこれを推進したエンゲルと帝国統計庁の尽力にもかかわらず、結果的にはセンサスとしては失敗したと評価されるのが75年調査である。この75年営業調査が企画・実施されたのは以下の事情による。

75年人口センサスに関する帝国統計庁と各国の統計中央部署責任者の会議が74年8月に行なわれる。その中で61年以降広域ドイツでの営業統計の欠落状態は遺憾であるとされ、早急に営業調査の実施を目指した審議を開始すべきとされる。そこでの問題は2つあり、ひとつは先の拡充委員会で取り決められた人口調査に関する規定において、人口調査と他の大規模調査の同時実施が禁止されていること、72年構想にある調査項目があまりにも詳細すぎ、実施に関して大きな困難に突き当たることが予想されたことである。まず連邦参議院によって上の禁止項目が破棄され、また営業調査の簡略

化を目的にした改定委員会の発足が認められる。

75年4月26日に開始された改定委員会であるが、いくつか出された修正素案の中からエンゲル案が検討素材に選ばれ、そこにある調査規定・営業体系・調査書式についての短期間での集中的な審議が行なわれる。

まず、農林業を含んだ営業全般ではなく、枠を狭めて、これまでのように商工業を軸にした調査とする。そこには所有形態の違いにかかわらず、園芸業から飲食・宿泊業に至る19グループ(94クラス/200細目)の中で、それら商工業での独立した営業経営が汲み上げられる。このグループ分けにはこれまでの経験と国際的標準化の動きが活かされる。

経営を大小区分せず、一律な調査書式を用意するというのがエンゲル案であったが、しかしこれは簡略化の趣旨にそぐわないとされ、小経営には簡易調査紙でもって臨むとする案が採用される。どの線で大小を分けるかが問題となるが、結局は補助人2人以下を小経営とし、3人以上をそれと比較して大経営とみなしている。

この調査は人口センサスと同時に進行されるために調査行程は人口調査の世帯リスト運用に上乗せさせた形で進行し、世帯リストの記入結果から営業経営者の所在を掴み、それが小経営の場合には世帯リスト裏面の営業調査項目で処理し、大経営の場合には別途に営業調査用紙を配布して独立の営業調査とする。

調査結果の総括面でも簡略化が計られ、エンゲルによって提示された3様の概括表(全体概括表・経営内容概括表・大経営での物的設備概括表)が採用されることになる。

こうして72年構想を大幅に簡略化した75年調査の構想がほぼエンゲル案通りに承認され、また連邦参議院に提出される報告作成も72年構想と同じくエンゲルに委ねられ、5月7日に審議を終えている。

調査書式については、既述したように、小経営では簡易化された調査紙で主営業/副営業区分の中で就業者構成と使用機械を調べるものとなっており、そこでは明らかに繊維業での零細・小規模営業を想定した調査項目に限定されている。他方の大経営の調査用紙では本来の営業調査として、経営での就業者構成、原動力と使用機械についての詳しい調査となっている。しかし、この動力源・原動機と機械・器具・装置に関する質問項目は72年構想に比べて大幅に縮減されている。これは、72年構想ではこの物的設備面へのモノグラフィー的調査ともいえる偏重があり、これには明らかなきすぎがあったとの反省から出てきている。この点では全般的営業調査としては望ましい形を取ることになったとはいえよう。

調査書式をみる限りでは、簡略化という目的は果されている。とはいえ、簡略化のあまり、問うべき質問までも削除されていないかという疑問が残る。それは、72年構想で問題とされた繊維業での問屋制家内工業の存在を映し出す項目が欠落したことである。また、賃金や福祉関係への調査が落とされてもいる。簡略化という下でのこうした省略に対する疑義が参加委員の中から出されている。

2. 75年調査の最大の問題はそれが人口調査と同時併行で実施される点にある。これは人口調査のルートに乗ることで、営業調査用紙のスムーズな運用、また調査労力の軽減という面では利点をもつ。しかし、これにはまた極めて微妙な問題が絡んでくる。それは人口調査リストから営業経営者を悉皆的に割り出せるかという問題である。本来の営業調査では営業区画が調査単位となるが、世帯が調査単位となる人口調査では世帯主以外に営業経営に携わる層がいたとしても、それが的確に営業調査の被調査者として捕捉されるかどうかという問題である。その保証はなく、少なからず調査漏れが生ずると考えられる。また、営業区画が調査単位とされないことによって、重複調査や営業体の国家帰属などでいくつかの困難を抱えることになる。さらに、12月は人口調査には適時とはいえ、営業活動が不活発であり、営業調査にとってはふさわしい時期とはいえない。

こうした難点をいくつか抱えながらも、あえてそれに眼をつぶり、なんとか最初の営業センサスとしてその実現に漕ぎ着けたい、これが改定委員会の本音であったろう。確かに、簡略化された75年調査はその実行に関していえば、さほどの困難はみえてこない。しかし、その後の6月になって営業調査としての成否を左右するような変更が加えられる。改定委員会の審議結果を受け取った連邦参議院の経済専門委員会は、一方的に営業の大小区分の基準を就業者規模2人以下/3人以上から5人以下/6人以上に変更している。人口調査との兼ね合いで営業調査の比重低下を計り、全体として労力軽減を考えてのことである。しかし、この変更によって、圧倒的多数の営業経営が小経営に廻され、簡易化された調査項目による調査の対象となった。明らかに織物業での零細手工業を想定したそのあまりにも短絡な調査項目によっては、その他の営業での生産活動の把握は不可能となる。このこ

とによって営業実態を全体的に映し出すことはできなくなるといった事態が出来る。後に、75年調査は営業センサスとしては失敗例に属すると評価される最大の原因がここにある。

エンゲルにとってはこれはまったく納得できない処置であった。後に、これを厳しく批判した言明を残している。しかし、連邦参議院の決定に従わざるをえない。だが、プロイセン統計局の独自作業として、人口調査の職業・生業・生計に関する質問を拡充する、営業調査用紙に別途に補助人5人以下の製造工場用調査紙を挟み工場生産の実情把握を試みる、さらに家内工場の実態を捉えるために全国の商業会議所にアンケート用紙を配布する、補充のためのこうした作業を行なっている。プロイセン王国では可能な限り75年調査の補完を行なったわけであるが、しかしこれは全ドイツにまたがった営業センサスとは別の措置である。

従い、75年営業調査は実施されはしたが、それがドイツで最初の独立営業センサスとして認知されることはない。ドイツ社会統計史においても、やはり次回の82年調査から営業センサスが始発したと語られることが多い。75年調査のこの苦い経験から出てきた教訓は、人口調査とリンクさせて営業調査を行なえば必ず前者が優先され、このために本来の営業調査としては萎縮したものに終わらざるをえないということである。営業調査は人口調査とは独立の調査として、営業区画を調査単位に取りその営業経営者を被調査者に、営業組織の経営関係・就業者構成・物的設備に関する十全な設問を盛った調査書式をもとに、しかも営業活動が活性化する夏に実施されなければならない。このことを改めて認識させることになったのが75年営業調査であった。

IV. ドイツ帝国営業調査の成立

—1882年職業=営業調査—

1. 成立経過

人口の職業関係に関する調査は営業統計だけに任されるわけではない。人口調査において個々人の職種と職業地位を申告させる方式がすでにヨーロッパ諸国の人口センサス、またドイツ全体においても1867年調査で採用されている。関税同盟統計拡充委員会の審議でも人口調査用紙に「職業、あるいは生業分野」という項目を設けて人口の職業構成を把握することが決められ、71年の第1回センサスでそれが実施されている。だが、これが標識設定の不十分さと分類の平板さ、結果編纂に対する統一的基準の欠如などの理由で信頼に耐えうる統計を保証しえないと判断され、結果の利用が差し控えられることになった。1875年の第2回および80年の第3回人口センサスでも同様な方式が取られたが、諸般の事情からその整理・加工は見送られ全ドイツにまたがる職業統計は作成されないままに終わる。

他方の営業統計の方にはどのような進展がみられたか。上述のように、75年に営業調査がセンサスとして実施された。しかし、結果的には実りある成果を示すことはできなかった。その後80年代に入るまで、営業に関する統計は作成されないままに経過する。だが、国民生活において家計とは別の経済基盤である就業活動ならびに営業活動そのものに関する統計への志向は根強く残る。加えて、社会政策的立案や施策のための基礎資料にそれらを欠かすことはできない。時の皇帝ヴィルヘルムⅠ世の意を受けた形で、まずは1881年末に、翌82年に職業統計調査を独自に実施することが議会で承認され、そのための立法措置が取られ予算措置と法的整備も済まされる。議会での審議結果を受けて調査枠が拡大され、この職業統計だけを実施するに留まらず、農業経営と商工業経営を含んだ営業統計をも同時に行なうことになった。従い、「全般的」職業調査という下、①職業調査、②農業経営調査と③狭義の営業調査、この3本立ての調査となり、農業も商工業も共に営業であるところから、1882年調査は職業調査と営業調査を併せて6月5日に実施されることになった。ここでは職業と営業が初めて分離され、また農業経営が全ドイツレベルで初めて行政調査網にかけられることになり、この点に画期的な意味をもつことになる。

議会での規定採択、帝国統計庁による調査書式や管理リストの作成、ドイツ官庁統計代表者会議の開催と実施要綱の採択、これらを通じて入念な準備と市民層の理解と協力へのアピールがなされる。これらは先の1872年調査構想にあった調査様式をほぼ踏襲し、いくつかの点でさらに細かな詰めを施したものである。とくに縦の行政機構、すなわち帝国統計庁—各国政府—地方官庁（県庁と郡庁）—市町村のラインを通じて調査要綱の周知徹底が計られ、市町村当局に調査委員会設立や調査区編成、また有能な調査員確保などの具体的作業が一任された。調査は市町村様式で行なわれることが規定に

明記され、県庁や郡庁よりも地域により密着した行政機関である市町村当局に実査の実質的責任が負わされている。帝国形成後の地方行政機構の整備、また中央権力の地方への浸透を受けて末端行政機関が調査に組み入れられ、市町村当局（ないしは調査委員会）に対する中央からの「指示」も用意されその任務が細かに定められている。また当該地区の総括表である市町村表の作成・提示も義務づけられている。センサス様式の調査はこうした末端行政機構の効率的な利用なしには成功はおぼつかないわけで、これが調査完遂のための条件となる。調査員には「調査員指示」を、他方の被調査者には「記入手引」を配布し、具体例を多数例示しながら統一した様式での正確な調査が指示され、とくに営業での調査漏れや重複調査の回避に注意が払われるべきとされている。さらに、手引では被調査者に対する協力依頼と同時に虚偽申告や申告拒否に対して罰金刑（30 マルク以下）をもって臨むことが明記され、調査側の強い姿勢を印象づけてもいる。⁷⁾

2. 職業調査

1. 上述のように 82 年調査は 3 本立ての調査とされ、2 様の調査用紙が準備された。その第 1 は 4 ページからなる個人職業調査と農業経営調査用の書式、第 2 は商工業を対象にした表裏 1 枚の営業調査用紙である。

職業調査は全世帯に対して個人調査用紙（別に世帯リストとよばれる）を配布し、14 歳以上の世帯構成員すべてを明記させ、その内の就業者についてその職種と職業上の地位を申告させ、また家内奉公人や非就労の家族身内も世帯主や扶養者の職業との関連で取り上げている。さらに無職者、職業準備・修養中の者、諸施設収容者の場合にもそれが別途に計上されることによって、全人口の職業・社会構成を把握可能にさせる統計となっている。調査用紙では全 20 項目の質問がセットされ、まず人口調査と同様に姓名、年齢や性、世帯主との続柄・家族関係、宗教といった個々人の基本的属性が取り上げられ、続いて職業調査固有の質問として 9 項目が設けられている。そこでは世帯主と世帯内職業従事者それぞれに対して、その主職業の正確な名称とその従業上の地位が問われ、さらに独立営業経営者か否かが就業者関係と営業設備面の双方から聞き出され、経営者として該当する場合には別途に営業調査用紙へ向かうとされている（これらと同様の質問が個々人が副職業就業者の場合にも設定されている）。加えて、以前の職業という項目で、①高齢・傷害・疾病のために就労不能となった者の場合にはその以前の職業、②寡婦の場合には夫の以前の職業／当人の以前の職業が問われている。家族構成員の内の不在者に関する同様の質問項目も載せられている。また、非就労の 13 歳以下児童はただ性別の総数が記載されることになっている。さらに、調査時の 6 月 4 日夜から 5 日にかけて一時滞在者がいる場合には、その住所・地名・国名を問い質している。このように、この調査票は個人の職業帰属性という切り口からする総人口リストともいえるべきものであり、人口センサスとは別にこのような網羅的調査＝職業センサスを行なおうというのである。

上の質問項目の中軸をなすものは、やはり就業者の職種と地位である。職種帰属のためには 75 年調査時に用意された分類コードが利用されている。これは農業に始まり、採鉱・製錬・製塩業、製造業を経て非営利的部門に至る 5 部門分割をベースに、それぞれの部門に営業グループ分け（総計 23）と職種分類（総計 145）を加味した詳細な分類図式である。国民経済全体を網羅すべく産業分類を基礎におき、そこにこれまでの営業分類をはめ込み、個々人の経済活動をその産業部門ならびに営業グループのどれかに帰属させ、その中に列挙されている職種名で割振ることが可能な仕組みになっている。核は営業分類にある。既成の営業図式に農業と採鉱・製錬・製塩業、ならびに非営利部門を加えてそれを産業分類に拡大させ、営業内での特徴的作業を職業分野として列挙している。とはいえ、ここで職業分野というのは個々人の経済的属性としての職種そのものではなく、それを包摂した営業種である。従い、職業区分といいながら本来の職業分類ではなく、職種の属する営業（産業）分類に留まっている⁸⁾（ただし、部分的には左官や大工といった職種そのものが挙げられているところもある）。営業と職業が未分化、職業自立・分化の未成熟な段階の痕跡を残しているといわざるをえない。とまれ、国民経済全体にまたがる職業分野分類が用意された。

地位分類では職業ないし就業で本人が自立しているか否かが分類の基準であり、自立層が a) 業主（土地所有者・企業家・親方・指導的な管理者と監督者・家内営業経営者など）、非自立層が b) 中間職員（管理職員・監督職員・支配人・会計掛・書記など）、ならびに c) 広義の労働者層（農業での下男と下女・鉱山労働者・工場労働者・職人と徒弟・家内労働者・奉公人・店員など）とされ、結局 3 階級区分が取られている。これは人口センサスを初めとして当時の行政統計で採用されている、

土地や工場の所有者・経営者・業務主導者／中間管理職員・専門職員／被雇用者・労働者への人口の3地位分類であり、職業調査ではそれにより細かな規定が加えられている。これまでの営業表の地位分類には多分に不明瞭さが含まれており、これは税務記録には階級や階層区分を明示する標識がなかったからである。しかし、貴族／市民／農民といった旧来の身分制度が崩壊し、土地と資本の所有関係を軸にした新たな階級・階層構造が出現しつつあるいま、職業上の地位にもとづく人口区分の必要性が認められたということである。72年調査の構想以来、こうした3地位分類が採用されることになるが、そこには当時の社会的階級構造が基本枠の中で反映されているとみなしえよう。

さらに、農業分野と家内工業分野では上の原則的分類をより複雑にした分類コードが用意されている。すなわち、農業では独立の農業経営者の中にあつてさらに賃労働者を雇っている層を特別に計上し、また農業労働者層を家族身内／下男・下女／日雇労働者に細分している。家内工業では繊維業（とくに織物業）に多くみられる問屋制下にある業主層を析出するべく、他人勘定のために自宅で就業している営業経営者というカテゴリーがつけ加えられている。

2. この職種別分類と地位別分類は調査用紙の性や年齢などの基礎的標識とクロスさせられて各種の総括表に活かされることになる。そうした統計表の中で、とくに注目すべきことはこの職業統計によつてのみ獲得可能なユニークな資料が出てくることである。それは他ならぬ個々人の職業帰属性と職種・地位分類を組み合わせると全人口の階級・階層構成を描き出す表、いわばドイツ国民の階級構成表ともいふべきものである。これが帝国統計庁によつて「職業区分と職業地位」という題目で『ドイツ帝国統計年鑑』（第6巻、1885年）に公表されている。この表の表頭には、①就業者、②家内奉公人、③世帯身内の職業帰属性区分、表側には国民経済6部門分割（AⅠ. 農業・畜産業、AⅡ. 林業、B. 工業、C. 商業・運輸業、D. 賃労働と家内奉公、EⅠ. 軍務、EⅡ. 公務・教会勤務、FⅠ. 無職者・無申告者、FⅡ. 職業準備・修業中の者と施設収容者）が設定され、その各部門に上の職業地位区分コードが挿入されている。そして、当時の4,522万人強の国民それぞれがこうしたクロス表のどこかの樹目に配列される図式となっている。ただし、既述したように、ここで職業区分とされているものが実は営業（＝産業）区分であり、職業は産業区分の中に埋没してはいる。ともあれ、この図式によつて職業との関連の有無、有の場合の直接間接のかかわりの中で国民全体の悉皆把握が可能となる。社会成層の縦断面を描出したかかる統計表の作成はドイツで最初であり、その歴史的意義は大きい。かのリューメリンもこの統計表が就業面からドイツの全社会構成を表示するものとして、その意義を高く評価した論評を残している。このことには統計が社会構成体の基底に届いたこと、他面で国家当局による国民階級・階層の構造把握が成功したこと、この二重の意味がある。

質問項目や調査方式で人口調査と多くの類似性をもつこうした統計を職業センサスとして別に作成する意義はどこにあるのか。全人口を職業帰属性の面から把握するのが職業統計である。それは就業者の直接的帰属性のみならず、家族身内や被扶養者といった層の間接的帰属性、また当該人や寡婦の場合の亡夫の以前の職業といった過去の帰属性、失業者の無帰属性にまで広がる。さらに就業者の主職業／副職業種、その就業形態・地位にまで質問が及ぶ。人口調査では果しえない職業面に関するこうした調査項目の拡充がある。また、職業面から人口総体の特徴を捉えるためには調査時期が問題となる。人口センサスでは住民の自宅滞在度の最も高い12月が選ばれ、ここで的人口は「居住人口」という性格をもつ。これに反し、職業と営業の統計では一國経済活動の最も高揚する夏季が調査時期として適合する。6月が選ばれる理由である。ところで、季節労働にみられるようにこの時期には就労のため居住地を離れて作業地で生活する人口が増加する。従い、人口センサスでいう人口とこの職業や営業統計での人口とは概念的に異なり、後者は居住人口とは別種の「職業人口」ともいふべき性格を有する。

さらに、双方ともセンサスであるからその人口総数は原理的には一致するはずである。しかし、実際には居住人口に較べ職業人口の過小傾向が明瞭である。人口流動性の高い時期に行なわれる職業調査には、悉皆把握という点でより多くの困難が待ち受けているためである。従い、計上された人口数の精度では人口センサスには及びえないのが職業センサスである。しかし、その弱点を認めた上でなお、経済活動に従事する全人口の構造把握を可能にするというところに、他にはない職業センサス固有の長所がみい出されるとしている。

3. 営業調査

1. 82年調査の大きな意義のひとつにドイツで初めて農業経営に関する全土にまたがる直接調査

が実施されたことがある。これは規模を問わずすべての農業経営者を対象にした農業センサスといえるものである。職業調査用紙にある主たる職業、もしくは副職業を申告する欄に農業と記入した者が別途に「農業経営調査」用紙（これは職業調査票の最後の4ページ下半分を使ってある）に向かうことになっている。農業も商工業と並んだ営業のひとつであるから、先に述べたように82年調査には個々人の職業調査と農業経営と狭義の営業経営を対象にした営業調査が含まれることになる。「1882年ドイツ帝国職業=営業調査」とよばれる所以である。

では、農業経営調査では何が調べられるのか。まず農業経営であるが、質問には「世帯によって直接に農業が営まれているか」とあり、世帯全体、あるいは世帯構成員のいずれかによって農地が利用されている場合が農業経営に該当する。その際、耕作されている土地の広さにかかわらず、また耕作者の身分も土地所有者や賃借経営者、管理者や指導的役員とさまざまなものがあるが、それらに関係なく、農地利用者すべてが農業経営にかかわるとみなされている。従い、例えば賃金の一部として経営者や雇用主から土地を貸与され、それを耕作している労働者や奉公人がいれば、その者も農地利用者として申告義務を課せられる。かれらに対する調査項目は下にあるように大きく分けて3つある。土地利用、家畜、利用農機具である。土地利用では農耕用総面積とその内の借地面積・土地利用内訳（田畑や果樹園などの耕作地と牧場・牧草地／森林・伐木場／家屋敷などのその他）・牧草地共同利用参加の有無、家畜では馬から山羊までの6種につきそれぞれの所有数量とその中の馬・牛の耕作使用数、農機具では蒸気犁から蒸気罐に至る8種の利用状況、これらにつき回答が求められている。

農業経営調査としては調査項目を土地・家畜・機械に絞ったごくごく簡単な調査である。そこには農業経営における人的経済的關係（就業・雇用関係や副業実態、播種量や収穫量、等々）への立ち入った調査項目は欠けている。従い、最も要素的な項目の調査に留まっているといわざるをえない。内容面でのこの平板さを措くとして、82年農業経営調査の意義は求めれば、それはこれまでみられた局所の実態調査や一部アンケート調査、さらにはいくつかの領邦国家やその行政区内部で実施されてきた農業調査を越えて、ドイツ全土にまたがったセンサス形式の調査が実現したというところにある。19世紀に入って、農業経営に関する全般的調査の必要性が関税同盟を初めとしてさまざまな場面で再三に渡りさげばれてきた。既述の関税同盟統計拡充委員会においても土地利用・収穫・家畜に関する農業統計の作成は最も差迫った要請とみなされていた。しかし、土地所有者が強権をもって支配している農場経営を含んで、一切の農地利用に公的権力にもとづく調査が進出することには大きな壁が立ちだかっていた。そうした現状を前にして、上の拡充委員会の農業統計調査も直接調査ではなく、行政当局と農業関係者の協働による表式調査としてしか構想されざるをえなかった。こうした制約を突破して、農業経営を直接全数調査の網にかけることのできた歴史的意義を確認すべきである。

2. 営業調査のもう一方は狭義の営業、すなわち商工業とその他営業に対する調査である。これはこれまで営業表の枠内で捉えられてきた粗生産以降の物的財貨の製造・加工・精製、販売・仲介、運輸、そしてサービス分野にある営業経営を核にして、さらにこれまで取り上げられてこなかったいくつかの分野や新たに出てきた業種を包摂したものである。

職業調査用紙にある職業上の地位への質問欄に業主、および他人勘定のための自宅就業者と記入したすべての者が営業経営者とされる。ただし、協働者や機械的営業手段をもたない、いわゆる「単独経営」は職業調査のみの対象となり今回の営業調査からは外されている。従い、ここでは①共同経営者、あるいは被雇用者・労働者を抱えている、②基礎的動力源と結びついた連動機・伝動なしの蒸気罐・移動蒸気機関・蒸気船を所有している、これらの最低ひとつが営業経営者の条件となる。この層は職業調査用紙とは別に添えられている表裏1枚の「営業調査紙」に申告しなくてはならない。この営業経営者にはその地位区分からみて所有者・賃借経営者・親方・企業家・業務指導者などがあるとされ、また経営形態でも独立作業場・家内工業・取引先作業であれ、さらに家族身分、主/副業、単一/複数営業、農業経営や別種就業の有無、設備所有の法的形態、こうした区分にかかわらずすべての営業単位が調査の対象に挙げられている。

営業分類では、上述のように若干の変更が加えられている。これまでの営業分類では排除されてきた採鉱・製錬・製塩業や漁業などの分野、新たに輩出してきた業種（例、作業斡旋業・葬儀業）が追加され、営業枠が広められている。非営利部門や公務分野が除かれているのはこれまで通りである。そこには関税同盟統計拡充委員会で構想され、さらに75年調査でエンゲルによって作成された営業分類図式を下敷きにして、平たくいえば第2・3次産業部門にある営業経営を包括的に捉えようとする意図がみえる。

この調査紙には12項目の質問が設定されている。これは72年調査構想の営業調査票にあった「Ⅰ．経営形態と人員関係」の質問項目を基本的に踏襲したものであるが、反面で「Ⅱ．機械と器具」にあった物的設備面に関する質問を大幅に縮小し、その結果、調査票から調査紙へと縮小されることになった。この内、営業経営者の地位分類では、職業区分の業主層にある所有者・賃借経営者・他業務指導者（管理者・監督者、等々）の区分が設けられ、さらに独立してはいるが他人の業務（勘定）のために自宅で就業している層を別に取り出そうとしている。ここで他人というのは企業家・工場主・問屋・商店のことであり、それに従属している家内営業経営者あるいは家内労働者層の析出を試みるわけである。これは他の質問とも関係し、そこでは逆に家内就業者を働かせている側への質問として、支配下にある家内経営就業者数を答えさせ、両面から家内営業の実態を捉えようとしている。また、就業者の地位分類では職業調査と同様に a. 業主層/b. 専門的職員/c. 被雇用者の3区分が取られている。調査紙には具体例として、a には実質的所有者・共同所有者・賃借経営者・業務指導者、b には学問的・技術的、および商業上の修養を積んだ管理・監督・事務職員、c では他の補助人・職人・徒弟・労働者が挙げられている。先にみた就業者の3階級分類と同じである。

また、営業経営が点的存在として捉えられているのも72年構想と同じであり、同一経営者の下での複数異種営業、同種営業の別々の場所での本店・支店別（さらには本社・支社・支所別）営業、このいずれにおいてもそれぞれの営業場所で1枚の調査紙への記入が課せられている。さらに加えて、同一区画内で複数の関連業務が併行して営まれている場合（例えば、ある布工場で紡績場・織物場・染色場・光沢仕上施設、これらが併行して営まれているような）、それぞれの業務は1経営とみなされ4枚の営業調査紙が記入されるとある。

ただ、質問の最後で営業経営の組織関連が問われ、全体（＝統一）営業下にある個別経営かどうか質問されている。これは72年構想にはなかった設問である。これはこれまでの営業調査の調査方式＝分解方式から出てきた欠陥を補完すると同時に、経済過程に現出しつつある多様化や複合化といった傾向を前にしてそれを全体経営の所在を掴むという角度から設定された質問ではあったろう。しかし、19世紀末からの高度資本主義段階を前にして、より複雑な経営構造をもった企業形態が現出する中でこのような全体経営と部分経営の関係に関する質問だけでことが足りるのか。この問題の克服には多角的複合経営や経営系列化を捕捉するための調査項目を盛り込んだ経営調査としての方向を追求することが必要である。要は手工業生産ではなく資本主義的経営を眼前に据え、営業調査紙にあった最後の質問をより充実させてゆくことである。

既述のように、72年構想の営業調査には4ページの大掛りな調査票が用意されていた。今回はこれが表裏1枚の調査紙に収縮している。上述のように、それは営業の物的設備面への設問が大幅に縮小されたことによる。72年構想では調査票の「Ⅱ．機械と器具」枠で、動力源と原動機が問われ、かつ12営業グループごとにそれぞれに特徴的な機械・器具・装置が詳細に列挙され、当該営業での利用種にマークする方式が採用されていた。これが被調査者にとって過度の負担となり、また整理・集計に際しても大きな困難を引き起すことは容易に予想され、全般的統計調査としては明らかにゆきすぎであった。他方で、国際的レベルで産業統計や工業統計の統一化を目指した動きが出てくる。そうした中で簡略化とそれを通じた国際間での比較可能性の確保が必要になってゆく。特殊統計や個別調査報告とは別の目的をもつのが全般的営業統計であり、物的設備面に関してあまりにも詳細な72年調査方式はその趣旨にそぐわないとされた。また、82年調査の主眼が社会階級における労働者階級の実態を掴むところにあり、それに較べ営業における物的構成面への関心は薄められている。その結果が設問の簡略化であり、そこでは「基礎動力源（風力・水力・蒸気・ガス・熱気）を利用した常設連動機・動力伝動なしの蒸気罐（化学目的・精溜目的のため、等々）・移動蒸気機関・蒸気船の使用があるか否か」が質問されるだけであり、是の場合にはその利用種にマークすることになっている。この点では統計調査としては無難な方向を選択したといえるが、営業経営をその人的構成（＝生産関係の側面）と物的設備（＝生産力側面）から把握するところに営業統計の核心があるとすれば、果してその質問だけで物的側面の特徴づけが済むのかは問題の残るところであり、生産力を支える設備や機械・装置の配置を統計調査の枠にどのように取り込んでゆくか。また営業経営にとってこうした物的手段配置はいはば業務秘密に属する事項であり多くの不正確な回答が予想されるが、この壁をどう破ってゆくか。こうしたことが営業統計にとっての残された難問となってゆく。

3. 82年調査は職業と営業を区分した調査である。営業と職業が未分化の状態を反映して、その両者を混在させてきたのが営業表段階の営業統計であった。営業は複数の職業を含んだ経営体、職業は個々人の経済的属性であり、両者はまったく別概念である。82年調査に至って、職業調査では世

帯リストによって世帯構成員一人ひとりの職業帰属性とその帰属内容が問われた。また、営業調査では農業を含んだ営業経営に対して、その経営者ごとに調査用紙が準備され、経営体の人的物的構成が質問されることになった。従い、ここで職業と経営とが分離され、職業統計と営業統計は調査対象を異にする統計という分別がなされた。⁹⁾

職業調査は以前の営業表では手工業者表に現われていた。しかし、これが主として都市手工業者層を対象にした範囲の狭く、表示も親方制度下の就業関係に偏った統計作成に終わっていた。産業や営業部門を問わず、すべての国民に関して職業への帰属の有無、有の場合の直接間接帰属性、直接的帰属の場合にはその内容（職種と地位）を調査する職業センサスが実現した。人口センサスでの職業調査に較べより充実した報知内容が保証されることになった。

営業調査においては、営業税の課税単位と査定標識が統計表の中身を構成していた帝国形成以前の営業表が克服されることになった。税行政からの記録資料と別れ、営業経営それ自体の悉皆把握を目指すところに近代的営業統計が出てくる。それを積極的に推進したのが関税同盟統計拡充委員会であった。プロイセンの力に押され、いびつな営業表を作成せざるをえなかった段階が乗り越えられた。経営の大小別に異なった書式を用意することなく、単独経営を除いてすべての営業経営に対して同一調査紙で臨むとされ、これによって72年構想や75年調査においてさえ残されていた恣意的な大小区分が避けられ、統一的営業調査として実施されることになった。¹⁰⁾このような近代的レベルでの営業統計を構想するまでに半世紀以上の経験が必要であり、実現までにはさらに10年を要した。

人口センサスを越えてこのような国民経済の底部に届く調査をセンサスとして構想した例は他国にはなく、それを実現しえたことにドイツ社会統計の成熟をみるができる。統計後進国ドイツがその遅れを取り戻し、ヨーロッパで最も抜きん出た統計作成体制を作り出したことの証しとすることが可能である。

4. では、この82年調査によって、とくにセンサス形式の経済調査にまわりつく難点すべてが克服され、実際にもこのような調査がスムーズに実施されたのか。もちろん、否である。やはり調査漏れ問題があり、国民各層の調査に対する理解や自発的な市民参加も必ずしも十全ではなかったとの報告がある。センサスで、しかも個人や営業体の経済関係に迫ろうとする深刻な調査である以上、これは避けることのできない問題でもある。

この82年、さらに95年と1907年の3回の職業=営業調査（ただし、1907年調査は職業=経営調査と改称）を経験した後の1909年、プロイセン王国統計局による都市と地方当局（県庁）へのアンケートの形で直前の1907年調査の総括が行なわれている。¹¹⁾直接には1907年調査を対象にしたものであるが、それ以前の調査を含めて職業=営業調査に共通する難点が浮き彫りにされている。それによれば、調査漏れと重複調査の減少という前進面はあるが、他方でまず調査側内部で運用上のさまざまな齟齬があり、また現場における調査委員会設立が大都市や比較的大きな自治体を除いて少数に留まり、多くで既存の行政官庁（市町村当局）によって調査が主導されている。調査員への市民の自発的参加も少なく、期待された教員と公務員の調査員受諾は予想外に少なかった。自計方式もベルリン市などではほぼ完全に近い形で実施されたが、小手工業者や農民層、また労働者階級には調査への不理解と記入負担、課税不安などから不完全回答や調査拒否が多発し、調査員が記入と補完を引き受けざるをえなかった所もあった。また、リトアニア人やポーランド系の住民には調査への拒否的態度が顕著であった。加えて、上層市民や商人階層にも調査に対して意外に冷ややかな態度がみられ、¹²⁾総じて国民全体にとっては質問範囲が広く、項目も多すぎ、内容理解にも困難を伴うというものであった。さらには、調査拒否に対する罰則適用事例や調査妨害のあったことも報告されている。1907年調査時でさえ実情はこのようなものであったとすれば、国民の理解と協力がなお不足していたであろう82年段階での困難の大きさは推して知るべしである。既述したように、その一端は調査終了後に示された各国統計中央部署責任者による総括の中にも表われていた。近代的職業=営業調査の調査側からする方法論的枠組みと作業組織体制はでき上がった。しかし、被調査者側の国民と営業経営者をそこに引き入れる上での障碍は決して小さいとはいえなかった。

5. 82年調査の調査方式そのものに戻ると、そこに隠された理論的難点も指摘される。まず第1に、職業と営業は調査としては分離されたが、実際には職業調査に営業の要素が混入している点である。職業調査の職種欄への回答は多くが営業種のそれであり、職業上の地位で初めて職種が判明するという結果になる。それは、例えば職種としては織物業、地位で擦糸女工、織工や染色工といった回答が出てくることである。こうしたことは手工業段階にはなく、同一営業内にいくつもの職種を内包した工場制織物業で全般的に現われてくる現象である。とくに労働者階級は手工業者のような長

い修養期間をもたないことから職業意識が希薄であり、ために職種欄には自分の属する製造分野、すなわち営業種を記入することが指摘されている。営業がそのまま職業になり、その身分が地位を表わす手工業生産段階にはない問題である。手工業では、例えば靴屋という営業経営者は製靴業が職種で手工業親方がその地位であった。営業と職業が一体化しており、営業分類と職業区分の乖離という問題は顕在化していない。職業分類を前面に押し出すのではなく、まず営業分類を設定しその中に職種分類を取り入れるのが72年構想来の方式であった。手工業生産がまだ意義をもっていた82年時の調査では職業区分の基礎に営業分類を置くことから出てくる破綻はまだ先送りされている。だが、営業の主軸が手工業生産から工場制へ移行するにつれ、このことは被調査者の職種回答に大きな混乱と不正確さをもたらす原因となる。例えば、錠前師が機械製造工場内で就業している場合には、職種で機械製作、地位で錠前職人と、また鉄工場で働いていれば、職種では製錬経営、地位で工場内手工業者と回答することもあり、他方で自前で営業している錠前師は職種で錠前職、地位で親方と答えるであろう。錠前師という同一職業でありながら、営業統計ではそれが異なった複数職種に分類される。こうしたことは分類図式問題として後に少なからざる論者によって取り上げられ批判されることになる。¹³⁾ 営業と職業の分離のさらに進むそれ以降の時期の調査では、営業分類とは別の職業分類を作成することの必要が明らかになってゆく。

第2に、営業経営が経済的単位としてではなく、依然として技術的単位で計上されていることがある。既述したように、経営全体の複合・系列関係への質問は乏しく、加えて組織として経済的にまとまった企業体はそこに含まれている生産技術的単位に分解され、それぞれが独立の営業経営とみなされている。後の1895年や1907年の営業調査でも、ひとつの独立した経営部門に統合されている技術的生産プロセスの各段階が調査単位とされ、技術的観点からする対象規定がより明確になっている。¹⁴⁾ これは経済的単位として実際に存在する経営統合体(=企業)を統計の上で部分経営に分解することであり、この分解には経営者や業務指導者の恣意的判断が入り込み、また分解度が大きいほど経営数も増加するという問題を残すことになる。そこでは営業経営が点的存在(=生産技術単位)として捉えられ、その場所的拡がりの捕捉が主眼に置かれ、経営の有機的関連や立体的構造に迫る調査とはなっていない。独立手工業者層を点的存在として概括するところに始まったのが営業統計であるが、その面では歴史的端緒の尾を引きずったままというべきか。上でみた1882年営業調査票の最後の設問12において、わずかに全体経営と個別経営の関係が問われているが、これも関係の内実に切り込むものとはなっていない。このような分解方式では現実に進む経営の多様化や集中化を捉えることができず、経済構造の実態に迫ることができないということである。¹⁵⁾ すでに企業系列化の進行や独占の形成がみえるのが19世紀70年代以降のドイツ工業である。しかし、それらの事態に対する営業統計の反応はない。

統計は現実描写を目指して作成される最も包括的具体的資料ではある。しかし、統計調査には現実の進行を時を措かずそのまま映し出すほどの力量はなく、結果的には事態を後追する形でしか作成されえない。なるほど82年調査はこれまでの営業表レベルを凌駕したかつてない包括性と具体性をもったものではあるが、すでに経済構造の基軸をなしている資本主義的工場経営、さらにその高度化を具体的に特徴づける調査にまでは進みえず、手工業生産が主軸であった段階の統計からの影を少なからず引きずっている。これはその後の1895年と1907年の調査をも制約する。

営業表段階を克服し、近代的枠組みで構想された営業統計を実現しえた82年職業=営業調査から、統計形成史上で有するその経済統計として大きな意義、ならびにそれを十全に展開させえなかった現実的ならびに理論的制約、この双方を看取することが可能である。

おわりに

19世紀初期のヨーロッパを見渡して、統計作成体制面におけるドイツの後進性は明白であり、当時、近代的レベルに達した社会経済統計といえるものはなかったといつてよい。社会諸事例や諸過程に関するさまざまな数量が業務報告に盛り込まれ、それらが整理されて統計表の形にまとめられはしたものの、これはあくまで一般行財政からの副産物であり、統計作成そのものを目的にした計画的作業からの結果ではなかった。従い、そこには近代的レベルでの統計を特徴づける組織性・継続性、また体系性・公開性といった要素を備えた社会統計といえるものは不在であった。

そうしたものが多少なりとも一定の形式を整えて国家統計表として再編成されるのは、統計局という独自機関の設立と活動を待たねばならない。その典型例をプロイセン統計局の設立とプロイセン国

家統計表の作成にみて取ることが可能である。とはいえ、その資料調達はいくまでも旧態依然のままであり、プロイセン国家行財政運営の下でベルリンに収集されてきた地方官庁からの業務報告・記録がその資料源泉となっており、統計を目的にした直接調査からの結果ではない。従い、内容面や体系的の不備な数量の束を処理する中で統計局の業務が開始する。ホフマンの統計表に始まる一連の国家統計表はそうした膨大な数量を特定形式の中で配列し、可能な限り一貫性と体系的をもたせようとした努力の表われである。しかも、これら統計表の下敷きとなった図式は国力と国民福祉の程度を測る項目、すなわち国民の経済生活に直接関連する項目を連結表示させたものである。これは当時、同じ言葉で語られてはいたが、国家基本制度の要約記述という国状論的伝統にあった統計表とは異質なものであり、統計表作成の大きな転換を意味するものであった。18世紀末の国家行財政の危機的状況と19世紀に入ってからの国家体制そのものの動揺は、国状記述を越えて社会経済の構造描写を主題にした統計表を必要とする。これに応えようとしたのが国土記述を目標にしたプロイセン国家統計表である。しかし、課題の転換は作成様式の抜本的变化をもたらすことはなかった。

同じく、関税同盟統計も広域ドイツを範囲に収めた商品流通や現住人口の分野に現われて集団の現象の全体的数量像を提供するものであった。しかし、これも各国からの報告を事後的に整理・総括したものにすぎず、計画的で統一的な様式にのっとった統計作成を実現するまでには至らなかった。

総じて19世紀前半までは、ドイツ社会統計の後進性は歴然としており、先頭を走っていたプロイセンの統計ですら、すでに40年代にはイギリス、フランス、またベルギーといった諸国が近代統計作成の端緒についていたことと比較すれば、その発展度の格差は否定できない。なによりも、これは統一的国家体制作りの遅滞とドイツでの社会認識の次元を低く狭く制約してきた国状論の影響を受けてのことである。そうした中で注目し値するのがザクセン王国での統計協会と統計局の活動であった。ドレスデンの指導者とザクセン全土の統計の理解者の協働の下、国土の現状把握に有益な資料収集と公表に努めた。50年代前半に統計局主導の下、ワインリヒとともにエンゲルの尽力によってセンサスとして人口調査を実現させている。しかし、その勢いを継続させることはできなかった。エンゲルの考えは時代の先を走りすぎ、経済センサスとしての営業調査が営業経営者、ことに農民層の抵抗と反撥に合い挫折している。ザクセンに一瞬輝いた統計近代化の光ではあったが、それもあえなく消滅している。

19世紀50年代以降の社会経済的変動はドイツの他の多くの諸領邦にも現実の諸事象にそくした統計作成の必要性和緊迫性を認めさせる。各国における統計局の創設とその活動が開始する。これらの活動も基本的にはそれぞれの国家における行財政資料からする統計表示の作成に制限されていたが、国状記述というレベルでの統計表作成段階は克服されることになった。

ドイツ社会統計の前近代から近代への展開を実質的に促したものは関税同盟統計拡充委員会であった。関税同盟統計それ自体は実際の場面で実効ある社会統計を産み出すことはできなかった。関税同盟を軸にドイツ圏での統計の統一化を促進しようとした試みは、領邦国家ごとの多様な統計作成システムの壁、その中でプロイセン国家と統計局の保守的姿勢からの牽制、こうした現実的障壁に当って挫折せざるをえなかった。これは人口統計や営業統計にみられた通りである。こうした閉塞状況を打開し、先進ヨーロッパ諸国に伍した統計を作成するためには「脱プロイセン方式」が必要である。それが関税同盟統計拡充委員会の検討によって果されることになる。また、なによりもその必要性を感受し、率先してそれを推進したのがザクセンを追われた後の1860年にプロイセン統計局長に就任したエンゲルその人であった。エンゲルの活動はプロイセン統計局をして、そのあるべき活動に眼を向わしめ、60年代以降局の活動をして、ドイツにおける統計近代化に大きく貢献させることになった。

これまでの統計作成の反省に立ち、国家統一を見越した中から来るべき統一ドイツでの統計のあり方を検討・構想したのが関税同盟統計拡充委員会であった。ドイツ帝国の統計の骨組みはここで仕上げられている。近代化の遅れを一気に取り戻し、先進国に追いつき追いつくべく精力的な審議が1年半に渡りくり広げられている。その密度は圧倒的ですからある。おそらく、これほどの叡智が結集して統計問題を審議した例は歴史的にみても他にはないといえよう。後にドイツ社会統計として世界をリードする統計作成体制と統計理論を形成せしめた原動力もここにある。

社会経済統計の近代化プロセスは営業統計の展開に集約的に表われている。そこに社会統計の最も内在的な発展契機が隠されているとみなしうる。営業統計の近代以前の段階を表わすものがプロイセンや関税同盟での営業表であった。前近代性はその表式の枠組みと資料調達の双方に現出している。異質な営業経営体の機械的連結、同じ物的生産単位を取り上げながらも調査対象に対する恣意的な二

分法と不統一な表示項目、営業税記録という資料的制約である。こうした営業表がもはや現実の経済構造と経済発展に対応できず、統一的な経営統計として再構成されねばならない。このことを説き続けたのがエンゲルであり、またドイツ統計家の統一的意見としてそれを公に提示したのが関税同盟拡充委員会における営業統計に関する審議であった。

ドイツ帝国形成後の1871年12月に人口センサスが実現する。1882年には営業調査がセンサスとして実施される。この間、1875・80年の2度の人口調査の実績が積まれる。他方で、72年営業調査構想の頓挫と75年営業調査の失敗も経験している。10年の準備期間において、満を持して実施されたのが82年の職業=営業調査であった。上述したように、この調査そのものは方法論的にいくつかの難点を抱え、それを後に解決されるべき課題として残している。また、調査側の意気込みにもかかわらず市民階級の参加と反応は決して十分なものとはいえなかった。これらを割引いてもなお、人口局面を越えて社会経済の基底に迫る職業構成と営業実態に関する全数調査が実現したことに、ドイツ社会統計の実質的確立の証しをみることができよう。

注

- 1) とくに工場表の作成にあつては、全プロイセンにおける生産力側面での拡充を把握することが主目的であり、ここから営業経営の組織や内的関係ではなく、その外延的拡張に関心が偏るという結果になる。物的生産分野での作業施設とその下での生産手段（機械・器具・装置）の数量的拡大が問題となり、例えば布工場ではそこにある撚糸・染色・光沢仕上げそれぞれの作業場とその物的手段が分解表示され、独立した営業体とみなされる。工場表からは「それぞれの特殊な工業分野の全部の拡がり（der vollständige Umfang）を看取する」（Die Gewerbetabelle der Preussischen Monarchie für das Jahr 1846, *Handels-Archiv*, Jg. 1848, Heft 5, S. 441.）ことが望まれることになる。工場表が蒸気機関の用途別計上に特別な注意を払うのも同じ理由からである。
- 2) 1822年表作成を前にしたプロイセン西部の州長官へのホフマンの廻状では、1820年営業税法にもとづいて地方官庁によって作成されつつある納税義務のある営業経営者のリストが「調査を容易にし、その信頼性を管理する手段を提供する」とされている。このことがデュッセルドルフの国家中央文書の資料に記されている。H. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, S. 407. 自らが立案に当たった1820年営業税法をその後の営業表作成の基礎資料として有効利用すべきというのがその考えである。
- 3) この61年営業表をもってプロイセン営業表の作成は停止となる。1859年の第14回関税同盟総会で、営業表の以降6年間隔での作成というプロイセンの提案が採択され、従い、67年が次の営業表作成年となった。しかし、時のプロイセン王国商業・営業大臣（イツェンブリッツ）から示された営業表への不信とエンゲルの営業表批判が合わさり、67年営業表の作成は取り止めとなった。こうして、帝国形成後の1875年まで営業統計の空白状態が続くことになる。
- 4) 55年段階でこのような詳細複雑な営業調査を実施可能とみたエンゲルの考えは理解に苦しむ。「知は力」と信じ、調査を通じて社会啓蒙の先頭に立つという自負心の現われであろうか。こうしたエンゲルの高姿勢については、D. Schmidt, „Kenntniss ist Macht“—ERNST ENGEL in Sachsen, *Statistik in Sachsen*, 2006, 1, S. 35ff., *Statistik und Staatlichkeit*, Viesbaden, 2005, S. 104ff., でも言及されている。
- 5) この「営業統計に関する報告」は「ドイツにおける近代的生業統計調査の概念と手法の本来的な出現を示すものであった。その最も基本的な基礎命題は半世紀以上にも渡りドイツにおける生業統計調査の規範的指針を構成した」（F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 164.）と高く評価されている。とはいえ、その骨子はすでに1855年のザクセン王国生産-消費統計調査の際の指令において描かれていたものと同じである。
- 6) 営業調査に家内工業の実態把握を目指した質問項目を取り入れることを積極的に主張してきたのはエンゲルである。関税同盟統計拡充委員会の審議を経てエンゲルの手でまとめられた「営業統計についての報告」では、営業の経営形態を捉える上で、独立施設の工業や本来的な工場工業に対抗して問屋制下の家内工業がいかなる営業といかなる範囲で営まれているかの調査を不可欠としている。Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 343. しかし、後述するように75年調査では簡略化のためにそれを除去せざるをえなかった。エンゲル本人にとっては不本意なことであつたろうと推察される。82年調査ではこの質問項目は復活している。
- 7) 帝国形成以前の3年おきの調査では、現場当局からの問い合わせがあつたとしても、それに回答する義務は個人には課せられていなかった。回答義務を暗黙の形で示すのは72年構想にある調査規定である。さらに、罰金刑が明文化されたのは82年調査を指令した「1882年職業統計調査に関する法律」においてである。
- 8) 当時の職業統計の職種分類がその基礎に経営（=営業）分類を置いていることは、すでにフルストの看取しているところである。G. Fürst, Zur Methode der deutschen Berufsstatistik, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 19, 1929, S. 9ff.
- 9) これをすでにザクセン王国統計局時代に主張したのがエンゲルであり、その「職業調査と経営調査の基本的相違への洞察は生業統計の基礎的概念的問題の解明への第一歩を示した」（F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 153.）と述べられている。

- 10) 続く1895年の職業=営業調査でも経営の大小にかかわらずなく、一様の調査用紙が利用されている。しかし、1907年調査からは就業者（含、所有者）3/4人でもって営業を大小区分し、小経営には簡易な調査紙、大経営に本来の調査票が利用されている。Berufs- und Betriebszählung vom 12. Juni 1907, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 220/221, 1914, SS. 2-7. やはり、調査での労力節減は避けて通ることのできない問題であった。
- 11) Erfahrungen und Beobachtungen bei Berufs- und Gewerbezahlungen vom 12. Juni 1907, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts*, Jg. 49, 1909, SS. 1-24.
- 12) 国民各層の中には調査に対する不安感が少なからずあったが、帝国段階に入った営業調査においても、調査員に対してそれを「不愉快であつかましい侵入者」として抵抗を示したのは、とくに所有者層と教養市民層であったとされる。A. Hesse, *Gewerbestatistik*, Jena, 1909, S. 16.
- 13) 後に、この点を一貫して批判し続け、統一的職業分類の必要を訴えるのがメーアワルトである。R. Meerwarth, Über Beruf und Berufsschema, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Landamt.*, Jg. 54, 1914, SS. 365-80, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, Jena, 1920, S. 63ff. これについては、R. Stockmann, A. Willms-Herget, *Erwerbsstatistik in Deutschland*, Furankfurt/Main und New York, 1985, S. 29ff., をも参照。営業分類から独立した職業分類が営業統計で採用されるのは1925年調査からである。
- 14) 1895年職業=営業調査の指示には、同一営業内に複数の営業分野が包摂されている場合、「各営業分野ごとに別々の営業調査票が記入される形で申告される」（Anordnungen über die Berufs- und Gewerbezahlungen vom 14. Juni 1895, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 102, 1897, S. 9.）とある。1907年職業=経営調査でも同様である。
- 15) W. Conradt, Die Zähleinheit der gewerblichen Betriebsstatistik, *All. St. Ar.*, Bd. 12, 1920, S. 30, R. Meerwarth, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, SS. 6-52, R. Passow, Betrachtungen über den Aufbau unserer gewerblichen Betriebsstatistik, *Zeitschrift für Sozialwissenschaft*, N. F., Jg. 2, 1911, SS. 219-25, SS. 323-38. このような分解方式が限界に来ていることは調査当局側からも指摘されている。Erfahrungen und Beobachtungen, *a. a. O.*, S. 22. ドイツ営業統計で、こうした技術的単位ではなく、場所的にまとまった営業経営そのものを調査対象に取り上げることになるのは1925年調査からである。